

平成28年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成28年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年12月9日	9時00分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年12月9日	16時40分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	7番	木村照夫		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	こども課長	鶴田しのぶ		
	副町長	酒井英良	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	阿部一博		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 牧 菌 綾 子
 - (1) 協働のまちづくりを今後どう進めるのか
 - (2) 小中学校における外国語教育について

2. 重 松 一 徳
 - (1) 河川清掃と協働について
 - (2) 自治会組織化について

3. 河 野 保 久
 - (1) 町民会館・体育施設の指定管理制度は
 - (2) 基山町文化祭のこれからをどう考えるのか

4. 松 石 信 男
 - (1) 「いじめ」のない学校を目指して

5. 松 石 健 児
 - (1) 基山町公共施設等総合管理計画について
 - (2) 基山町の財政計画について

6. 末 次 明
 - (1) 基山町の農林業振興と地方税法の一部改正について
 - (2) 基山町の定住促進対策と目標人口の確保について
 - (3) 基山町職員の他団体との人事交流について

～午前9時 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る7日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○6番（牧菌綾子君）（登壇）

おはようございます。本日の傍聴ありがとうございます。6番議員の牧菌綾子です。

近年、熊本・大分に九州の生活圈道路を分断するほどの大きな地震や、今までの経験の中での想定内のことが意味をなさないような豪雨の被害が日本各地を襲い、基山町も大雪による大きな被害がありました。

そこで、今回は、ふだんからどういうまちづくりをしていくかを考え、今後の協働のまちづくりの進め方についてお尋ねをいたします。

(1)第5次基山町総合計画に出された基本計画の協働+ideaで、まちづくりの方向性を示されているが、協働のまちを目指す上で、抱えているさまざまな問題点はどのようなことがあるのでしょうか。

(2)基山町まちづくり基本条例を推進していて、町民の方に町民主体の自治の実現を図ることを目的としている条例であることの理解を深め、結束できるまちを創出していくのか、具体的例を挙げて説明をしてください。

(3)まちづくり基本条例の改正に向けて、審議会での検討は進んでいるのでしょうか。また、その結果は、いつごろまでに取りまとめるというスケジュールで開催されているのでしょうか。

次に、私は大学3年のときに、カリフォルニア大学のバークリー校に夏季留学いたしました。1ドルが298円のころです。現在は1ドルが110円を切るほどになったのに、留学する学生の数がずっと減ってきているそうです。理由はいろいろでしょうが、万国共通の言葉となっている英語をしっかりと使えるようにすることは、必須の社会となってきています。

そこで、基山町の小中学校における外国語教育の現状をお尋ねいたします。

(1)平成28年度基山町教育の基本方針の中で示されているグローバル社会に対応できるよう、国際教育の推進はどのような状況で進んでいるのでしょうか。

(2)小学校学習指導要領で、平成23年度から実施の5年、6年生においての週1コマ導入の外国語活動の定着について、現況をどう評価しているのでしょうか。

(3)中学校学習指導要領で、平成24年度から各学年の授業時間が約3割増へ充実されましたが、従前の指導と何か変わったのでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

おはようございます。時間も短いので、すぐに回答に移らせていただきます。

牧菌綾子議員の1を私のほうから、そして2を教育長のほうから回答させていただきます。

1、協働のまちづくりを今後どう進めるのかということですが、その中の(1)第5次基山町総合計画に出された基本計画の協働+ideaで、まちづくりの方向が示されているが、協働のまちを目指す上で抱えているさまざまな問題点はどういうことがあるのかということですが、

本町においても、人口減少や少子・高齢化が進んでいる中、平成28年からの10年間は、町民も行政も、今、自分たちが、基山の未来を動かしているという実感を得ることのできる真の協働の10年間、目に見える変化を遂げる10年間にしていくことが重要だと考えております。

協働のまちづくりを目指す上での問題点としては、町民が主体的に活動していけるような意識づくりや、仕組みづくりを行っていくことが重要と考えております。そのため、行政の「みえる化」を行いながら、町民の皆様一人一人が気楽にまちづくりへ参加できる環境づくりを行う必要があると考えております。

(2)基山町まちづくり基本条例を推進していて、町民の方に町民主体の自治の実現を図ることを目的としている条例であることの理解を深め、結束できるまちづくりを創出していくのか、具体的な例を挙げて説明をということですが、

幾つかの具体例を挙げさせていただきますと、まず第3区において自主防災組織を立ち上げ、地域の災害危険個所の把握や避難経路確認のための自主避難訓練を行うなど、自発的な

活動を展開されております。

次に、第7区及びけやき台地区において、地域での見守り活動を強化するための認知症声かけ訓練に対し、積極的に御協力いただいております。

さらに、慶応大学によるフィールドワークでは、若者の目線によるまちづくり、地域づくりの提言があり、そのうちの1つがSGKのまちカフェ事業につながっております。

ほかにもさまざまな取り組みがございますが、町民の皆様と行政がお互いに補完し、協働についての理解と認識を深め、協力し合いながら結束できるまちを創造していくことが重要と考えております。

(3)まちづくり基本条例の改正に向けて、審議会での検討は進んでいるのか、また、その結果は、いつごろまでに取りまとめるというスケジュールで開催されているのかということでございますが、まちづくり基本条例の改正に向けては、基山町まちづくり推進審議会において、平成27年度中に議論をしていただき、平成28年3月29日付で答申書の提出を受けております。

その中で、基山町まちづくり基本条例第28条に基づく条例の見直しについて、今回は条例改正または廃止の必要なしと答申がなされたことを尊重し、条例の改正は行わないこととしております。

ただし、その答申書の中で、3つの項目について条例の運用上の提言をいただいたことから、現在、その改善に向けた対応を行っているところでございます。

最初の回答は以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2項目めの小中学校における外国語教育についてということで、(1)平成28年度基山町教育の基本方針の中で示されているグローバル社会に対応できるよう、国際教育の推進はどのような状況で進んでいるかというお尋ねでございますが、全般的な国際教育の推進という点では、まず、平成30年度から実施される小学校英語科の実施に向けて、核となる小学校教員に対し、中学校英語科の免許を取得するための研修等を実施しているところです。

また、町内の小中学生に対し、英語検定の受験費用補助を行い、英語教育に関する動機づけとしております。

具体的な事業としては、小学校では今年度、7月に若基小2年生児童とシンガポールの方との交流会を実施いたしました。また、来年1月に基山小では、土曜参観授業でインド出身の方にダンスの披露と体験や講演をしていただき、交流を行う予定です。

さらに、小学校では、しめ縄づくりなどの学校行事に鳥栖の弘堂国際学園の外国人の学生を招待し、異文化を体験してもらう授業を予定しています。

基山中では、小学生も受講できる英語検定に関する補充学習を行いました。これは、一次試験の筆記とリスニング、そして、二次試験で行われる面接形式のスピーキングテストに関する補充学習として実施しました。

授業等で国際交流に関する授業については、今後、実施する予定です。

(2)小学校学習指導要領で、平成23年度から実施の5、6年生においての週1こま導入の外国語活動の定着について、現況をどう評価しているかということでございますが、小学校における外国語活動は、中学校の英語科と異なり、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る活動となっております。

外国語活動が実施された当初と比べると、教職員への研修が充実したこと等から教師の指導力が向上していると考えております。

また、基山町では、週1度のALTによる外国語活動を実施しており、これら2つの成果として、児童の外国語活動に対する意識も高まってきていると感じております。

本町が実施した意識調査では、英語が好き、使えるようになりたい、英語の勉強が大切だと思うと答えた児童の割合が9割という結果になっており、外国語活動の定着という視点では、児童が英語で挨拶をしたり、数を数えたり、好きなものとその理由を言ったりすることができるなど、一定の成果を得ていると考えております。

(3)中学校学習指導要領で平成24年度から各学年の授業時間が約3割増へ充実されたが、従前の指導と何か変わったかということでございますが、従前の読む、書くを重視した指導から、聞く、話すを加えた4技能のバランスがとれた指導へ改善されたということと、取り扱い単語の数が増加したという2点が上げられます。

具体的には、聞くことに関しては、まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ることが追加され、話すことに関しては、与えられたテーマについて、簡単なスピーチをすることが追加されています。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、町民の方にお配りしたこの第5次総合計画のダイジェスト版ですね、この中にも記載をされている文言をちょっと読むと、協働のまちを目指しているが、まだ道半ばなんですという印象を強く感じるんです。回答の中でも、3区、7区の具体的な例はいただきましたが、こういう点は、ほかにも結果が出てきていますよと、具体的に3区とか7区のようになくても、出てきているようなことというのは、ほかにありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

具体的な活動内容としては、まちづくり基金事業を活用したものが非常にわかりやすいんだろうと思いますけれども、例えば、今年度のまちづくり基金事業の内容といたしましては、耕作放棄地を活用した多世代による野菜づくりとか、鳥獣被害対策のためのイノシシの箱わなを自分たちで作成して設置をしてやっていこうとか、あとは朝市の開催とか、さまざまな取り組みがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

この総合計画の平成28年度からの3カ年の実施計画、こういう資料もいただいて、こう見ると、5つの事業を組まれていて、ざっとトータルで960万円の計上がされています。

これらの事業に対しては、毎年、ここは変更をちょっとして行って、改善しながらやっていこうとするのか、とりあえず計画を出して、3年間でこの事業を結果、ここまで持っていくということに進めていくのか、その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

当然ながら、実施計画でお示ししているものについては、それを目指してやっていこうということで実施計画は立てさせていただいておりますけれども、当然ながら、年度、年度の状況によって検証するわけがございますので、当然見直しも含めたところは考えていかないといけないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

毎年、少しずつ改善点は内容が変わっていくんであると思いますので、私たちも必ずその辺は細かくチェックをしていかなければと思います。

それと、この総合計画のところで、関連する戸別計画として、基山町協働化推進計画というのがあります。これにどういうふうに関連しているのかが、ちょっとわかりづらいので、少し説明をお願いできたらと思うんですが、ページ数はわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

基山町の協働化推進計画につきましては、たしか前回の議会だったと記憶しておりますけれども、久保山議員のほうから、もう年度途中に入っているのに、なかなかできていないのは遅いんじゃないかということで、その際に、いろいろちょっと計画内容を抜本的に見直したというのがありまして、その点については、10月の下旬に策定をし、お示ししているところなんですけれども、当然ながら、この基山町の協働化推進計画に沿ったところで、協働というものを考えていくべきだと思っておりますし、そこで、例えば、町民の皆様、それと議会、そして、私ども行政側の立場をしっかりと明確にした上で進めていこうということに記載しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

その立場を明確にするというのが、簡単なようで一番難しいんだろうと思います。

そこで、今出ました久保山議員の平成27年6月議会で、まちづくり基本条例の改正についてという質問をされております。私は、その後追いというか、どうやっているのだろうとい

うところで今回の質問をしているわけですが、そのときの現時点での問題点という質問に対して、地域担当職員のあるべき姿、まちづくり基金の有効な実施運営、これをちょっと問題点として感じているんだということが示されています。

この段階で、問題意識を感じていた点を見直した内容で、先ほども見直ししているところは、もう毎年、見直して改善していくということでしたから、この平成28年度は、それでは、この見直した内容で取り組んでいるということで、まずよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

平成27年6月議会の際に、久保山議員のほうからいろいろ御指摘があった点、ちょっと記憶している範囲ですけれども、たしかその当時は、大きく2点ありまして、まず、地域担当職員というのを今、その当時、当然設けておったんですけれども、なかなか各区に入り込んでいないよねという御指摘があった点、それともう一つは、まちづくり提案について、要望なのか、提言なのか非常にいろいろ混在していてわかりづらいんじゃないかという点があったように記憶しております。

そういう点も含めて、まちづくり審議会のほうでも、いろいろ御議論をいただいた中でございますけれども、今、現在の状況でいきますと、御案内のとおり、地域担当職員制度につきましては、今年度、課長、係長クラスを優先的に配置をして、各課の運営委員会でも積極的に出向いていこうということで、各課のパイプをより強くしていこうという改善を図って取り組んでいるところでございます。

大きなもう一つのまちづくり提案にかかる要望なのか、提言なのか、非常にわかにくい点ということにつきましては、要望の段階で提言なのか、要望なのかという選択をして御提案いただくように、もう様式を既に改正しております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私が早口でしたので、申しわけないんですが、地域担当職員とまちづくり基金の有効な実施運営と感じているということでお話を進めたかったのですが、さきに提案のほうをおつ

しゃったので、提案に関しても問題点の一つですので、その後、私も考えていることをお伝えしようと思うので、一応その問題点はもう少し後でお話をするということで、この示されたまちづくり基金の実施運営も問題点であるというふうに回答されています。これはそのときの議会だよりに出ておりますので、町民の方もごらんになっているかと思います。

そのまちづくり基金事業についてですが、これは何度か予算委員会の中でも議論をされた内容で、この事業概要の中でも既存のまちづくり基金事業の見直し作業の中で支援制度化を図るというふうにあります。まちづくり団体や補助を決める際の基準となるポイントですね。委員会の中で、どうしてここがというふうな具体的なことで話は上がっているんですが、決める際の基準となるポイント、それから、補助を行う年数など、現在、見直して変わったのか、変わったのであれば、その点を御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

まず、基金事業の要綱の見直しにつきましては、現在、作業中でございます。

具体的に申し上げますと、現在、パブコメ中ございまして、12月のたしか16日ぐらいだったと思いますけど、そこまでパブコメをさせていただきます。

今後の流れといたしましては、そのパブコメ等々も踏まえまして、来年度、次回のまちづくり基金事業の内容につきましては、今後のスケジュール案としては、1月中に要綱の改正を見直しまして、2月下旬ごろから住民の方々等に周知をしていきたいというスケジュールで今取り組んでいるところでございます。

改正の案、現在の案でございますけれども、これまでの基金事業の要綱というのが非常に言い方として、ざっくりというか、一律20万円とか、そういう同一団体に対する補助は3年までとか、これまではしておりました。

来年度、次回以降のまちづくり基金事業の内容については、そのまちづくり計画をするような団体が、よりふえるような形で内容も少し見直しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、どういう団体がこういう申し込みをされるのかなというふうにちょっと思ったんで

すが、それはじゃ来年度2月以降でパブコメが終わり、また、改正をされてから要綱、それをまたお尋ねはその以降にしたいと思います。

では、ここで、いつも発言の少ない副町長に1つお尋ねです。

担当課として、今まで見ていた目線と、ポジションがお変わりになって、町民の方との接触の機会も、あるいはまた耳にする意見の内容も、担当課で聞けたときとは違ってきたのだろうと私は思っているんですが、この協働のまちづくりを進める上で、ああ、こういうところが違うんだとか、こういうところは今まで担当課のときは、もうその仕事でいっぱいだと見えなかったけど、進んできたとか、具体的に感じるどころなんかありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）（登壇）

このまちづくり基本条例ができて、変わったところは、まず、役場の業務でいえば、役場の業務の取り組み方が変わったと思います。情報公開でやはり透明化ですか、情報公開が原則になっていますので、まずは情報公開をして、それから、政策を進め、それから、町民公聴といいますか、町民が主体ですので、町民の声を聞いて、政策を立てるということで、まず、公聴をして、その公聴の結果、いろんな意見をもらって、その意見を参考にしながら、政策を進めていくということは、従来のこのまちづくり基本条例がなかったころに比べると、ただ、行政が単に政策を決めて実行していたというようなことから比べると、非常に変わったというふうに感じております。

ただ、問題点としているのは、私もまちづくり計画は非常に少ないので、このまちづくり計画を皆さん、組織で提出してもらおうというのが非常に重要ではないかというふうに思っております。

行政とコミュニティーとか、そういう部分でまだ協働して事業をやっていくことが必要だというのは、これからさらに必要ではないかというふうに思っております。地域担当職員も今、課長が申しあげましたように、久保山議員から指摘があったように、入りにくい、入っていないじゃないかというような点もありましたので、そういうのは改善して、今、どんどん入っていただくようにしておりますし、入っていただいて、そういう人的支援もしていますので、今後はそういうまちづくり計画をどんどん出していただく。そして、協働のまちづくりを推進していくことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはり、副町長であると、答弁もやわらかくなったというか、幅広く見てあるなという感じがするんですが、私も町民みんなで協力をして、自主性を持ってまちづくりしていこうよと、短く簡単にまとめれば、そういう内容かなと、このまちづくり基本条例を自分の中ではもう理解していますので、もう難しく考えなくて、わかりやすくほかの人に説明するためにも、必要なら、この改正もしていくものかなと考えていました。しかし、審議会の答申は、現況のままでいくというふうに出されています。ですけど、3つの項目で先ほど課長も言われた、ちょっと条例上の運営での提言もいただいたというふうに回答されていますが、先ほどは、もう進めているということでしたが、具体的に、スケジュール的には、まちづくり基金の作業については、今、パブコメをいただいているということでしたが、提言にあった3つの項目、全体としての改善をどういうプロセスで今後進めていくのか、そのざっくりとしたところでお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

ちょっと私の説明もわかりづらかったと思いますが、まず、審議会のほうから提言をいただいた内容3点が町長のほうから3つあるということを申し上げましたけれども、1つは、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、まちづくり提案の際の要望なのか、提案なのか、意見なのかというのを区別しないとやはりわかりづらいねという話が1点目。

それと、2点目は、補助金を含めた財政的な支援を、より見直すことによって、まちづくり計画策定団体がふえるような、そういう仕組みづくりを考えていけないんじゃないかというのが2点目。

それと、最後の3点目が、例えば、いろいろ条例とか計画とかつくる際に、住民の方のアンケートとか、ワークショップとか、いろいろやっていますけれども、それが重要な計画に住民が参加するという協働のまちづくりという概念には、そこもあるんですけども、そこも、例えば、どういう場合だとアンケートをすべきなのかとか、パブコメまでするのかとか、そこもちょっと整理をしないといけないんじゃないかと、大きく3点について御提言を

いただいております。

1点目の要望、意見、提案というのは、先ほど申したように、もう改善をして進めております。2点目が、まちづくり基金事業の改正に向けて今取り組んでおります。3点目の重要な計画への参加については、基本的には行政の職員が、どの場合はどこまでやるべきかという、ある程度の目安をフロー図を既に作成をして、6月中ぐらいだったと思いますが、もう既に周知をして対応済みです。3点の提言のうち、まちづくり基金事業の見直しだけが残っているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ということになると、私も同じように考えていたのを今回述べようかと思いましたが、進んでいるということですから、改めて一緒に考えるということ意見として言わせていただきたいんですけども、先ほどの久保山議員、私の一般質問ですが、久保山議員の名前を連呼しておりますから、ちょっとどうなるかなと思いますけれども、要するに先ほどの提言の改善のところ、やはり課長が言われたように、町民提案制度ですね、これの見直しというか、これにも問題があるということをお答えされていたので、私たちがちょうど2年ぐらい前になりますけれども、委員会の視察で行った砥部町のほうでは、やはりこういう町民提案制度の要望に対しての受け付けで、「砥部の宝箱」というネーミングで平成15年より受け付けを開始されております。

そして、そこで私たちが視察に行くわけですから、どこがいいのか、どういうところを教えていただきたいかということで質問するわけですが、この提案内容に、「生活環境についての提案があるのですか」という質問をしたところ、「道路ですとか、水路ですとか、そういうものに関しては、年に1回、地区のほうで、まずまとめてもらうようにはしている。地域中で十分に検討して、その中で、ここが大事だ、ここを先にしてほしいというようなことがあれば、それを調整して、区長の方が地区の要望として上げる」と。

ですから、町への提案制度を使って、こういうこと、例えば、今現在の基山町にあるような、何ですか、私も一般質問しましたが、カーブミラーであるとか、水路の側溝がちょっと危ないからどうかというようなことはないということでした。

じゃ、上がってきた提案内容の実例としては、どういうことがあるかという、子どもの

医療費助成の拡大であったり、地区小学校が3校あるんだけれども、もう現状、統合すべきではないかということ。それから、町内での病児保育の実施とか、それから、まちづくりを考えていく上で、地区だけじゃなくて、財政問題もありますから、町民の方でこれはどうなんだというふうに広く意見を聞くということも必要だというふうな議論を感じる、そういうものについて、町民のほうから出されています。

言いましたように、基山町の現状と今違う点ですが、改善に向けて動いてあるということですから、もうしばらく見ていたほうがいいのか、こういうやり方なら、先ほど言いましたように、条例改正とかなくてでも、運用ということではできると思いますが、ほかの市町のことと言ったらおかしいけど、どうでしょう、こういうところがもう平成15年からこういう形で現状を出されて、結果を出されているということについて、どう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

はい、牧菌議員おっしゃいました砥部町の事案は、私も以前、ちょっといい取り組みだということで聞いたことがございまして、ホームページ等々でも確認をさせていただいていたところなんですけれども、今回、まちづくり提案について、要は提案なのか、要望なのかという区別をしっかりと提案していただくことに改正したことは非常に大きなことで、非常にやりやすいというか、いいことだろうと思います。

砥部町がされております、恐らく牧菌議員がおっしゃっているのかは、まちづくり提案をする際に、そういう要望などは、もう別枠にして、そういう仕分けをしたほうがいいんじゃないかということをおっしゃっているんだろうと思いますが、今の現状のまちづくりで、基山町の提案制度も既に区分を、区分けすることで提案をいただくことにしていますので、そこはもう解消できているのかなと思います。

それよりも、まちづくり提案、提案自体をより多く御提案いただくような仕組みづくりとか、我々の啓発も含めて、そこが対応すべきところなのかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私としては、自分が一応提案制度を書いてみて思ったのは、まず、みんなで本当にこれ、

どうなんだと話し合える場があって、その中で、これはやっぱり提案という形で出したほうがいいねという人も、盛り上がりを持って提案したほうがわかりやすいのかな。区別しているからといって、これは要望でしょう、これは提案でしょうってね。じゃ、誰が区別するのかということもあるので、やっぱり盛り上がりを持って、意見としていくほうがいいのかと思って私は砥部町のやり方は、これはいいなと思ったわけなんです。

では、おっしゃるように、条例改正もしない、現行、現行のままの条例施行規則で、この提案事項が今のように提案と、それから要望としっかり分けて、提案となった場合、先ほどのように「皆さん、どうでしょう、これだけの内容」というふうな話になったときに、まちづくり基本条例の16条の4で示されている「町は、提出された提案等が具体的な施策や事業等に反映できる場合は、制度の整備及び充実を図らなくてはならない。」という文言に、どういうことをじゃあ、先ほど言いました砥部町での具体的な例ですね。ちょっと話が大きな内容を町民のほうからこういうふうに町も変えてほしいというふうに出たときに、これで十分なのかというのがちょっと想定されるのですが、その辺はどうでしょう。今のままでも対応できるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

はい、今のままで十分に対応できると考えております。

要は、どういう提案をいかに受けるかということに尽きると思いますので、そこは運用の中で、逆に言うと泳いでいくべきだろうと。条例で具体的なところまで書くと、運用が縛られていく部分はあるかと思っておりますので、そこは運用でしっかり補完をしていくという考え方がよろしいのかなと私は考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

そういう提案ということにしたいという、例えば、さっきの3校統合とかいうような大きな問題になったときは、では、提案という形で文書を書くときに、結構提案制度で具体的な内容というと、相当しっかりとしたものじゃないと一緒に考えてほしいということだけ書けばいいという内容じゃないので、なかなか提案として出せるのかなというふうな、ちょっと

そういうところもあって、ただ、要望と提案をしっかりと分けますと、これはもう要望ですよというふうに仕分けをしてもらうと、それはそれでわかりやすいんですけど、意外と砥部町でもあったような病児保育の実施とか、若基小学校なんか、学年によっては1クラスということもあるので、今後どうするんだという問題が話としては上がってきているけど、提案という形になったら、話が、要するに町の皆さんにこうなんですよというものを出示してしまうから、出すほうも結構、その後どういうふうに落としどころを見つけて話をここまで持っていくのかということになると、提案というのも、意外と難しいのかなとも思ったりもするんですが、それは、今対応されていることで、一つ一つ具体例が挙がってくれば対応していかれて、結果が出てくるんだろうと思います。

ですから、町民提案というのには、自治組織の強化というのがまず必要だろうと思っています。その中で、基山町に限ったことではないんですが、地区の人間関係、つながりが薄れています。だから、この条例の中で、うまくそれを機能するように再構築するというのが、おっしゃったように運用で何とかそれはやりますということなので、それ以上のことはちょっと聞けないんですが、私なんかは、団体長会議とか、運営委員会の中で、参加していると思うのは、「皆さん御意見ございますか」ってお尋ねにはなるけど、何が問題なのか、常に周りを見ている区長であれば、ああ、あそこがとかわかるけど、やっぱり組長あたり、住民として住んでいる分にはそこまでの問題点を感じるということはないので、意見が上がってこない。意見がないから、じゃ、ないのか、皆さん、問題点を意識していないのかといったら、そうでもない。

なので、一応声のかけ方として、こういう問題が現実、町にこうあるんですと、で、皆さんはどう思われますかという形で問題を提起するような、そういう形にしたら、意見というのは、少し出てくるのじゃないかなとも思うんですが、現在は、例えば、団体長会議等では、どういう会議の進め方というか、そういうふうな話で意見を吸い上げているということではないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

毎月実施している団体長会議のことでよろしいかと思いますが、団体長連絡会議は、各組織の団体の長が、各区長が数十人お集まりいただいていますけれども、そこでの次の月の行

事の報告と、それが一通り終わった後にいろんなぎくばらんな意見交換はどうですかということを見せてはいただいております。

牧菌議員おっしゃいました、なかなかまちづくり計画をどうつくっていかとか、意見が吸い上がってこないという点につきまして、ちょっと発言させていただきますと、今回、今年度せつかく地域担当職員の制度を見直しております、そこで各区とのパイプをより強くしていこうということでやっておりますので、ぜひそこは地域担当職員を御活用いただければと逆にお願ひしたいところがございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

いろんなものが動き出していますから、一気に改善ということにはならないと思いますが、もう既に考えているということじゃなくて、もう現実動き出しているということで、それはそれで私たちも期待して、うまく活用して、うまく皆さんの意見を吸い上げるようにしたいなどはと思いますが、今回、こういうことを聞いたのは、1年半前の後追いでどうなっているというのが聞きたかったということもあるんですが、基山町ではないですが、よその市町では、もう既に人口減少によって、行政サービスを一部担っているというようなところも出てきております。

かといって、では、今度はじゃ、サービスを担っている住民の方の数も確保が難しいというふうな状況になって、現在、住んでいる集落であり、その区ですね、その形を変えて維持していかななくてはいけないというよう深刻な状況にあるところが、もう既に出ております。

基山町の状況が、ここまでないにしても、危機意識というのは持つておくべきだろうと。そして、5年後、10年後の姿を想像すると進めているこの実施計画であったり、それから、まちづくりの計画ですね。それをどういう認識で進めていくのだろうかということを、ちょっと私たちが「ああっ」と、わかるようなイメージで伝えていただくといいんですけど、最後ですので、イメージが伝わるようなものがあれば、ちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

イメージという言い方をするとあれですけども、まさに先ほど、町長が答弁されたとお
りじゃないかと思うんですよね。当然、基山町も人口減少が予測される中での今後10年間、
しっかり計画を立ててやっていこうということで危機感を持って対応しているところでござ
いまして、やはり、目に見える形での変化を遂げるような10年間にすべく、基山町の総合計
画を立てています。総合計画の中にもそういうものは記載しております。実施計画も立てて
おります。それに沿ったところの総合戦略も立てております。それを着実に実行して行って、
評価をして、改善すべきところは見直してやっていくというのが今後10年間、我々も、そし
て、町民の皆様も議会の皆様も与えられた使命じゃないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私たちもしっかりとチェックをせよというふうにおっしゃっていただいたような気がしま
すので、一緒に動いていく上で、事細かにどうなっているのじゃなくて、こんなふうな細か
いことを、ちょっと何か町民の方の声が上がって、実際動いていないみたいだけどというこ
とも相談しながらやっていくべきなんだろうと思います。

それで、最後に副町長にもお尋ねをいたしました。町長にも回答いただきましたので、今
後、住民の方にみえる化ということで、こういう形での協働を進めているんだよ、ああ、こ
れが協働のまちづくりなんだと感じてもらうようにするということですが、町長には、ド
ローンのように高く少し舞い上がっていただいて、広く見るような感じで、具体的にじゃな
くていいんですけど、今後、10年のみえる化がどういう形で町民のほうに、ああ、こうい
うところがというふうにわかるかなという、ちょっとざっくり、あんまりざっくりとするのも
よくないけど、少し大きな全体像で何かお示しいただくといいですけど、お願いできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

どっちかという現実主義なので、余り上から見るというのは得意じゃないですが、1つ
は、今、協働のまちづくりというのが先ほどの行政に対してのアイデア提供的な話と、プ
レーヤーとしてやられる話と、ある程度分けて考えたほうがいいじゃないかなというふう
に思っています。

アイデア的の話だったら、先ほどの病児保育についても、それから若基と基山の一本化、学校を一緒にしてという話は、両方とも提案としてはいろいろな人からもう既に基山町でも来ておりますので、そういう意味では、それについて基山町でどう考えて、どうやろうとしているかとかいうのは、また別の機会でお話することはあると思いますけれども、むしろ、やっぱりプレーヤーとしてやっていただく時の問題点、特にきょうの傍聴のメンバーの皆さんを見ますと、朝市、けやき台の朝市を今後どうしていくかというのは、非常に私は大きな、まさに具体的な例になると思いますので、プレーヤーがどういうふうを考えられていて、また、周りとして、町として、どういう支援をしていかなきゃいけないかというのを、これからまさに町とけやき台地区、それから、もっと広げて商工業者まで広げなきゃいけないと思いますけれども、そういう方々と一緒にいい朝市のやり方、継続する朝市のやり方、特定の人に負担がいかないような朝市のあり方なんかを考えていくということが、これからの協働のまちづくりのまず第一歩になるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう具体的なものを一つずつ解決するところから、それをまとめていって、協働のまちづくりの姿がこういうものだという、むしろ、具体的なところから全体像を導き出していくような、そういう形のことをぜひやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私もざっくりと簡単に考えていましたが、まちづくりというか、協働のまちづくりというのは、本当に難しいんだなと改めて感じましたので、また具体的に事が進んだら、今度は具体的な内容でまた質問したいと思います。

では、次の質問に移ります。

ことしの視察先で、この前も新聞に載っておりましたが、横浜DeNAの指名1位になった濱口選手のことを視察先で、基山町といえば、こういう方がいらっしゃるんですねというふうなことをちょっと言われて大変うれしく思ったんですが、基山町って、スポーツだけじゃないんだよというふうな気持ちもそのときにありました。

ただ、こういう教育問題についてお尋ねをするときは、何か数字で、ここがアップしたんですかねというふうなことを示していただくというのがちょっと難しいので、今回の質問にも、変化の様子をお尋ねするような質問になったんですが、ALTですね、外国語指導助手

を活用することで、ここの中で回答でいただいた児童の外国語活動に対する意識の高まりを感じていらっしゃるという回答はいただきましたが、ネイティブな発音、今まででしたら、私たちがそうでしたけど、日本の先生であるとジャパニーズイングリッシュというやつですよ。ちょっと発音がよろしくないというふうなこと以外に、プラスの効果って、ほかに何か出ていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

おっしゃるようにネイティブの発音を聞いて、子どもたちが直に英語というのを実際に接するというのと、自分の国の紹介とか、そういうことを彼らは時間をとってやってくれます。それから、廊下の掲示板とかに自分の国の紹介とかをプレゼンしたりしてくれるときもあります。

そういうことで、ALTを通してですけど、その国の内容を知るということはあります。ほとんどのALTが日本語もわかりますので、子どもたちが話しかけやすいというか、臆せず外国人に接するという、そういう効果は出ていると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私たちのころは、うわっ、外国の人やんという感じで、なかなか近づけなかったというのがあるんですが、ベースとして、ここのお答えもいただきましたけど、地域に在住していらっしゃる外国の方と、どういう交流活動を進めて、具体的にはシンガポールの方との交流会ということは回答いただきましたし、今後、インドの方のダンスを披露したり、体験したりということも書いてあるんですが、どういう形で進めていけたらいいな、どういう形でその子どもたちとの交流を、そういう外国の方と結びつけていけたらいいなというふうな、基本的な部分というのは、決めていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的な部分ということはきっちり決めているかということ、そういうことはありません。

地域在住、あるいは地域といっても、鳥栖近辺まで広げて、誰かの知り合いを通じてとか、そういうところで人間的にしっかりしている人という方で、学校教育に入ってきて、問題のないというか、非常にプラスになるような方に入っていただくということは原則的にはそういうことはきちんと思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

まさにグローバル化に向けた国際交流というのを身近なところからスタートさせるという点では、ちゃんと大人のほうがあの人にはちゃんと大丈夫ねというような、いわゆるチェックと言ったら申しわけないんですけど、そういうことは子どもに対しては、やっぱり気をつけなきゃいけないことですから必要と思うんですが、そういうふうな将来つくかもしれない外国語を活用した職業ですね。そういう夢の段階で考えている子どももいるのかなと回答を見ていて思うわけですが、そういう夢をかなえさせる、それを意識して勉強していくというプロセスで英語検定ですね、これもひとつの資格を取るということは、大きな一歩になると思います。今回、町のほうが検定を受ける際に、補助金を出すことを決めた経緯、こういうことから出そう、出さなきゃいけないねといった経緯と、それから、若基小、基山小、児童数がこれだけ大きく違いますけど、30人分と決めた基準とか、何かその辺がわかればちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私のほうから経緯について御説明して、その予算の基準については課長のほうから。

やはり、外国語教育というか、英語なんですけど、重要性というのは、非常に以前から叫ばれていて、そのために子どもたちに何が一番外国語を身につけさせるために動機づけになるのかなということを考えたときに、例えば、柔道とか空手とか、水泳もそうですが、段の前に級があったりして、少しずつスモールステップといいますか、そういうステップしてグレードを上げてくるということで、英検も5級からありますが、そういうことでグレードを下から上げて、ずうっとこの英語に関する興味、関心を長く持ってもらって、その取り組みが全ての教科の学習の意欲に結びつくような、そういうことをきっかけにやればいん

じゃないかなという考えでこういう授業をしたことをございます。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今回の補助ですけれども、初めての試みでしたので、どれぐらいの子たちが受けてくれるのかというのがわからなかったんですけれども、概ね聞いたところと、これぐらいかなという予想のもとに人数を出させていただいて、ただ、御指摘のように予算を計上する際にも御指摘があったんですけれども、生徒数の割合が違うんじゃないかということですね。

ただ、そういう中で、じゃ、予算が足りなくなったらどうするのかという御指摘もありましたので、そこは必要があれば、再度補正予算をお願いをしながら、きちっと受けた子に対しては補助をしていくという考えのもとで予算等は計上させていただきました。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

課長の答弁の中でも人数がふえた場合は補正をしっかりと組んでいくんだという説明がありましたから、これは初めてなのということでしたが、やっぱり違うね、こういうものを見ると、子どもたちが勉強意欲を持ったねという形で結果が出て継続していけるものと思って、時間もないので、次の質問をしたいと思います。

文部科学省もこのままでよくないという認識だったのでしょうか、問いの(3)にしました。中学校では約3割、授業の時間がふえております。このせいで授業数というか、時間数が減った科目とかはあるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

総体的に全部の授業数が今の学習指導要領では35時間ふえていますので、総合的な学習であるとか、選択教科と波形表示してある下限をとって教科をやりますとか、そういうことはできますので、いわゆる標準の教科で減ったというのはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧園綾子君）

日本では、外国語教育導入、これが2011年から開始学年が小学校5年ということで今導入していますが、中国、韓国、台湾は小学校3年から開始学年をスタートさせていて、なおかつ日本より10年以上前からこの外国語教育というものを導入しています。

この点については御存じと思いますが、こういういわゆるおくらしているかなという部分は、どういうふうに国として今後進めていこうとしているのか、わかっている点、あるいは方針が決まっていたら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはり御指摘のように、諸外国に比べて学年の立ち上がりといいますか、そういうところがちょっとおくらしているという懸念は十分に持ったと思います。ですから、次回の学習指導要領の中では、今やっている5年生、6年生の部分を下におろして、そして小学校5年生、6年生には教科としての位置づけをして週に2時間と。今、外国語活動というのは週に1時間で、これもはっきり言いまして、外国語活動には教科書はないんですね。教科書はないし、評価もないんですね、活動ですから。

ところが、5年生、6年生の教科になると、いわゆる教科書があって、評価もすることになりますので、これからやはり——それと中学校につなぐと、うまくつないでいくと。今の外国語活動と中学生の英語教育は流れているというところをどうかと聞かれると、私はちょっと怪しいなというふうに思っております。ですから、そのあたりの接続をきちんとやっていけるのじゃないかなという考えでおります。

○議長（鳥飼勝美君）

牧園議員。

○6番（牧園綾子君）

これから様子を見なきゃいけないところがあるので、どうですかというふうには当然聞けないんですけど、だから、子どもたちが授業の中でどういう変化を出していますかというふうにしにお尋ねができないんですが、ことしも開放ウイークで基山中にお邪魔をして、2年、3年と英語の授業を見てきました。挨拶から始まって、Q&A、そしてソングと、発音のチェックを中心にヒヤリング重視で進められていて、生徒もしっかりついていってました。

いい授業でした。

A L Tの方から「どうぞお入りになりませんか」と言っていただきましたけど、出るときは大変なので、「いや、結構です」と、そういう中で見てきたんですが、この文法など、読解力を必要とするものは、基本、母国語である国語ですね、日本語の。このレベルがやはり高くないと難しい面があるかと思います。

このあたり、基山町の英語のレベルというのは、全国的に見たらちょっとあれでしょうけど、県のレベルとしては、平均は超えているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私は超えていると思っております。今回の英検の合格者も、昨年と比べたら随分伸びております。興味、関心を持ってくれたというのはあると思いますが、これからもっと英語については、力を入れていくべきであろうという認識ではおります。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

本当にいい授業でしたから、数年、毎年行っていると、レベルアップしたのは私も感じています。

それで、この文書の内容を理解するというのは、当然おわかりだと思いますけど、会話でのコミュニケーション能力をアップすることと本当に二刀流かなと、そういうふう思うわけですが、先ほど言いましたように海外では、中国語は英語と構成が、主語・動詞・目的・補語という文法構成が一緒ですね。ですけど、韓国語は日本語と同じような構成ですので、頭で考えながら文書をつくらうとすると、こういうところがネックになって、日本の方は長く英語を勉強しているけど、結果が出ないということにつながっているんだらうと。だから、能力的に劣っているんじゃなくて、ここの基本のところ非常にネックなんだらうと。

ですけど、お答えの中でヒヤリング重視で、効率よくレベルアップをしていくように読んでいますので、今後の期待度というところでは、もう楽しみに、また開放ウイークに行くんですけど、基本、授業時間の文法と会話の比率というものを分けていくということで授業は考えてありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私はちょっとそこ、専門ではないので、詳しくは説明できませんが、そのあたりはきちんと比率は考えながらやっている。以前に比べたら、読む、書くということよりも、話す、聞くのウエートは、確かに高まってきているのではないかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

先生によっては、「もっと声出せ！」みたいな体育系の乗りで発音をさせている先生もいらっしやっただし、優しく文法をわかりやすくという先生もいらっしやっただので、個人差もそこら辺はあるのかなと思いますけれども、基本やっぱり会話力がアップしないと、日本の方が海外に出たときに、いやあ、やっぱり英語を勉強しているから違うねというふうにはちょっとならないな、時間が少し無駄にはなっていないでしょうけれども、もったいない使い方かなというふうには私も感じています。

ことし、佐賀県の教育委員会が、公立中学校の全国学力テストで平成31年までに数学、国語の全国レベルに

○議長（鳥飼勝美君）

あと30秒です。

○6番（牧菌綾子君）

はい、したいという説明を出されたので、母国語である日本語の教育も大事だと。要するに佐賀県の教育委員会も「ちょっと佐賀県は国語の」ということをおっしゃっているので、先ほど言いました母国語の日本語もきっちりとやっていただきたいということでお願いいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前10時 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番議員の重松です。傍聴大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

今回の一般質問は、身近な問題の中からまちづくりとは何なのか、協働とは何なのか、そして現在の行政区は今のままでいいのか、住民自治を確立していく上で行政と対等な関係を築くためにはどのような体制がいいのかという問題を一緒に考えていきたいなと思って一般質問を行います。

まず、身近な問題として、河川清掃と協働について質問いたします。

現在、町内では関係区が町内河川を年2回、春と秋ですけれども、除草、焼却を行っています。これは佐賀県の東部土木事務所から基山町河川愛護協会が一括業務委託を受け、各担当区に範囲を指定する中で、各区が決められた方法により除草、焼却を行い、業務履行後に委託料が支払われるという形態になっています。

そこで、(1)河川清掃について、佐賀県、そして基山町、河川愛護協会、それに関係区との関係について説明してください。

(2)として、除草及び焼却単価は年度によって違います。人件費、資材高騰等もあるわけですけれども、業務委託料にどのように反映されているのか説明ください。

(3)として、河川清掃の仕方は各区によって若干違いますけれども、区内の住民参加による取り組みだというふうに私は思っています。町のほうは、この河川清掃を収益事業というふうな捉え方をされているのか、区の協働事業というふうな捉え方をされているのか、その認識について説明をください。

(4)として、佐賀東部土木事務所から平成29年度の契約について、年1回の除草、焼却での積算にしていきたいというふうな申し入れが基山町河川愛護協会にあったというふうに聞いております。来年度以降の河川清掃をどのようにしていくのか説明をしてください。

次に、質問事項2として、自治会組織化について質問いたします。

基山町は、現在1区から17区までの17の行政区を置き、区長及び区長代理を町長が規則で

配置することを区長等の設置及び事務委嘱に関する規則で規定しています。事務の委嘱を行いながら、それに報酬、そして費用弁償を払うというふうな仕組みになっています。

その一方で、まちづくり基本条例の活動認定団体としての活動やまちづくり基金を活用した事業など、自治会としての取り組みも盛んに行われておりますし、子ども見守りや高齢者見守り、そして各区での夏祭りや春祭り、それにレクリエーション等も活発に自治会活動として行われています。全国的に自治体の行政区から独立した自治会組織化が進んでいますが、基山町も各界からの意見を聞く中で、自治会組織へ切りかえていくべきではないのかという点で質問いたします。

まず(1)として、行政区組織と自治会組織の違いをどのように認識されているのか説明ください。

(2)として、行政区、区長・区長代理はどのような条例、または規則に基づいて設置されているのか質問いたします。

(3)は、区長・区長代理への報酬、事務委託料、そして行政組合長への事務委託料、この全てを合計した金額について説明ください。

(4)は、まちづくり基本条例に記されている地域コミュニティと区の役割の違い・共通点は何があるのでしょうか、説明ください。

そして最後に、(5)今日まで行政区としてのいい面は残して、そして改善していく点は区長等の意見、各界の意見を聞く中で、自治会組織に切りかえていくために、仮称ですけれども、検討委員会を設置できないのか伺いまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。二度目のおはようございますですけど、傍聴の方が大分ふえられましたので。

重松一徳議員の御質問に対してお答えいたします。

1、河川清掃と協働について。

(1)河川清掃について、佐賀県と基山町、河川愛護協会、区との関係について説明を求めるとのことですが、河川愛護協会は1区から9区、並びに11区で組織をされています。

ます。河川清掃については、佐賀県と基山町河川愛護協会の2者で契約が行われています。佐賀県と基山町との間での契約や役割分担等はありません。

基山町は、作業撮影用のカメラの準備や写真の整理のお手伝い等、愛護協会の庶務を一部手伝っております。

(2) 除草・焼却単価は人件費・資材高騰等の経済状況が反映されているのかということでございますが、公共土木事業の歩がかりや人件費の単価改定に基づき、委託契約の単価は毎年改定されています。

(3) 河川清掃は収益事業、区の協働事業のどちらの認識かということでございますが、基山町と基山町河川愛護協会が委託契約を結び、委託料を支払われているということから、収益事業だと認識しております。

(4) 来年度以降の河川の清掃はどのようになるのかということでございますが、県内において、河川清掃の委託料は原則年1回分の作業に対して支払われております。2回分の作業に対して委託料が支払われているのが鳥栖三養基地区の自治会委託のみでございます。来年度は、県内統一の観点から1回分へ変更するという動きがございます。

基山町河川愛護協会としては、できれば2回分の契約を継続していただきたいとのことでした。基山町では、愛護協会の意見を県に伝えるとともに、基山町としても、今までどおりの2回を継続していただきたいと要請をしております。

2、自治会組織化について。

(1) 行政組織と自治会組織の違いをどのように認識しているかということでございますが、町における行政区組織は、町が委嘱した区長等をお願いする、印刷物等の集配布、住民からの申請や報告等のまとめなどの各種事務の実施機関です。また、自治会組織は、地域の親睦や地域自治を目的として、自主的に運営されている組織で、地域コミュニティの一つであると認識しております。

(2) 行政区、区長及び区長代理はどのような条例、規則に基づいて設置されているのかということでございますが、区長等の設置及び事務委嘱に関する規則に基づいて設置しております。

(3) 区長・区長代理へ報酬や事務委託料、行政組合長への事務委託料、全ての合計金額はという問いでございますが、平成27年度の決算額で、区長への報酬が1,599万3,604円、それから事務委託料が1,229万3,920円、区長代理への報酬が691万5,604円、事務委託料が307万

3,480円、行政組合長への事務委託料が530万8,320円で、合計で4,358万4,928円となります。

(4)まちづくり基本条例に記されている地域コミュニティと区の役割の違い・共通点は何かということですが、現在、地域から推薦等をされた方を区長として委嘱していることから、行政区と地域の自治会は、代表者や活動区域が同じとなり、組織についても1つにまとめられた形で運営されているところがほとんどであると思います。

行政区と自治会は同一のものではございませんが、まちづくり基本条例に定義された地域コミュニティと区で自治会として活動されている部分については、役割の違いはないものと考えております。

(5)自治会組織に切り替えを図るために、検討委員会（仮称）を設置出来ないかということですが、現在、これまでのやり方——区制度でございますけど——を早急に見直すことは考えておりません。しかしながら、少子・高齢化が進展する中、地域コミュニティを強化していく検討はすべきであるというふうに考えております。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それでは、2回目の質問を行いますけれども、なぜ河川清掃をするようになったのかというのを考えれば、それこそ基山町に稲作が定着したずっと昔ですね、基肆城築造よりもまだ昔に稲作が始まり、水が大変大事なんだという形で河川をせきとめて井出をつくり、その井出から田畑に敷く、それを守るために草も切るというふうな形になってきたんだと思いますね。

そして、もう一つは、この草というのは資源なんですね。私の家も昔農家でしたから、まだ耕うん機が入る前は農耕用の牛を飼っていました。それに豚も飼ってました。羊も飼ってました。当然鶏も飼ってました。そういう家畜の餌に、この草というのは利用したんですね。だから、野口で有名な水論争ですね、江戸時代の話ですけども、野口地区と小郡地区と、その下の福童地区ですか、この地区が水争いしたときにも、水の分担はどうか決めただけでも、その地域の堤防の草切り、この草については最後まで決めきらなかったというの載っているんですね。なぜかという、この草そのものが言うように資源であり、そして誰でも勝手によその地域の草を切ってはならない時代だったんですね。それこそ昭和38

年に大きな基山町大水害がありまして、堤防が壊れて野口地区も堤防は切れましたし、秋光川、関屋の山下川、どこでも壊れたんですけれども、そのときに県のほうがやっぱり大規模な堤防の改修もしました。

その時期を境に、先ほど言いましたように機械も入ってくる。大きく農業の形態も変わってくる。農耕用の牛も飼う必要がなくなってくるという形で、草をそれほど大事に扱わなくなったという中でありますけれども、それでもどうしても堤、堤防、河川は守っていかなければならないという形で、今日まで延々と私は続けてきた作業だというふうに思っています。

そういう中で、今、実際佐賀県のほうから基山町の愛護協会のほうに事務委託料として支払われておりますけれども、いつぐらいからこの事務委託料が払われるようになったのか。先ほど少し歴史も言いましたけれども、昔はこれはもやいと言って、今は協働とか言いますけれども、むかしもやいと言ってお互いに協力し合って、この地域の河川、堤防、井出、水利を守っていくというのが当たり前だったんですね。いつぐらいから県のほうからこの事務委託がされるようになったのかわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

県のほうにも問い合わせましたけれども、正確な時期についてはわからないということです。それから、一斉に始まったわけではないと。例えば、河川ごとに県の護岸工事が終わった後から委託が始まったようでございますので、正確なところはわかりません。

ただ、愛護協会という一定の団体ができたのが昭和57年ぐらいという記録がありますので、それよりもかなり以前で、恐らく昭和40年代に始まったのではないかというふうに推測をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここに、これは歴史と文化を守る会の園木さんのほうからいただいた、井出とか堰の位置図なんですけれども、基山町に現在でも、ため池まで入れてですけれども、82カ所あるんですね。これは今でも延々として井出・堰については水利組合、井出組合が守っているという中身なんです。そして河川の除草については、今は言われましたように、地区でさ

れているところもありますし、集落でされているところもあります。それに区でされているところ、いろんなやり方はあるにしても、基山町が統一団体として河川愛護協会をつくり、それに関係する団体は入ってもらって、そして県と業務委託を結んでいるというふうになっています。

ちょっと2点目で単価がどうなっているのかというのを聞きましたけれども、平成28年度の河川愛護協会と佐賀県が結んでいる業務委託の平米単価は幾らになっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

平成28年度で1平米38.38円ですね。2回やってもらっていますので、倍をすると76.76円ということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

前後藤議員が、これは平成27年の3月議会だったと思いますけれども、一般質問をされたんですね。そのときの一般質問は、そのときには12区もこの河川清掃をしていましたけれども、もう高齢化になったと。どうしても自分たちのところでできないというふうになってきているけれども、今後どのようにしていくのかという相談でされたんですけれども、そのときに単価とかについても質問されました。そのときの答えが、平成25年度の実績として、平米当たり66.5円というふうな説明だったんですね。今はもう76円からになっていると。ここ何年間かで平米10円上がったと。基山町が受け持っているのは約10万平米ですね。ということは、基山町だけで100万円単価が上がったと。こういうのが佐賀県が今2回を1回にしたとかいうのがあるんじゃないのかと。国にしても、国土交通省、昔は3号線の維持管理にしても、年2回除草作業されていたんですね。それがもう今1回になっている。そして今度河川とかでも、早いところはさっきからなっているというふうな説明ですけれども、鳥栖三養基についてはずっと年2回今でもしているのを年1回にすると、こういうふうな単価が上がる、物すごく費用がかかると、こういうのが背景にあって、この2回を1回にしようというふうな案で今回は来ていると私は思っておりますけれども、どのような認識ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

経費を安く抑えるという考えもあろうかと思いますがけれども、佐賀県内でそういうふうな河川伐採を委託している場合、基本的には佐賀県は年1回の契約となっています。自治会委託の場合も業者委託の場合も、基本的には年に1回、あと交通量が多いところとか、見通しが悪いところというところについては、また別に契約をされてあるところがございます。

それで、基山町、鳥栖市、このあたりについても業者委託の場合は年1回の契約ということに今なっております。自治会委託で年2回契約をしているのが、先ほど申しました三養基郡と鳥栖市のみでございますので、県としては統一化したいということでの提案でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

国のほうとか県にすれば、経費を物すごく考えますから、言うように2回を1回にというふうな提案をしているんでしょうけれども、問題は、基山町が直接関係ないと言いながら、どのような立場で今から対応していくのかというのが大変重要な中身なんです。それで、先ほどこの河川清掃というのは収益事業なのか協働事業なのかというふうに伺いまして、回答として収益事業だというふうな回答ですけれども、収益事業だったら誰が収益を得ていますか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

具体的には佐賀県と河川愛護協会が契約が行われて支払いが行われますので、収益事業だと思いますし、これについては区のほう、各区で面積で案分をされて区の収入になっております。だから区が収益を得ているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

言われるように、確かに業務委託契約を結びますから、金が例えば、愛護協会の7区でし

たら、県のほうから愛護協会、そして7区のほうに来ますね、これはどこの1区、2区にしても。しかし、その金は、結局は区の運営、地区の活動費、それに充てると。収益事業だから、じゃ、私もよく河川の清掃には参加しますがけれども、私個人として、今までは、あなたは幾らですよもらったことは一回もないです。だから私にとっては全く収益事業ではないんですね。言うように、私は協働事業なんだと、もやい事業なんだというふうな立場で今までずっと参加していますけれども、基山町がこういうふうな収益事業なんだという捉え方をすれば、いや、県が2回を1回にしているから、もう仕方ないですねというふうな感じになりませんか。

一番最初に言いましたように、この河川の清掃というのは、昔から本当基山町が農耕を始めたときからの延々とした流れの中で続いてきているというふうに私は思いますし、それが今の協働に結びついているんだというふうに思いますけれども、もう一度伺いますけれども、収益事業という捉え方でいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

大もとについては収益事業だというふうに思いますけれども、各区でそういった活動をされてある方については、自治会の行事という認識でおられるところが多いのではないかとこのように思います。

それから、区によっては、その全額を区の運営費に入れて、区民のために使われてあるところもございますので、そういったところはまさしく区と区民との協働事業という認識です。私もそういう認識でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

言うように、協働というふうな認識を持っているということであつたら、確かに言われるように、佐賀県から愛護協会を通して、愛護協会から区のほうにと、基山町は事務委託の事務の手伝いだけをしていますよというふうな発想には私はならないだと思いますね。

なぜここを何度も聞くかという、基山町がまちづくり基本条例でうたっているこの条例の中身を何度となく見ると、この基山町の町が果たす役割というのが物すごく大きいんです

ね、こういう取り組みにしても。しかし、今回の場合にしても、基山町はどちらかという第三者的な立場でこの河川の清掃を見ているのではないのかというふうな気がしています。

それで、もし来年度から、今は現行2回していますね。佐賀県が来年度からは年1回にしてくださいと。単価についても、今、年2回にしている部分の金額が76円というふうに言われましたので、年1回になれば、その半分の金額でしてくださいというふうな提案がもし基山町のほうに、河川愛護協会のほうにあつたら、どのような問題が発生するというふうに認識されますか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

一番問題点といいますか、一番各河川愛護協会の構成団体の方が困られるのは、やはりその委託料の収入が減ると。そういうことによって、区によっては区費を上げなければいけないとかいうふうな心配といいますか、それが一番だと思います。その次には、やはり今まで年2回やってきて一定の景観が保たれていた部分が1回になることによって、護岸が荒れるのではないかというような不安、それから区によっては1回しか委託料は来ないかもしれないけれども、うちのところはやっぱり2回やっていくような提案をしようとか、そういった先のことまで心配をされてあるところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

いろんな面に影響がしてくるなと思うんですね。言われるように、この今それぞれの区が河川清掃することによって得ている収益、委託契約金額は個人じゃなくて区の運営費にも回しているし、各地域の活動費に回されていると、それが減るというのもありますし、言うように2回が1回になることによって、もう自分たちがし切らないというふうになれば、この地域の環境にも影響しますね。

もう1つは、7区が今先ほど少し町長も7区の事例を言われていましたけれども、協働の取り組みとして、秋光川沿いに桜やアジサイを植えて、植栽してもう5年以上になるんですけども、毎月管理されているんですね、草刈りされています。年に2回ぐらい冬場にされませんが、年に10回毎月7日の日をされているんですね。これは今でも2回しか河川

の除草費用は出ていませんけれども、10回ぐらいされているんですね。これはまさしく協働の取り組みなんですね。こういうふうな協働の取り組みそのものが、ただ単に佐賀県が2回から1回にしたいからというだけで、この協働の取り組みそのものにも私は大きく影響してくる可能性があるなというふうに思っているんですね。こういうところで、基山町が今取り組んでいるいろんな取り組みの中に影響してくるというのは十分認識されると思いますけれども、町長はこの辺どのようなお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、少し整理させていただきまして、この話が出たのがことしの春ぐらいだったというふうに思います。私は出てすぐに土木事務所長に直接お会いして基山の実情を説明し、愛護協会で契約しているものの、基山町としてはこういう過去の経緯もあって、これを急に換えられるということは非常に困るということで強く訴えて抗議して、2回そのままにしてくれ、もしそれがだめでも何らかの暫定措置なり、それから何かのお願いをしたいということで強くお願いしました。というのが町長としての役割だと思いました。

ただ、一方で冷静に考えてみると、今回抜けた区がございますけれども、この基山町の中でも、この愛護協会を抜けて民間が1回でやられている区がございます。距離は短うございますけれども、そこで何かじゃ、問題が今発生しているのか。1回で何か問題が発生しているのかというと、現段階ではその問題は私のところには届いていません。恐らくそれが佐賀県全体に今広がりつつあるのではないかというふうに思いますので、その部分もきちんと冷静に判断していきながら今後の対応を考えていかなければ、こちらの思いだけを伝えるだけではうまくいかないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。だからそこはきちとした形で今後も県とは調整させていただきたいし、それから、もっと言わせていただければ、そのやらなくなった区をどこかがかわりにやるみたいな話がなかったのかとか、そういう話も実はあるかもしれませんね。でもそういうことは現実には行われていないわけでしょうから、そこあたりも含めて協働のあり方というのは深いことなので、考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

今回、もしうちがやらなくなった、この条件ならやらなくなったら、草木が生えて治安が悪くなるということであれば、それはもうあり得ない話なんですけど、うちがノーと言った

場合にちゃんと請け負うところがあって、それに対してきちっとした仕事もしされるのであれば、それに対して、町として今度は公的にどういうふうなクレームをつけるのかというのはまた考えなきゃいけないところかと思っておりますので、今申したようなことを総合的に判断してこれからまた活動していきたいと思えます。

ただ、最初申しましたように、すぐにこの話が出たときに、関係部署に私みずから足を運んで強くその訴えはしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

町長がことしの春、5月ぐらいに行かれたというのは私のほうも聞いております。先ほど少し、できない区があったけれども、それをカバーしているのかという話がありましたけれども、実際12区が2年前までされていたんですね。しかし、先ほど少し前議員の一般質問の形も少し言いましたけれども、12区今もうしていません。そこをじゃ、どこがカバーしているのかと言え、5区とかですね。そして5区が範囲を広げる。5区の部分を7区がカバーするというふうな形で、今でも愛護協会としてカバーしているんですね。言われるように、一部業者にですね、業者と言っても地元業者ですよ、地元の業者に委託している。区のほうに委託しているみたいなのはありますね。それでも延々としてやっぱりこれを守ってきているんですね。

私は、これを一回業者に委託するとかした場合は、改めてじゃ、また地元でやろうかというのが大変難しくなるんだというふうに思っているんですね。祭り事にしてもそうなんですけれども、一回やめてしまっ、それをまた復活しようと思えば物すごく労力も要りますしね。だからこそ延々として、この協働の取り組みとしてやってきたこの取り組みは、やっぱり守る方向で考えなければならないというふうな気がするんですね。そこでは少し町長の話と私少し違う考えなんですけれども、やっぱりどがんかして守らなければならないと。逆に言えば、県がどうしてもいや、これは2回を1回にしてくださいとなった場合は、じゃ、逆に言えば、基山町が今後どのような形でこの河川清掃を含めて守って行くのかというのを考えなければならないというふうに思っているんですね。

私は、そこにじゃ、基山町が1回分を金出せとか、そういうことを言っているわけではないんです。どうにかしてやっぱり今までしている、この基山町としての取り組み、愛護協会

としての取り組みをどういう形かは、今から一緒に考えるにしても、やっぱり基山町がこの取り組みの中心に座ってもらいたいなど、傍観者じゃなくて中心に座ってもらいたいというふうにも思いますけれども、これについて町長、もう一回お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず基山町が中心になって考えなきゃいけない部分というのは、安心と安全のところが一番大事だと思いますので、実際にそういう草の結果として、もし茂みができて、そこで何がしかの事故、事件が起こるようなことが一番最悪のシナリオだと思っていますので、それに対してはどういう形になろうとそれだけは避けなければいけないと思っていますので、その部分はきちとした形で町としての責任と役割を果たしていきたいというふうに思っております。

今はやり方の問題でございます。やり方の問題につきましては、先ほど言いましたように、まず一義的にはちゃんとした形できちっと運動も抗議もさせていただいていますが、決まることに関してどういう形で町が対応をこれからできるのかというのは、またこれから考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、町が逃げる話ではございませんので、ただ一方で、契約とかいう形になれば、町が契約するわけではございませんので、その部分をきちっとまた考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと再度伺いますけれども、改めてもう一度、来年の4月以降の河川清掃について、県のほうに働きかけをぜひしていただきたいというふうに思います。そのときに、多分ことしの5月は町長と担当課長2人ぐらいで行かれたのかと思いますけれども、できたら愛護協会に加盟している、この10の区の区長なり代表の方と一緒に町長が県のほうにやっぱり要請に行くというふうな取り組みをぜひお願いしたいと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

愛護協会の皆さんと一緒にいくかどうかは別にして、愛護協会の皆さんの気持ちを県に伝えるというのは非常に大事だと思いますので、そういうことはまた今度愛護協会の方々とお話をしていきたいと思います。そのときに私が一緒にいくかどうかはまた愛護協会の方々とお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ぜひよろしくお願ひいたします。少ししつこくここを伺うのは、ただ単なる河川清掃だけじゃないんだと。いろんな部分でこの協働としての取り組みが、この問題一つにもやっぱり集約されているのかなというふうにも思いますので質問しました。ぜひよろしくお願ひいたします。

2点目の自治会組織化については、今この河川清掃で出ました区の役割も含めてですけれども、私はいろんな問題点を含んでいるなと思いながら、この行政区というのを今見えています。

それで、1点目で行政区組織と自治会組織の違いは何なのかというふうに伺いましたけれども、少しわかりやすいように集約すると、町と行政区はどうしても主と従、主従の関係にあるんじゃないのかというふうに思うんですね。この自治会組織になってくると、町と自治会組織は対等な関係というふうな捉え方になるんじゃないのかなというふうに思いますけれども、簡単な捉え方をしましたけれども、どういう捉え方が一番この行政区の捉え方として合うというふうに思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

行政と行政区の捉え方でございますけれども、決して主従の関係にあるというふうには私どもは理解いたしておりません。区長、区長代理等を任命させていただく中でも、やはり行政からの例えば連絡であったり、いろいろな調整をお願いするということでございますので、決してこちらのほうが、例えば、一方的にこうなさいということを申し上げてお願いをしているわけではございませんし、やっぱり相互理解をした中で運営をさせていただいて

おりますので、決してその関係に主従というのではないというふうに思っています。

それと、一方自治会に関して言えば、それぞれの区が自発的に活動されてある部分でございますので、当然その部分についてを行政とは対等という形になるというふうに認識しています。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それでしたら、先ほど行政区、区長等の設置は条例規則、1回目の質問で何に基づいているのかというふうな質問をしましたけれども、区長、区長代理については、言われるように区長等の設置及び事務委嘱に関する規則に基づいてされていますね。じゃ、行政区は何に基づいて、どういう条例に基づいて設置されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

行政区そのものにつきましては、それぞれの地区割をするための行政区域審議会の中で1区から17区の位置を特定させていただいておるところでございます。直接的に区の区域を示すものでありますので、その中の組織について規定はないところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われました基山町行政区域審議会設置条例、これはあくまでも行政区域を決めるための審議会を設置しますよという中身なんですね。行政区とは何かというのは、基山町の条例には何一つ出てきませんね。私もずっとこれ調べていてなぜ出てこないのかなと思えば、久保山鎌治さんですね、昔役場の職員さんでしたけれども、「基山町の行政区域の推移」というふうな冊子を出されていて、町長も当然見られていると思います。これから見ると、基山町の行政区は延々と、それこそ江戸時代の庄屋制度、それからずっと続いてきている。あっ、まさしく一つの体制が地域を治める上でのシステムとして来ているなというのがよくわかりますね。これにも書いてありますけれども、明治22年に基山村が発足したときに、その前の基肄郡上郷村、そういう江戸時代の話から来ますけれども、宮浦・園部地区が1区と

して、宮浦村を2区、そして小倉村を3区、そして長野村を4区と、4つの区にしたと。その4つの区がそれぞれまた1区が1区、2区に分かれる、2区が3区、4区に分かれる。そして3区が5区、6区に分かれて4区が7区になるというふうな歴史がずっと書いてありますね。そして、昭和になって基山町というふうになる中で、東8区とか西8区が誕生したりとかずっと書いてあります。これは全て基山町がこの地域を治めるために江戸時代から延々と続いてきたこの庄屋制度をもとに、行政区というふうな形でしてきた1つの行政システム、行政システムが行政区になっているんですね。この制度が今のままのやり方が本当に今協働等をうたう中での、このまちづくりを進める中でのシステムとして本当にいいのかという検証を私はするべきになっているというふうに思いますけれども、再度伺いますけれども、行政区を設置している根拠という、行政区というふうなものを明らかにしている根拠というのは、基山町の条例や規則や内部規則でもいいですけれども、何かありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほども申しあげましたけれども、その組織としてそこをきちんとした形で定義しているものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は後でも言いますがけれども、やっぱりここも明らかにするべきだろうというふうに思いますね。そうしないと、本当に今のままでは、先ほど、少し答弁では少子・高齢化に対応するためには見直しもしなければならぬというふうに言われていますけれども、それだけではないんだろうと思いますね。明らかにやっぱりこれは行政を運営するシステムの中では、今のこの行政区のやり方はいろんな面について問題があるというふうに思っています。その問題点の一つとして、先ほど区長、区長代理への報酬や事務委託料、行政組合長への事務委託料の合計を伺いました。金額そのものが問題じゃないんです。4,358万円というふうな合計金額ですけれども、例えば、この金額、各区のほうに支給すると。そして各区のほうで、その中から組合長への報酬、事務委託をどうするというのを各区で自主的に決めていただくというふうなやり方というのは、自治会組織として認めれば、自治会の中で決めていいです

よというふうなやり方に切りかえたほうが私はいいのかなと思います。というのは、例えば、高齢者、また老人クラブにしても高齢者クラブにしても、見回りをするとかで、こういう集配物は今、区長の事務委託になっていますけれども、これをそういう団体で自主的にその地域で決めて行くと、見守りもするというふうな活動、また、サロン活動として、今公民館館長手当は区長のほうに出されていますけれども、これも例えば、自主的にその地域で決めて、例えば、サロン活動をされている団体に公民館の館長としての委託といいましようか、それも地元でできるというふうなやり方に切りかえていくべきではないのかというふうに、そういうふうな自主性に任せていくべきではないのかと思いますけれども、こういうことが今の段階ではできますか。今のこの運営の委嘱、この規則に基づいては。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、重松議員がおっしゃったような各区、地区に配分をして、その中で自主的に行っていくということになってまいりますと、現状の条例規則の中では困難であるというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜ困難なのかというと、先ほど言いましたように、区長、区長代理、行政組合長、それぞれに報酬または事務委託料として支払われているんですね。あくまでも今は個人に事務委託料として払われている。区に払われているわけじゃないので、区で勝手に区長、区長代理に支払われている事務委託料を区のほうで分配してほかの使い道に回すというふうなやり方はできませんね。しかし、今実際の各区のいろんな取り組みの中では、先ほど少し言いましたように、高齢者クラブにしてもサロン活動にしても、いろんな活動の中ではそういうふうな活動も一緒に、今町が事務委託している部分の活動も一緒にできるというふうになれば、ここの見直しも私はしていかなければならないというふうに思いますけれども、まずこういうところの見直しはできますか。またやっついこうというふうに検討できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずもって、区長、区長代理報酬の部分で申し上げるとするならば、やはり現状として区長は区長代理を通じていろいろな私どもからの行政情報であったり、いろいろな部分での取りまとめをお願いしているところがございます。そういった部分に対する報酬という考え方のもとに報酬をお支払いしているところがございます。それから、それぞれの事務委託料につきましても、毎月2回発行いたしておりますけれども、広報等をそれぞれの各戸に配布などをしていただいております。極端に言えば郵便料のかわりとしてお願いをさせていただいている、ある意味実費弁償的な委託ではないかというふうに考えていますので、そういった部分から考えれば、町としては現状の委託なり報酬については適正だというふうに思っていますので、現状としてすぐにその制度を変えていくのかと言われてますと、町長の答弁にもございましたけれども、現状としてはその部分については今のところ考えていないというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は今のこの報酬、事務委託料がだめなんだと言っているんじゃないんですよ。確かに今、区長、区長代理、また行政組合長、一生懸命自分の業務遂行をされていますから、それに対等な単価を払うというのは当たり前ですから、私はそれは大変いいことだと。それを各自治会のほうでできないかと。例えば、どうしても今の区長の手当じゃ、本当はまだ少ないんだと。もう少しやっぱり、逆に言えば区のほうから区長、区長代理のほうにやっぱり手当なりを払われているところが多いと思うんですね。今の町からの分の仕事以上に当然区の仕事もされていますから、そういう面では区の予算の中でそういうふうな手当等もほかにされながら増額して一緒に活動してもらっているというふうなことなんですね。それも含めると、例えば、基山町からの先ほど言われました金額の、各区にどういう名目かは知りませんが、支払うことによって、全体を今度は行政区のほうでこの使い道を考えていくというふうなやり方も急にはできないというふうに言われましたけれども、いずれ私は検討しなければならぬというふうに思いますね。

ぜひとも、そういうところもまた後で少し言いますけれども、よろしく申し上げます。

それから、最初に基山町と行政区、区長、区長代理含めて主従関係にあるのではないのか

と一番最初に言いましたけれども、なぜそういうふうに私は思うのかといえば、まちづくり基本条例、これは本当議会としても1年がかりでしたんですけれども、この基本的、一番最初の基本の大事なところは町と町民と議会、この三者が対等な立場というのが基本なんです。対等な立場によって初めてこのまちづくり基本条例は成立すると。そして、この町というのはまず行政側ですね。町民といえば、当然個人も入ります。それに行政区としての団体も入りますし、町民の中には、よそから基山町に通勤、通学されている方も町民として入りますし、企業も町民として入るといふふうになっていますね。そして、当然議会、この三者が対等な立場というのが基本なんですけれども、今の行政区と基山町と、また例えば、町長と区長が対等な立場というふうに理解されますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、制度上で申し上げたときに、私どものほうから区長、区長代理等に委嘱をさせていただいている関係で考えたときには委嘱をさせていただいているという関係がございますので、そういったふうに見える部分もあると思いますけれども、一方では、やはり町長の答弁のほうにもありましたけれども、やはり、この区自体が自治会として、自治会の代表として関係をするとするならば、そこの部分は当然対等であると思っておりますので、そういったやっぱり、ある意味二重の面があるというところで非常にわかりづらいところがあるのかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

残り時間が短くなったので発言の機会がなくなるといけないので。私のこのことに関しての私見を少し述べさせていただきます。

まず、町長になって基山町の区のあり方、実はすごくほかの町とかを見てきても、どこの町にも負けないすばらしいものだというふうに私は今感じています。そういう意味では、さっき対等かと言われましたけど、区長に尊敬も感謝も心からしております。それぞれの取り組みも本当にすばらしい取り組みをされているというふうに日ごろから感謝申し上げます。

もし重松議員が言われるように、新しい自治会組織をつくるようになったら、これはもうガチャポンしかないですよ、人口割もきちんとして、今の区を全部壊してやるしかなくなります。ただ、今の区を壊してやるのが基山町にとってプラスなのかというのは、私は決してプラスじゃない、今の区で、ほかの自治体、すぐれた自治体を見ていきましたけど、同じぐらいの規模で町挙げての17区対抗の何とかとかいうのをやっている町は全くございません。だからそういうのが逆に重荷になってばらばらに、自治会単位でいろいろなことをやればいんだという考えもあるかもしれませんが、幾つもの基山の取り組みがそういう町挙げての取り組みをやっているのは本当に素晴らしいことだと思っておりますので、私の考え方は、今の制度を固持しながら、ただ、その制度の中でいろいろやりにくいところとか問題点もあると思うので、そのあたりは区長、そして区民の皆さんからの意見を本当に真摯に聞いて改善できるところは改善していきたいと思うし、よりいい体制に持っていきたいなというふうに、少なくとも今の段階、ここ一、二年はもうそういうことしか考えていないということをさっき回答の中で回答をさせていただいたんですけど、どうしても最初の回答はオブラートに包んだような回答になりますので、はっきり答えられなかったもので、それを言いたくてここで発言させていただきました。ぜひそういうことで御理解いただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、今の行政区そのものをみんなチャラにして、新しくつくれとか、そういうことは一言も言っていません。いろんなやり方はあるんです。私たち今回、総務文教常任委員会で島根県の雲南市のほうに視察に行きました。小規模多機能自治による住民主体のまちづくり、この小規模多機能自治というのは、少ないところでは200世帯ぐらいしかない、大きい世帯ではまだあると、いろんな地域地域にあるんですね。そういう地域でこの活動をされている。この基本が、それぞれで、今度雲南市の場合は市とこの多機能自治の組織が対等な立場でやっぱりこの地方自治を進めていっているんだというのがあるんですね。基山町は、私は最初に言いましたように、基山町は基山町のいいところを残しつつ、そして改善できるところをいかに改善していくのかというふうな提案を一番最初に私はしました。そのために検討委員会をぜひ立ち上げて、この場で私は結論は求めません。例えば、1年、場合によっては2

年ぐらいかけても、区長の意見、また各界の意見、当然いろんな先進的に進んでいる地域もありましょう、そういうところに研修もぜひ行ってもらいたいというふうなこと、そういうことをすることによって少しずつ基山町は新しい自治のあり方、新しいまちづくりのあり方を考える時期に今来たのではないのかなというふうに思っております。

もう一度町長、この辺お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、雲南市につきまして、私も相当深く調べましたが、基山町が置かれている立場と、それから背景も全く違うということですので、雲南市のやつをそのまま持ってこれるのはまずあり得ないということですね。

この問いが、自治会組織に切りかえを図るために検討委員会を設置できないかという問いであれば、私の答えはノーです。ただし、今の区制度を少しでもいいものにするための検討委員会をつくるということであればイエスです。もう答えは簡単でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は切りかえを図るためにというふうに書いていますけれども、やっぱり検討していただきたいというふうに思います。

一番最初に言いましたように、いかに対等というのを明文化していくのかというのは私大変大事だろうと思いますけれども、もう時間がありませんのでぜひとも検討していただきたいというふうに思います。やっぱり今の行政区そのものがひずみを生んでくるんじゃないのかというふうに思います。そして、新しい住民の方もふえてきていらっしゃいます。昔の基山町の本当に、この江戸時代から続くような、そういう町じゃないんだと。新しい人がもう基山町の人口の半分以上団地に住んであるんだというのも捉えながら、新しい自治のあり方を考えていってほしいというのを最後に申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の河野保久です。師走の御多忙の中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。11月18日には議会主催の第4回町議会と語ろう会を開催した折、議員は何をやっているのか見えない等の意見もお聞きしました。今後の議会として、議員として、まず行動でお示しすべきと感じています。

また、11月22日の東北での地震発生の折、私は宝満環境センターの視察で浦和に泊まっておりました。11階のホテルですごい揺れを感じました。改めて地震って怖いんだなということをもって感じてまいりました。

それから、11月のうれしいニュースとしては、ドラフト会議で私の居住している16区の濱口君がDeNAのドラフト候補第1位に指名され、非常に地域の住民としては喜ばしく誇りに感じ、うれしいニュースでした。私が子どもクラブのお世話をしていたときに、彼が12歳のときの顔を思い浮かべて、先日ロードレースで立派な姿を見て、ああ、月日のたつのは早いんだな、立派になったなと思ってうれしくも感じましたし、月日のたつことの早さに驚いている昨今でございます。

さて、今回の質問事項は2点です。

まず第1点は、町民会館及び体育施設の指定管理はについて御質問いたします。

皆さんも御存じのとおり、平成21年4月より創建サービスによる両施設の指定管理が導入され、平成26年4月1日より町民会館は西鉄ビルマネジメント・西日本企画サービス共同事業体、体育施設はセイカ・西鉄ビルマネジメントの共同企業体によって管理運営がなされており、指定管理が導入されてあっという間に7年8カ月が経過しております。それをどうするかは、もう新しい制度を考えなきゃ、もう来年あたりから考えていかなきゃいけない時期になると思います。

その意味で、今の指定管理制度がどうなっているのかをはっきりさせることが重要と思い、

今回質問させていただきます。

第2点は、基山町文化祭のこれからをどう考えるのかについてです。

基山町に移り住んではや25年経過し、毎年開催される基山町文化祭を楽しみにしておりますが、ややマンネリ化しているのではないかとという危惧感もあり、より意味のあるものにするため、あわせてその核となるべき文化協会のさらなる発展を願っての質問をさせていただきます。

今回も住民としての目線を忘れずに、元気な活気あふれる町をの実現に向けて誠心誠意質問させていただきますので、昼前のひとときおつき合いをお願いいたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

大きい項目の1として、町民会館・体育施設の指定管理制度はについてです。

(1)指定管理者が今の管理者に変わって2年8カ月が経過いたしました。現状の管理・運営に対する所感を町民会館、体育施設おのおのについてお示してください。

(2)町として、指定管理者に対して一番強く要望していることはどんなことですか、お聞かせください。

(3)両施設の管理運営に関して、町民から意見・提言・要望等はあるのか。あれば、どのようなものなのかを具体的にそれぞれの施設についてお示してください。

(4)今後の両施設の管理運営について、町としてはどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

2項目め、基山町文化祭のこれからをどう考えるかについてです。

(1)ここ数年の文化祭の状況に対する町の所感をお示してください。

(2)町としてのこれからの文化祭をどのようにしていきたいのか将来像をお示してください。

以上をもって第1回目の質問といたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、河野保久議員の御質問にお答えさせていただきます。

1、町民会館・体育施設の指定管理制度はということで、(1)指定管理者が変わって2年8カ月を経過した。現状の管理・運営に対する所感を示せ。ア、町民会館、イ、体育施設ということでございますが、アの町民会館とイの体育施設について一括して回答をいたします。

現状の管理運営につきましては、利用者の皆様により満足していただけるよう、指定管理者及び担当課による毎月開催の会議において、報告・協議をしております、現在のところ特段の問題もなく、適切な管理運営がなされているものと認識しております。

(2)町として、指定管理者に対して一番強く要望していることはということでございますが、利用者の皆さんに満足していただけるよう、安全な維持管理運営、利用者数の向上、自主事業の充実を要望しております。

(3)両施設の管理運営に関して、町民から意見・提言・要望等はあるのか。あれば、どのようなものなのかを具体的に示せ。ア、町民会館。

平成27年度にいただいた主な意見としては、毎月の定期利用団体との予約の調整、予約時間前の鍵の貸与、インターネット環境の整備などがあり、平成28年度当初から改善しております。なお、今年度については、現在のところ特段の御意見、御要望はございません。

イ、体育施設。

平成27年度にいただいた主な意見としては、町営球場及び多目的運動場のスコアボードの修繕、シャワーボイラーの修繕、トレーニングマシンの更新などがあり、平成27年度中に改善対応を完了しております。

なお、今年度においては、現在のところ特段の御意見、御要望はございません。

(4)今後の両施設の管理運営について、町としてどのように考えているのかということでございますが、両施設とも、今後の老朽化に伴うさまざまな更新が予測されますので、安全で良好な施設管理を行うため、必要な設備等について、計画的に実施したいと考えております。

なお、町民会館及び総合体育館を会場に、平成31年度には第43回全国高等学校総合文化祭、そして平成35年度には国民体育大会の開催が予定されておりますので、これまで以上に文化・スポーツの事業に力を入れていきたいというふうに考えております。

2、基山町文化祭のこれからをどう考えるのかということでございますが、(1)ここ数年の文化祭の状況に関する所感を示せということでございますが、平成27年度は、基肆城築造1350年記念事業の一環として、文化協会による基肆城の取材をもとにした基肆城の思いをはせた俳句・写真等の展示、舞台では詩吟と舞のコラボレーションを行い、また今年度は写真コンテストを開催するなど新しい試みを行い、私も可能な限りいろいろな展示物を拝見いたしましたけれども、多くの方々に御出演、そして御来館いただき、盛り上がった文化祭と

思っております。

なお、高齢化等に伴い文化協会への加入者や加入団体が減少傾向になっていることから、その減少傾向がとどまるよう文化振興に一層努力をする必要があると考えております。

(2)町としてこれからの文化祭をどのようにしていきたいのか将来像を示せということでございますが、文化祭は、町内の皆さんの発表の場であると同時に、文化振興の推進を図るものでございます。より多くの皆さんに発表、御来館いただき、愛される文化祭になるように取り組んでまいりたいと考えております。

1回目の回答は以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まずお聞きしたいのが、前の指定管理者は単独の企業が2つの両施設をもって指定管理されていた。ある意味では、町とのパイプという意味では、1対1との関係を保っておけばよかったのに、今だと極端なことをいえば2つの合同企業体、それぞれの企業体が2社ずつで、4つのいろんなものが連なっているところに管理運営を任せていると考えることもできると思います。

その辺のことについて、特に何か問題があるとか、そういうことをお感じにはなっておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

その点につきましては、町長の答弁にもありましたように、毎月開催している報告会、打ち合わせ会議をやっておりますけれども、特段支障があるとか、問題点は感じておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、そういう打ち合わせをやっていくということは存じ上げているんですが、構成メンバー、どういう方とやっておられるのか、ちょっとその辺の構成メンバー、概略お教えい

ただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

毎月の会議におきましては、町民会館側の指定管理者、それと体育施設側の指定管理者合同で、それと町の担当課で、それぞれの指定管理者もそれぞれ所長がいらっしゃいます。それと本体の会社の課長なり担当がおられますので、そういった方々をメンバーとして開催しております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、町民会館でいえば、入ってすぐの受付の部分、ホワイエの部分ですね。あそこでいろいろ受け付けやって、会場の空きだとかなんとかやって、あとはもう一つ大きなあれとしては、大ホールの管理というところがありますよね。あれは別の管理されている方置かれてやっていますよね、下請というのが別にホールで。そういう企業の中で、それぞれのいわゆる西鉄ビルマネジメントと西鉄何とかというところと、それぞれ専門的なものが一緒にくっついてやっているので、その辺の色分けというのははっきりできているんですか。体育館でも一緒だと思うんですね、いわゆるビル全体の管理と、トレーニング室のあれとか、そういうところの色分けというのはどうなっているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

全体の管理と各部屋の管理は当然役割分担に応じてですね、事務室はそれぞれ1つの事務室でやっておりますので、それによる支障等々も特段ないと理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

特に住民の皆様は、まず両施設に入って一番あれなのは、受付のところにはまず行くわけなので、受付とかああいうところで、例えば、管理されている企業体が基山の人を雇っている

とか、そういうことは今現在あるんでしょうか。わかれば大体どのぐらいの人数で。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

具体的な人数割合は済みません、ちょっと今把握はしておりませんが、それぞれ基
山町住民の方を臨時職員等々として雇われていることは存じております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

できたら、やっぱり基山の町民にしてみれば、知っている方の顔がまず施設に入ってほっ
といて、知っている方の顔があるということは非常にそこにとって安心感というか、安らぎ
というか、話しやすさというか、そういうものがあると思うので、これはもう企業体の問題
ですから、僕らが口を挟める問題じゃないですけども、町としては極力そういう方を置い
ていただくようにお話しいただければ助かるなと思いますので、ぜひその辺は善処してい
ただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

はい、貴重な御意見だと思っておりますので、今後の定例会議等々において、こういう御
意見があったということは申し伝えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、それぞれの企業規則を読んでいたら——設置に関する条例を今回質問するに当
たって読ませていただいた中で、ちょっとわからない点は何点かあるので、その辺について
の質問をさせてください。

まず、使用料と利用料というのが2つ出てきているんですね、使用料があつてこういうこ
とにおいて使用料を納めてくださいみたいなところと、終わりのほうに利用料という書き方
のところがある。この辺の色分けというのはどうなっているんでしょうか。ちょっとわかり

づらいところがあったので、想像するところはあるんでしょうけど、町のほうはどういうことなのかということをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

町民会館及び体育施設、それぞれ条例によって使用料と利用料金という分け方を条文でうたっております。

まず、使用料というのは、利用者の方々が何時間幾ら使います。この部屋を使いますというのは使用料です。利用料金というのは、そのいただいた料金を指定管理者のほうに帰属する。そのままお金取っていいですよというのを利用料金という形で定めております。こういう説明になりますかよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕が最初、いわゆる自主事業をやるときの利用料金というのは、自主事業をやるときに、いわゆる指定管理者が、そのときに、その利用料金はその範囲内でやれよというようなことなのかなと思っていて、どっちなのかよくわからなかったことがあるのでこんな質問をしました。そういうことだったらそれでわかりました。確かに利用料と使用料は指定管理者だということは法的にもオッケーなので、それはそういう意味だというのはわかりました。

それから、もう1点、町民会館の設置及び管理に関する条項には諮問機関というのがあるんですよ、置かなきゃいけないですよということで、17条に町民会館の運営について、町長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、基山町民会館運営会議、以下審議会というのを置くという条項があるんですね。体育館には、たしか僕がぱっと見直した範囲ではそれらしいものがなかったような気がするんですが、この辺は何か意図があつてのことなのか、それとも漏らしているのか、その辺はどうなんでしょうか。済みません、ちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

済みません、その点ちょっと今現在把握しておりませんので、機会を捉えて御説明差し上

げたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

要は、審議会というのはどういうこと、いわゆるいろんな問題があったときに諮問して、町長からのあくまでも諮問事項をとということでやられると思うので、それだったら双方の施設にあっていいのかなと単純に思ったので、もし漏れているようであれば、次回条例か何かのところで考えていただければと思います。

それから、ついでになんですが、利用するに当たって、体育施設では毎年2月にいわゆる体育施設の調整会議というふうなものをやっていますよね。町民会館でもやっておられるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

町民会館につきましては、先ほど町長の答弁の中にありまして、昨年度利用者の方々から体育施設と同じようなそういう利用調整ができないかというところで、今年度分から始めさせていただきます。同じように、来年度の利用に当たりましては、今年度3月、来年の3月に同じように利用調整会議を行っていき、体育施設と同じようにやっていくこととしております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

当然のこととして、今利用している方たちはそういうものをやるよというアナウンスでわかるんですけど、まだ新しく、例えば、町民会館の会議室を定期的に使いたいけどというふうな方も考えておられる方もおられると思うので、ぜひその辺のアナウンスはもう一度調整会議のところで、特に町民会館のほうは、御存じでない方が多いように思われるので、体育施設は意外と皆さん知っているんですよね。調整会議やるから、何かやるときにはあの会議に出て行って、いわゆるやらないかんのよねというのは知っているんですけど、町民会館のところはまだ知らない方もおられるのかなという気がするので、僕の勘違いだったらいいで

すけど、ちょっと念のためにことしからということなら、来年についてはひとつその辺の周知徹底をお願いできたらなと思います。

それから、町が一番望んでいるところで安全な維持管理運営、それから利用者数の向上、自主事業の充実ということを要望していますよという御答弁がありましたけれども、まず安全な維持管理運営というところで、僕は1つ、これが維持管理運営につながるのかどうか、当てはまるのかどうかはちょっとわかりませんが、設備の点検ですかね、監査委員の方がいわゆる備品のチェックをやっているよというのは知っているんですが、ちょっと一般の備品とあそこは違いますので、かなり専門的なものもあるし、高額なものもあり、それから年数たったらもうなくなっちゃう部品のものもあり、ある意味施設の設備点検も定期的に行っていく必要があるのではないかな、それを施設のほうだけに任せるんじゃなくて、町も立ち会って、やっぱり一緒になって管理運営していく設備等については必要もあるのではないかなと考えているんですが、そういうふうなことはやっておられるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

町民会館並びに体育施設ともに、先ほどから申し上げます毎月の定例会議の中で業務報告書という形でいただきまして、その中で毎月の数ある項目の点検結果をしていただいております。その点について、これは重要だと思われるようなものについては、当然町も立ち会うことはすべきであろうと思っておりますけれども、御質問がありました点検につきましては、毎月しっかりさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

以前、高校の文化祭のときに何か落っこちてきて事故になりかけたことあったようなこともあって、やっぱりそういうことがあってはいけないので、例えば、いろいろ自主興業なんかをやったり、いろんなところが基山町の施設使ってイベントやるときに、何かあっては非常に基山町にとってもプラスのことにはならない、マイナスのイメージしか働かないと思いますので、それから体育施設についてもそうですよね、トレーニング室なんかあって新しくなったということで安心はしておるんですけども、やっぱり常に点検というのはやって、

何かあったら困るんですから、それだけは十分管理運営を徹底していただければと思います。

それから、利用者数の向上ということを目指しているということで、ちょっといろいろ調べてみたんですが、体育施設のほうは平成23年度から、いわゆる決算の監査委員の資料でちょっと見ましたら、平成23年度が利用者数が34万3,844名、24年度が31万2,569名、それで25年度が35万5,461名、26年度は27万3,903名で、27年度が27万7,550名、ちょっとこのところ、数字のとり方ですからいろいろあるんでしょうけど、ちょっと何か、30万人あったのが、数字のとり方によって変わるところもあるんでしょうけどちょっと減っているなというのを感じたのと、それから町民会館のほうは、平成23年度が13万3,539人、24年度が11万3,919人、25年度が12万8,912人、26年度が10万6,450人で、27年度が11万3,000人、こっちは11万人のところを行ったり来たりみたいのところになっております。

1つつかめていないのが今年度のところですが、今年度のどこか、9月、10月ぐらいのところでの実情等がわかれば、利用者数について、概略でいいのでお教えいただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

具体的な数字としては10月末になりますけれども、こちらが利用者の実績数というよりも、例えば、町民会館でいけば、予約者数という定義になりますのでそこを御理解ください。町民会館ですと10万7,000人です。それと体育施設の合計でいきますと17万3,000人です。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

まあ単純に、わかります。体育施設というか、特に多目的グラウンドなんかにしても、いわゆる利用者数ではないけど、毎日歩いておられる方とかがふえれば、これもある意味で僕は利用者数だと思いますし、がんじがらめに数字だけという考え方じゃないんですけれども、それぞれの施設を喜んで利用されている方がふえているのかな、どうかなというところが一番気になるところなんです。だから、数字が上がったからいいという問題ではないのは重々承知ですけど、やっぱり数字も気になりますよという世界なので、その辺については常に気にとめていただいて、例えば、町民会館なんかでインフルエンザになって、イベントが

できなくなったから利用者数が減りましたとか、大ホールのあれが減りましたとかというならわかるんですけども、そうじゃない通常の考え方でいって、何となく寂しくなったなど感じられるようなことになるのが一番まずいのかなって感じていますので、1つの主張としての利用者数という捉え方で聞いているということだけを御理解いただいて、やっぱり全体の状況もたまには見に行っていて、グラウンド歩いている方がふえてきてよかったよねとかいうことでも、僕はそれは利用者の増になっていると思いますので、ぜひそんなところは、そういう意味での利用者数の増も図ってくださいという意味の質問であったというふうに御理解ください。

それから、自主事業の充実ということを管理者に要望しているということを知りました。今回の指定管理者を選定するときに当たってプロポーザルを行ったときに、やっぱり町が一番重要視したのは、この両方の事業体が自主事業が充実してやっているという実績があるよということを中心に重きを置いて選定したように僕は記憶しております。なので、じゃ、今の管理者になってどのような自主事業をなされたのか。具体的にどのようなものがあるのか、ちょっと御説明いただけませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

平成26年度から指定管理者が変わっておるわけですがけれども、昨年、平成27年度の具体的な例を申し上げますと、町民会館においては大きなイベントとして3つされておりまして、「霧島の花嫁」の公演でございますね、それと吹奏楽のジョイントコンサート、それと子育てシンガーの関係のふれあいコンサートをされておりまして、

体育施設につきましては、総合体育館で行いますいろんなスポーツ教室、これを数多くやられておりますので、7つとか8種類ぐらいありますけれども、四半期ごとに分かれてそれぞれ実施されております。

今年度につきましては、8月に行われました吹奏楽のジョイントコンサート、それと、これはもう来年の話ですがけれども、落語ですね、それを町民会館のほうでやります。体育施設につきましては同様のスポーツ教室を継続してされてあるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その町民会館は比較的行ってみればわかるんだけど、その体育施設のほうのスポーツ教室の利用状況というのはわかりますか。参加者というか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

ちょっと済みません、具体的な各教室の人数等々までは把握しておりませんが、今現在であれば、平成28年度は第4期のスポーツ教室をされておりますので、こちらにも約9つぐらいの教室が、ほぐし体操とか、食事改善栄養学とかジュニア教室とか、さまざまな教室がございますので、まちづくり課にもパンフレットございますので、後ほどお渡ししたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ、以前利用料のところだったかなんだかのときに1つ問題になったのは、大ホールの稼働率の問題があったと認識しております。大ホールの稼働率は現在どのようになっておるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

町民会館の大ホールの稼働ですけれども、これも年間の予約数という形にもなりますけれども、年間で約130件の利用をされる見込みになっております。今の時点でですね。例えば、来年2月に予約をしたいという件数も先ほどの分には含んでおりますけれども、約30件程度利用される予定になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ふえているんですか、減っているんですか。わかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

昨年度が143件、年度終わった時点で143件でございますので、10月末の時点として130件というのを捉えますと、昨年同等並びに上回るのではないかと推測はできます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

大ホールのことについて、ある関係者の方にちょっとお話聞いたら、基山の大ホールって800人ですよ。鳥栖は市民会館が1,500人ですよ。単純に大きいほうがいいのかと思っていいたら、意外と800人というのが使い勝手がいいホールだそうです。そのイベントをやるほうからしてですね。その割に、例えば、結構福岡だとかなんとかのいわゆる興業会社がそこを使って興業をしたいなって来るときに、二の足を踏むのは、実は利用料金が非常に高い。ですから、彼らも商売ですから、それを金貸しているいろいろ興業収入も得て差し引きして、いろいろな関係に金払ってペイできなかつたらやらないわけですよ。ですから、大ホールについてだけなんですけれども、利用料金というのはちょっとそういう意味で言うと、鳥栖に比べて高いの、安いのと聞いたら、いや、基山が高いように感じますと言うんですよ。だから、割かしそういう需要はあっても、使い勝手もいいところだけど、あっても来ないんですよというふうな話を耳にしたことがあるんですよ。その辺のことは僕はあれじゃないので、もしいろいろあれだったら調べていただいて、何かその辺だけでも稼働率が伸び悩んで、これは事業収入になってくるわけですから、ある意味町の財政にもプラスに働くと思いますので、その辺は柔軟にある意味考えるところがあってもいいのかなとは思っているんですけどどうでしょうか、ちょっと御検討いただけるようなことはないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

ちょっと鳥栖の状況を把握しておりませんのであれなんですけれども、そういう声があるのは私は済みません、初めて把握したところでございますので、そういうお声があるのであれば検討の一つにさせていただきたいと思っておりますけれども、当然条例改正等々に関連してくるところでございますので、慎重に研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

まず、その前段として、町のほうが例えば、事業を主催するとして、大ホールを使って何かイベントをやる。そうすると経費がどのぐらいかかるんだというふうな試算を一度やられてみたらどうなんですか。それに対して、このぐらいのあれだったら幾らの収入があつてどうなんだろうかと。これが一般の民間だとかそういうところだったら使う気になる施設なのであろうかどうかというのは、まず町のほうで試算なり検証してみる価値は僕はあるとは思っているんです。それでも、やっぱり町の姿勢だからこれはできないよ、今のままでもしょうがないと言うんだったら、それは町の判断ですからいたし方ないですけども、少なくとも条件としては非常にいい施設だというふうに僕は聞いたので、ああ、そうなのか、ちょっと認識がその辺違っていたんですけれども、そういう使い勝手のいいあれであるなら、やっぱりもうちょっとその辺の工夫はされてもいいのかなって思ったのでこういう発言をしました。ぜひその辺は一度試算されてみて、高いのか安いのか、僕もはっきりいって鳥栖がどういうことで貸しているのか、詳しいところはわかりません。なので、ひとつ御検討をお願いいたします。

それから、いわゆる住民からの、町民からの苦情だとか提言がいろいろ、あんまり大きいものはないということは聞いてよかったなとは思っているんですけども、1つ心配なのは、前は町の管理だったら町にぼんと言え、意外とすぐツーカーになったのが、今はどっちに意見を言っているのかな、わかんない、例えば、受付に言えばいいのかな、町に行ったらいいのかなというふうなところがわからないのと、町もその業者を通しての意見のやりとりでしようから、町民の意見がどこまで吸い上げられているのかなというふうに非常に僕は危惧を感じるんですよ。なので、確かに諮問委員会というのが御存じです。ただ、諮問委員会はある専門的な分野の見方で意見を言って、町長の諮問に対しての答申機関ですからあれですけど、要は、年に何回もやれとは言いません。一回ぐらい町民会館の指定管理者と町と、それと町民との意見交換みたいな場が持てたらいいのかなというのを考えているんですよ。確かに、そうすると不満を持っている人間の声が大きくなって問題になるようなところもあると思いますけれども、言いたいことはおわかりいただけと思うんです。町民の声がもうちょっと簡単に言えたらなみたいところがあってもいいのかなという気はしている

んですけど、その辺についてはどうでしょうか。何か問題があるんだったら問題あると行ってください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

その点ですけれども、もし町民会館並びに体育施設を利用するに当たって、利用が不便だとか、例えば、対応が悪いとか、そういう声は比較的、基山町の場合は上がってきやすいんじゃないかというふうに思っております、別に窓口でそういう、例えば、苦情があつてそれを潰すとか、町のほうで御意見あつたものを潰すとか、そういったことは一切ないというふうに理解をしておりますので、確かに町民との意見交換を検討できないかということはちょっと研究させていただきたいと思っておりますけれども、今でも、例えば、昨年度の町長が答弁いたしました御要望なんかは町のほうにも当然来ておりますし、その要望の窓口の門戸は広く設けておいたほうがいいのかと私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ、条例のところ、使用料の免除とか減免の措置のところがありますよね、この辺の基準というのはどういうところになっているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

使用料の免除とか減免につきましては、条例の規則が別途ございますので、そこで例えば、わかりやすく言えば、町が主催する事業とか、町内の学校が利用する場合とか、そういったところが免除とか減免の規定になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

例えば、いろいろ関連団体ありますよね。町のあれで、例えば、具体的に言っちゃうと町民会議の主催事業とか、そういうものはどうなるんですか。育成会的主催事業で小ホールと

か。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

済みません、その点ちょっと今把握できておりません。失礼いたしました。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひその辺は、言っちゃ悪いけどあんまり減免があってもあれですし、いわゆる予算措置つけて金が流れているところだったらある程度のもは、免除までいかなくても減免ぐらいのところだとれるものは使用者負担として取っていただく、漏れがないようにしていただくということをお願いしておきたいので、ぜひその辺は一度精査していただければと思います。

それから、要望はございませんということであったんですが、ことし1件だけ、これは大した問題じゃないと言えば大した問題じゃないんですけど、僕のところに届いた意見として、夏ですね、町民会館の受付に行っておられた方が、見たら職員というんですか、受付の方が作業をしているところでアイスクリームを食べていたそうなんですよ、みんなの見えるところで。何かそんなことをチラッと聞いて、あれっ、見ていたらちょっと、幾らやっぱりあれでもちょっとマナーが、食べるなどは言わないけど、やっぱりちょっと奥で食べるとか、そういう御配慮は必要なんじゃないですか。例えば、子ども連れていって、あそこで食べていたら、あっ、おっちゃん食べているとか何かということにもなりかねないし、あんまり気持ちのいいものじゃなかったというお話を聞いていたんですけれども、そういうふうなところはひとつ御注意いただければと思います。

それからもう一つ、体育施設のところでは、現在のところ特段の御意見、御要望はございませんという話が上がっておりますけど、議会から1つ、末次議員のほうから、多目的グラウンドに屋根をつけてくれという、これも一つの提言だと思いますけど、そういうような提言も上がっておりますので、それはそれでひとつ考えていただければなど。できるできないはありますよ、でもそれも1つの僕は議会からの提言だと思っておりますので、その辺についてはやっぱりなしで終わらすんじゃなくて、検討したけどこういうことでだめでしたよ、こういうことだったらできますよぐらいの御回答はあってもよかったのかなと思うので、で

できれば何かの機会にそういう検討結果等を聞かせていただければと思います。

最後に、これからの指定管理運営について、町としてどのようにお考えですかと。これはもうこのとおりで立派な御回答なんですけど、僕は次の指定管理制度というか、次の更新の時期が2年数カ月後に迫ってきていますよね。前回の更新がそうだったとは言いませんけど、僕から見ると、あくまでも経費重視のところばかり目に見て、いわゆるその施設を本当に民間に任せて有効に利用するための指定管理制度なんですよね。その辺を十分に検討しないでやると、例えば、プロポーザルにしても、何かいいとこだけどり、それが実際になされているかどうかというのも検証しないまま5年間がたちやうというおそれもありますよね。

だから、まず町として、指定管理がいいのかどうか。極端な言い方としては、町でもう一回単独に戻すという選択肢だってあるわけですから、それと指定管理と見て、じゃ、町としては、その施設をどう使うのが一番有効だと思う。そのためには、町でやるのがいいのか指定管理にすればいいのかというところを突き詰めて、目的をはっきり決めての指定管理制度ならいいんです。そういうプロセスを踏んでいないとは言いません。ただ、外から見ると安易に、前回あそこでやっていたから、今回も指定管理者に頼もうか程度にしか見えないところがあるんです。なので、ぜひその辺は、これからいろいろ町内でも議論を交わしていただいて、本当にどういう姿がいいのか、基山町にとってですね。それをまず見直して、基山の体育館が、町民会館がどういうふうな施設なんだというものを十分みんなで認識して、それをまず利用するにはどういう管理運営がいいのかというところを突き詰めて、一度考えてみていただきたいな、そこから、じゃ、次はどうしましょうという話が出てくるので、そうじゃないと、選んじゃいました。ところが、両方の言っているところが別々で、指定管理とボタンのかけ違いがあっちゃうようなことがあってはいけないと思うので、あくまでもその辺は町でリードしていかなきゃいけない部分だと思いますので、ぜひその辺のステップというか、そういうものを踏んでいただきたいと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

河野議員おっしゃるとおりでございます。前回か前々回かちょっと記憶はしておりませんが、この話が同様の話が出まして、次回の指定管理者の更新、見直し等々については、

まずは現在の指定管理者制度並びに指定管理者の業務等々を検証しつつ、次回にどうあるべきかというのをやはり検討すべきだと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

地方自治法にもうたってありますので、もうあえて言いません。そういう目的だったら、指定管理をそういう業者に任せてもいいですよと、あくまでもその施設の有効利用というのが前提なので、そこを忘れちゃうと困るので、あえてこういう意見を言わせていただきました。ぜひ御検討いただければと思います。

それでは、文化祭のところに移ります。

文化祭見ていて、失礼なことも言うかもしれませんが、はっきりいっていろいろやられているのは存じていますけど、もうちょっと帯に短したすきに長しだなというふうなところがあります。

それと、もう一つ気になったのは、これは議長も参加されていたのであれですけども、3日目の舞台公演のときに幕間で挨拶がありましたよね。そのときに、来賓御挨拶ということで司会者が町長を紹介されました。ただ、町長は演壇に立たれて、私は主催者ですよというようなことでの御挨拶をいたしました。見ると、確かにプログラムの主催者、基山町文化協会、基山町なんです。だから、その辺の何か、こんなことを言ったら文化協会の方に失礼ですけど、何か文化協会だけの文化祭なのかなって、見る人からとったら見えちゃうんじゃないかなって、これは文化協会の責任でも何でもありませんけど、何か形としてはそんなような形になっちゃっているんじゃないかな、ちょっと考え直さなきゃかなと思って今回のこういう発言をさせていただいています。ということは、何かいろいろ事情があるんでしょうけど、今は、何か町民の方から聞くと文化協会の方だけしか例えば、あそこに出れないとかということにたしかになっているんですよ、展示もできないんですよ。どうなんでしょうか、その辺をまず。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

現在の文化祭につきましては、文化協会に加盟していただいている方の発表会ということ

での位置づけをさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕は前のことはわかりません、ことしが38回なので、31回、32回、33回ぐらいのところはわかりません。何でそうなっちゃったの、昔から僕はそうだったとは思わないんですが、何かその辺の経緯ってあったんですか。じゃ、今基山町の文化協会だけにという理由は何かあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

ちょっと過去の経緯は詳しくは存じ上げておりませんが、やはり文化振興を図るに当たっては、文化協会というものをちゃんと組織されておりますので、まずそちらに加盟をいただいて、そこで発展的に活動していくと、文化振興を図っていくということで現在のようになっているんだろうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

まあいろいろ、何か僕たちにもわからない、その辺はあるんでしょうけど、ただ、まず町民から見ると、よそから来られた方が基山の文化祭に行くと、大体ほかの市町に行くと、開会セレモニーで中学校なり何なりの演奏があって、いわゆるいろんなもの、そういうもの、町民のほかの方が出ておられるような、イベントがあって文化祭が始まるみたいなイベントがあるのが、知らない間に展示が始まって、最後の上演で終わってお疲れさんで終わっちゃっているようなことがあって、ちょっともったいないんじゃないかなって感じがしています。ある意味、文化協会の方が、ここにいみじくも書いてありますけど、だんだん少なくなっている。これ大体団体今幾つあって、加盟者とかどのぐらいなんですか、文化協会。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

文化協会の加盟団体につきましては、62団体ございます。昨年度が64団体でしたので2団体減ってきております。加盟者数が現在870名程度で、昨年が930名程度いらっしゃいましたので、やはり年々減少傾向にあるということで、課題の一つと捉えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕は無理やり一般の方を上演させろとか、そういうことではないですけど、ただ、新しい血を入れていって、例えば、文化協会という枠だけに区切っちゃってじゃなくて、例えば、利用料を取ってもやりたい方だっておられるじゃないですか。そういう方の場もつくってあげて、そういう方々が例えば、文化協会の方とそういうところで触れ合って、文化協会の方々もそういう方を勧誘して新しい血が入ってこない、旧態依然のままこんなことやっていたら、だんだん老人会であり、それから婦人会であり青年団であり、町の重要なものが消えていっちゃっている。要に衰退の一途をたどるんじゃないかなという危惧からこういうことを言っているんで、文化協会だけでやっているのが悪いとかじゃない、本来ならそういう姿に変えるべきではないかなと。

まず手段として、誰も3日だと決めているわけじゃないですよ。例えば、展示は1週間やったっていいわけですよ、いろんな場所を使って。

それともう一つ、広く使える。例えば、文化祭だから町民会館という発想だあってなくていいわけですよ、じゃないですか。例えば、何が言いたいかという、体育館のあんな立派なあれに舞台だあってあるわけですよ。スペースいっぱいあるわけですよ。展示と行事をやろうと思えば、これはそんなのやれと言っているんじゃない、ただ、そういう柔軟な発想でいろんな方が参加できる場を創設するように努力しなきゃいけないんじゃないですかということ言いたいんです。3日間じゃなくて、例えば、6日間にしてもいい。それから、芸能の発表だあって、最後の日1日だけですよ。じゃなくて、せっかく3日間使えるんだったら、1日目は音楽の部とか、2日目は歌の部とか、3日目は舞踊・ダンスの部とか分けて、広い要望を呼びかけるというふうなことだあって考えたっていいんじゃないですか。そういうことを何のあれもしないで、ただ漫然とこれを繰り返していたら知らない間に文化協会もなくなっちゃいますよ、衰退しちゃいますよ、文化祭が寂しいものになっちゃいますよと

ということにならないかいて、僕は目の黒いうちに文化祭がなくなると困るので、こういうことを言っているので、ぜひその辺の柔軟な発想を持って、町長、一度そういう今までの枠を取り払って、本当に僕は町民の文化祭になってほしいし、いろんな人が発表できる文化祭になってほしいし、ある意味中学校、小学校の人たちも参加できるような文化祭であってほしいし、ある意味カラオケ大会が1日ぐらいあってもいいのかなと思うぐらいの文化祭であってほしいと思うんですよ。

そんなような柔軟な発想で町長ひとつ根底から、今までこうだったから文化協会になったというのは外して、一度基山町文化祭というものを考え直すというお考えはないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

御質問も非常に気を使われた御質問をされておりますけれども、答えもそうなるんですけども、結局、今本当に頑張られている人たちの気持ちを折らせるのが一番まずいと思うので、そこはないような形でですね。やっぱり今言われた中で一番同感に思うのは、やっぱり将来の文化を背負っていく子どもたちをどれだけかかわらせてもらうかということだと思いますので、そういう方針でまた中身の検討、ただ、実は今回もしたんですよ、発表会を2日にしようと。ただ、休みの日と休みじゃない日じゃ不平が出るので、みんな休みに回るよねみたいな感じで断念したりですね。今回も全く何も考えずに去年のままにしたわけではないので、そこは御理解いただいた上で、また今後いろいろな皆さんの御意見も聞きながら、文化振興になるようにやっぱりしていかなければいけないので、ただ、頑張っている人たちにはさらに頑張ってくださいような、そういう仕組みをつくっていききたいなというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それともう一つ、これは参加された方なんですけど、特に土日に来られて見られた方が、何と言うんですか、あそこ何も、いわゆる昼時になると、そばに飲食店はあるんですけど、ちょっとしたコーナーがあるといいよねというと、例えば、1350年祭のときにやった「麵フェスタ」なんていうのは、あれ非常に好評だったように覚えています。だから、基山に業

者だってあるわけだから、そんな一日中やってくれとはあれだけど、お願いして、何かそういうような簡単なあれを2階のピロティーと言うんですか、あそこにちょっとあれしておいてもらったりすると、ちょっとそういう方も来やすくなるのかなというような気もするし、1つのいわゆる文化だけじゃなくて、基山の祭りという位置づけのコンセプトになるんじゃないかなと思っていますので、その辺もあわせて従来の形にこだわらずに、一度検討をし直していただければなと思いますけど、まちづくり課のほうでは考えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

先ほど町長も答弁いたしましたように、今頑張っている方々を大切にするというのは当然のことでございますし、今、河野議員おっしゃいました飲食スペースの話、ことしは締め切り時間は早かったんですけど、弁当の販売、あとはパンの販売は行っておりました。もう少し種類をふやしたりとか、活気のあるようなものを望まれているんだろうと思いますので、あとは昼食のスペースの問題とか、そういったのがそれぞれ絡み合ってくると思いますので、ただ、検討は検討事項の一つとして考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

これは指定管理者の町民会館と体育施設のところにも絡むんですけど、いわゆるこういう施設を利用したイベントとか、町の施設を利用したイベントというのは、やっぱり町民、僕は参加型でなきゃいけないなと思っています。

それと、もう一つ両施設が、町民の人たちが来たがる施設じゃなきゃいけない、利用したがる施設じゃなきゃいけない。行ったら楽しいね、変な意味じゃないですよ、行ってみてよかったねと思うような施設じゃなきゃ、つくった意味も何にもないんですよ。まずはそこを主眼にさせていただいて、そのためにどうすればいいのかな、指定管理もどうすればいいのかな、やっているイベントもどうすればいいのかなということを考えていただく、それは町長のおっしゃられたとおり、僕は頑張っておられる方の腰を折るようなことをしてはいかんというのはよくわかっています。ただ、そうしたくても入れない方もいるから、どうしてもそういう人たちというのは仲良し部隊になっちゃっているから、外からぽんと飛び込もうと

しても入れない人もいるから、そういう人にも少しは気を使ってあげてくださいねっていうことを言いたいんです。手前みそですけど、けやき台でも今シニアの集いというのを、ことしでもう何年かな、随分長い間やっています。あれもそもそもは、四丁目で文化団体が非常に、先にできたって人数が多いというのがあって、いわゆるいろんなサークルがいっぱいできて、発表会の場が欲しいよね。だけど、ちょっと文化祭じゃ出れないもんね、じゃ、自分たちだけでやろうか。でも四丁目だけじゃあれだから、じゃ、せっかくだからけやき台でやりましょうかみたいのが発想で始まったと僕は記憶しているんです。だから、そういう人たちも少しはそういうところにも出れるような場をつくってもらったりしていただくのがやっぱり町の思いやりかなって僕は感じていますので、決して今のやり方がいいわけじゃなくて、もう一つ前に行くために提言をさせていただいていますので、その辺の真意だけは御理解いただいて、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

町民会館も体育施設も町民にとって楽しい場所でなきゃいけないし、各種イベント事もみんなが参加してみんなが楽しくないと、一部の人だけのものでは僕はいけないと思いますので、しかも、それから文化協会、それからもう一つ体育協会もより多くの人が入っていただいて、それでその中でみんなが交流を図れて、強いて言えばまちづくりも一緒に考えていけるようなものの一助としてなればなという思いで今回質問させていただきました。その辺の真意を酌み取っていただいて、ぜひ前向きにその辺も御検討いただいて、みんなでいい町にしていただければなというのが真意ですので、その辺のことを御理解いただいて私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩します。

～午後0時19分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

傍聴の皆さん、大変お疲れさまでございます。日本共産党議員団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、いじめのない学校を目指してどうするのか、大串教育長並びに松田町長にお伺いをいたします。

いじめのない学校を目指すためにはどのような課題があり、どうすれば解決に向かうのか、これは大変難しい問題だと思いますが、ともに考えていきたいと、こういうふうな立場で質問を行わせていただきます。

皆さん御存じのように、青森市立中学校2年の葛西りまさんが8月にいじめ被害を訴えたいじめ自殺、東京電力福島第一原発事故で福島県から横浜市に自主避難しました中学1年の男子生徒は、避難してすぐに名前に菌をつけられて呼ばれるなど、いじめをされて、震災でいっぱい死んだからつらいけど、僕は生きると決めたとの手記を公表いたしました。

これらに対して、私もそうですが、本当に胸が痛い、大人の責任ではないかと多くの人が心を今痛めています。いじめを訴えても何もしない、いじめをけんか、トラブルと扱う、表面的な握手で仲直り、子どもが自殺したらいじめの事実を自殺の原因とは扱わず隠蔽する。そうした学校の対応で、いじめ被害者とその家族は深く傷つけられています。子どもの命を守るために深刻化するいじめをとめることは、私たちの責任ではないでしょうか。いじめ防止対策推進法が2013年9月に施行され、3年が経過をいたしました。ところが、減少するどころかいじめがますますふえています。文部科学省は、2015年に全国の小・中学校などが把握をしましたいじめが前年度比で3万6,468件増の22万4,540件で、1985年の調査開始以来最多となったと発表しました。小学校が3万件近くふえ、15万件を突破して最多を更新、中学校は約6万件でした。不登校は、小学校では約2万7,000人で最多、中学校も約9万8,000人にふえました。また、佐賀県も2015年度のいじめ件数は351件で、この10年間で最高になり、不登校も1,380人で前年より増加したと発表いたしました。

この不登校は、単年度内に30日以上欠席した児童・生徒のうち、けがや病気、経済的理由などを除く心理的、身体的な要因などで学校に行けなかったケースとされています。

そこで、基山町ではどうなのか、4点にわたってお尋ねをいたします。

まず(1)として、いまの「いじめ」をどのように考えたらいいのか、お伺いをいたします。

(2)として、基山小、若基小、中学校における平成27年度の「いじめ」の件数、30日を超える不登校者数の人数についてお答えください。

(3)として、学校における「いじめ」の実態はどのような方法で把握されているのか、説明をお願いいたします。

(4)として、「いじめ」の解決に取り組むための教育上の位置づけ、体制はどうなっているのか。

アとして、「いじめ」問題は長年、「いじめ」を不登校などと一緒に「生徒指導上の諸問題」として位置づけられていると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

イとして、学校いじめ対策委員会と基山町いじめ問題対策委員会は、それぞれ平成27年度以降何回開催をされ、またその審議内容等は何でしょうか。

ウとして、いじめ対策を進めるためには学校の先生の果たす役割が求められています。しかし、多忙でいじめ対応の時間が足りないという現場の声があります。いじめに関して、教員の多忙化が指摘されている。佐賀新聞の先月の報道では、県内の教員のうち、過労死ラインとされます月80時間以上の時間外労働をしたのは、2015年度で1,012人に上り、全体の12%を占めています。そして、県の教職員課の資料によりますと、病気休職者は小・中学校では、平成18年度の33件に対しまして、平成27年度は54件と1.6倍も増加し、精神性疾患がそのうち65%を占めています。これは一体どういうことなのか。

いじめとの関連でどのようにお考えになられるのか質問をいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

松石信男議員のいじめの問題に対してお答えをしております。

1項目め、「いじめ」のない学校を目指して。(1)いまの「いじめ」をどう考えるのかというお尋ねですが、いじめは人間の尊厳を踏みにじる行為であり、人権を侵害する決して許されない行為だと思います。その原因として、他人への思いやりや人権への感覚、罪悪感などの欠如が見られる人権意識の未発達、未熟さがこのような行為を生んでいるのではと思います。

(2)基山小、若基小、中学校における平成27年度の「いじめ」の件数、不登校数は何人かということですが、基山小学校における平成27年度のいじめの件数は2件です。30日以上欠席した不登校の人数はゼロでございます。

若基小学校における平成27年度のいじめの件数はゼロ件です。30日以上欠席した不登校の人数は2人です。

基山中学校における平成27年度のいじめの件数は4件です。30日以上欠席した不登校の人数は9人ですが、その9人の中にいじめと関連のあるものはございません。

(3)「いじめ」の実態はどのような方法で把握されているのかということですが、学校ではふだんの児童生徒の様子から、教師がおかしいと感じた場合に積極的に声をかけることでいじめ等を把握しております。

また、児童生徒や保護者が直接学校に相談することで把握することもございます。

さらに、年に2回県内で一斉に実施されるいじめアンケートにより把握する場合があります。これは保護者と児童生徒がアンケートを校長宛てに封書で提出するもので、いじめの事案が疑われる場合は直接一つ一つ丁寧に確認をしております。このアンケート以外に各学校で定期的に行っているアンケートにより把握する場合があります。

(4)「いじめ」の解決に取り組むための教育上の位置づけ、体制はどうなっているのか。

ア、「いじめ」の問題は、長年、「いじめ」を不登校などと一緒に「生徒指導上の諸問題」として位置づけられていると思うが、どう考えるのかということですが、いじめの問題については全ての児童生徒に関する問題であり、その防止と対策については学校の重要課題として位置づけています。そして、全ての職員が組織的に取り組むことが重要であり、学校のみならず、関係機関、地域の力も積極的に取り組むことが必要であると思っています。

イ、学校いじめ対策委員会と基山町いじめ問題対策委員会は、それぞれ平成27年度以降何回開催され、審議内容は何かということですが、学校でのいじめ防止のための委員会を、基山小学校では2週間に一度、若基小学校では1カ月に一度、基山中学校では毎週実施しております。協議する内容は、教育相談や児童・生徒の生活の状況や問題行動等の情報交換を行い、児童・生徒の状況の共有化を図っております。

基山町いじめ問題対策委員会は、重大事案が発生しませんでしたので開催をしておりません。

ウ、いじめ対策を進めるためには先生の役割が求められるが、教員の多忙化が指摘されている。どう考えるのかということです。

学校においては、いじめ等の事案が発生したときにはどんなに多忙であっても、その事案の解決に優先して取り組んでいます。また、日常の忙しさゆえのいじめを見逃す可能性についても、学校では授業中のみならず、全ての教育活動において複数の教師の目で子どもたちを見ており、いじめの問題に関しては全力で取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、さらに質問を具体的に行いたいと思います。

まず、今のいじめをどう考えたらいいかという点でございます。県教委の発表によりますと、いじめの内容については、読まれた方もいらっしゃると思いますが、再度紹介しますと、冷やかしゃからかい、それから悪口やおどかし文句、嫌なことを言われるが一番多くて66.2%と。軽くぶつけられたり、遊ぶふりしてたたかれたり蹴られたりするが23.6%、それから、嫌なことや恥ずかしいこと、それから危険なことをされたり、させられたりするが12.7%というふうに発表されています。

ある意味では、いじめはいつの世にもあるというふうに思いますけれども、問題は、今日のいじめは私たちが小さいころ、学校に行っていたときのいじめとは、私は全然違うというふうに思っています。それは、今のいじめは、相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人権侵害が強まってきて、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部には含まれているというふうに言われています。そういう意味では、やはりいささかも甘く見ることはできない、こういうふうに思っております。

それで、答弁によりますと、人間の尊厳を踏みにじる行為で人権侵害だと、全く私も同感であります。さらにつけ加えて言えば、やはりいじめは暴力であると。どういう形であれ、人権侵害であると言えるというふうに思っておりますけど、再度このいじめの認識について見解を示してください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど申しましたように、まず人間の尊厳を踏みにじる許しがたい行為であると。暴力行為であるということもおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、いじめでは済まされないいわゆる暴力行為であったり恐喝であったり、そういうことも含んでおるという場合も多く見受けられているようです。ですから、このことについては学校も最重要課題と、そういうふうに位置づけて取り組んでいるところであります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

さらに、いじめ問題の解決に取り組まれておりますNPO法人のジェントルハートプロジェクトというのがあります。インターネットで探せばすぐ出てきますが、ここがいじめに関する教員対象のアンケート調査を行っています。

その中で、いじめられる子どもにも問題があるという見方が3割に上っていると報道をされています。これについてどのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

以前は、そういう考えをする人もおったように思います。多少そういうやられる側に日常の行動とか、そういう中であるからそういう被害を受けるんだという考えをする人もおったように思いますが、今の教育界の中からはそういうことはもう全くないと思います。そういう考え方をする教員はもういないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そのようになればいいんですけど、実際、そのアンケートをとった結果、これはインターネットを探していただきたいんですが、残念ながらそういうふうな報告がされているんですよ。まだ3割ぐらいいらっしゃるということで、これについて、そういう誤った認識というのは、やはり一刻も早く払拭する必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っているところであります。

次に、そのいじめている子どもをどう見るのかと。これは今後の指導の問題ともかかわってまいります。これについてどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめている子どもについては、これはただ単にからかいとか冷やかしかではなくて、

犯罪行為に及んでいる場合もありますので、そういうことについてきちんと認識をさせて、ある一定のそういう行為以上については、学校の手には負えないような、そういうときはそれなりの機関と相談をして措置をするとか、そういうことも考えなければいけないのではないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私が求めたのは、そういう懲罰的に加えれば、いじめる子どもに対しては懲罰的に加えればよくなるんだというふうな考えもちょっとあるようですが、教育上にこれをどう見るのかという点なんです。このいじめる子どもは何でいじめに走るのかという点についての御見解をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

非常に、100人いたら100人その考え方は違うと思いますが、やはり自分のいろんな鬱積したものでありますとか、日常の生活の中で、自分の立場と相手の立場を利用して、自分が優位に立った場合にそういう行為で優越感に浸って喜んでいるというか、そういうこともあるのではないかと思います。これはもういろんなケースが考えられますので、例えば、金銭恐喝の場合は、1人の子どもを執拗に何百万という、報道なんかによるとですね。そうなるまでお金を持ってこさせたりしているんですね。それはただ単にもう自分のおもしろさというよりも、自分の遊ぶ金欲しさの恐喝以外に何物でもないというふうに思ったりしますので、本当に多種多様でありますので、その人、いじめた子一人一人の心を分析して内容を精査しないと、対応については一概にはいえないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

この基山町のいじめ防止基本方針の中にもちょっと述べられております。教育的な配慮の部分ですが、そのいじめている子どもというのはさっきちょっと言われましたが、やっぱりそのいじめに走るだけの原因を抱えていると、そのストレスであったりいろんな悩み、だか

ら、やはり指導としては、そういう悩みに、そういう子どもたちの苦しい状態にやはり共感して、そして、その子ども自身がいじめから立ち直るということ、そういう教育的な配慮が必要なんだということが、ここに加害児童等に対しては、再発防止に向けて適切に指導するとともに、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮をした云々と書いてあるわけですね。だから、本当にいじめをしている人たちをいじめをしないようにするという点、その教育的な配慮、これ再度お答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、いじめをした子どもについては十分にそういう指導はいたします。あるいはスクールカウンセラーとかの力を借りながらも、そういう子どもたちの心に寄り添うというか、そういうことをやっていきますが、そのほか、例えば、同じような環境になってもしない、そういうことを全く何もしない子はいるわけですね。ですから、全ての子どもに日常的に人権の教育であるとか、そういうものを深くやっていくということは必要であろうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、いじめの件数についての把握ですね、今ちょっと答弁の中で、基山小ではいじめの件数2件と、若基小ではなかったと。基山中学校では4件というふうに報告をされましたが、ちょっと具体的に、これはどのようにして把握されたんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

保護者からの訴えというのがあります。それから、担任が気づいたというのがあります。それから本人が申し出るというか、担任に相談すると、そういうこともございます。今回のことについては、そのアンケートの中でわかったということはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そういうことで把握できたということですが、私は、これ法律にもありますし、この基本方針の中にもあります。この学校いじめ対策委員会の役割ですね、これは非常に大切ではないかというふうに思っています。先ほどちょっと回数を聞いたんですが、基山小は2週間に1回程度と、若基小は1カ月に1回程度と、基山中は毎回やっていますということですが、これはいじめの情報の収集とか、それから把握するために非常に大切であると。もちろんこれは基本方針にも書いてあります。いじめの件数は、この開催回数との関連があるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

直接に大きな関連はないと思いますが、小学校の場合、例えば、若基小と基山小の開催回数の違いというのは、やはり学校もいじめの対策委員会だけを独立してやっているというよりも、定例で生徒指導部会の中でメンバーがほぼ同じメンバーが出てきますので、その中で定例で扱っていくと。それが例えば、若基小は月に1回、基山小が2週間に1回という違いになっているのではないかと思います。

ただ、問題が起きた場合は、事例が起きた場合は、そういう定例ではなくてもうすぐそこで臨機に対応します。それから、基山中の場合は週末アンケートというのを毎週やっているんですね。ですから、そのアンケート結果も踏まえて週に1回、定例の生徒指導部会だと思えますが、その中でいじめの問題も、いじめ対策についても扱っているというふうに認識をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

いじめのアンケートはもちろんとるに越したことはないんですけど、なかなかやはりちょっと把握しにくいという声もお聞きします。実際、先ほどの教育長の答弁の中でも、そのアンケートの中では全然ないと。しかし、結果的には6件あったという格好になっていますから。

それで、やはりそういうふうに6件あったと。それについては、そのいじめを受けた児

童・生徒、そしてその保護者の方にちゃんと情報提供はされているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そこが一番、もう間違いなく保護者、いじめられた保護者はもちろんですが、いじめたほうの保護者もきちんと説明をして、最終的には両方の保護者で理解し合っていただくというふうに持っていくます。

それから、数が多いときがあります。例えば、今回の平成27年度はなかったんですが、以前の例ですと、小学生ってよく仲間外しという、そういう精神的ないじめをすることあるんですね。その場合は数が、クラスの大多数の子どもたちがそれに加担しております。ですから、そのときは保護者会をすぐ開いて、そして、その保護者会に教育委員会からも出席をしたという経緯があります。もちろん、その殴ったりたたいたりというのはありませんが、無視をするとか、やられている本人については非常にきつかったろうと思いますが、何でそういうのをわかったかという、その日常生活の中で、席をランダムに移動してやらなきゃいけない活動のときに、その子の席に座りたくないというのが出てきたんです。それで、担任もおかしいなど。それから給食の時間とかはグループで食事しますね、6人とか4人とか。そのときにみんなかつちり4つの机が引っついていいるときに、微妙にそこに隙間があっつけていないとか、それから会話をしながら食べていないとか、そういうところでわかるという場合もありますので、学校は大人の目で十分に子どもたちを見て、アンケートにももちろんそのクラスでそういうのをやっているときはアンケートには書きませんよね、そういうのは。ですから、本人が書いてくれればいいんですが、本人も、私も心理士の人に「何でいじめられていると書かないんでしょうね」と言ったら、「やっぱりそれはプライドですよ」と言われたんですよね。ですからそういう、今はでもそのハードルは随分少なくなっていますけど、日ごろの子どもたちへの人権教育がすごく大切だというふうにも認識しています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、いじめの早期発見のための取り組み、これについてお伺いをしたいと思います。

先ほどの答弁では、早期発見のために教師がおかしいと感じた場合の声かけ、それから児童・生徒や保護者の相談があると。それからいじめアンケートの実施というふうに、この3つぐらいでできるだけ早くつかもうとしているというふうな答弁でございました。

私は、その中で特に先生方がおかしいと感じた場合の声かけですね。これが私は一番大事ではないかと。身近に接しているわけですから、そういうふうに思います。

それで、基山町のいじめ防止の基本方針にもありますように、いじめのサインを見逃さないという体制、これが必要なわけで、それはなぜかと言いますと、先ほど教育長も言われたとは思いますが、いじめは大人にわからないように行われて、そして加害者はもとより被害者もいじめがあったと認めないと、そういう場合が少なくないと言われております。それだけに、いじめのサインがちょっとでもあった場合、つかんだ場合、これは相当深刻になってきていると、こういうふうに私は考えたほうがいいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やっぱり子どもたちは、いじめのサインというのはあるんですが、おっしゃったように、言わないというか、いじめられているだろうというようなことを聞いても、言わないことというのは、私の経験の中にも往々にありましたが、でももうこっちはわかっているという態度ですね。だから、絶対もうこういうことをさせないようにするから、きつかったろうと、だから、ちゃんとさせるから気づかなくて悪かったというふうなことを言うと、急に泣き出したりして、本当のことをずっと言ってくれたというのもありました。ですから、やっぱり小さなサインを絶対に大人は逃さない。それは保護者も同じだと思います。

私の例でこういうのがありました。休み時間のたびに職員室の前に来ているんですね。なぜ来ているかという、この子は避難しに来ていたんですね、やられるから。ところが、もう気づかない人は「あんた何で休み時間のたびにここにいるとね」と、「休み時間は次の時間の準備だよ」と、「だから来ちゃいかん」と言われていたのを私も見ました。でも何かおかしいなと思って、その子が戻るときにやっぱり廊下ですれ違いざまにパンチを肩にボーンとやられたり、足を蹴られたりとか、そういうのがあって、その子に聞いてみたらいつもこうだということで、大人のところに来ているというのが1つのサインですね。そしたら給食

室の調理員に聞いたら、給食室の前にも来ますよと。だから、こういうのは自分の切実な問題で来ているんですね。だから、それをきちんと気づいてやるというのを、今の教員はもうほとんどそういうことはいろんなケースをみんなで勉強しますので、昔は教員が組織となっていじめを防止するというのは、私がうんと若いころはそういうのはなかったと思います。1人ずつが対応してやっていたようなのが、今はもう組織でやっていきますので、随分その子どものサインも、教員が40人いたら40人で見ていくということですので、リスクは少なくなったというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

先ほど早期発見のために、本当に先生たちの役割が今非常に求められているということを申しました。しかし、先ほど言いましたように、現状は過労死ラインと言われる月80時間以上、これは電通の方の自殺で大問題になりましたけど、その80時間以上の時間外、いわゆる残業をしているという人が12%おるといわけですよ、10人に1人以上ですね。そのような多忙の中で、それは幾ら多忙であっても、それは見逃さんごとしなさいと言うのは簡単です。しかし、そのいじめのサインを見逃さないために、先ほど授業中や全ての教育活動、それから複数の目で見ていくから大丈夫ですよというふうな答弁のように私は聞こえたんですが、そのように大丈夫だと言えるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いいえ、大丈夫ですよとは思っていません。こういうふうに子どもたちに対して見ていくと。特にいじめの問題に対しては、どんなに忙しくても、もう何を差し置いても優先的に対処していくというスタンスです。これはどこの学校のどの教員も同じだと思います。こっちがあるからちょっといじめは後回しというスタンスは決してありませんので。

私がさっき言ったので、全てこれで網羅されているかというのも、これは当たり前の話であって、それ以外にも常に心を子どもたちのほうに置いて目くばせをしていくということが大切だと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、だから非常に早期の発見のために、先生たちの役割ですね、これは非常に大切でありまして、そのために先生たちが子どもと向き合う時間の保証こそが必要だと言われていきます。その過労死を招くような多忙の解消、その多忙の解消について具体的な手だてはとられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

多忙化の解消というのは、これは基山の小・中学校だけではなくて、全ての日本全国の学校が同じ共通の問題を持っていると思いますが、やはり教員の仕事というのは終わりのない仕事というか、ここまでで終わりと、やろうと思うとずっとたくさん出てくるというか、そういう子どもとかかわるときも、どんどん大きなかわり方をしていくというか、あるんですが、今基山の小・中学校で言っているのは、自分で要するに終わりの時間なり、きょうはここまでやるんだという計画を立てて、そこまでやったらまず帰りましょうと、リフレッシュしましょうということを、定時退勤日をつくったり、管理職が率先して呼びかけてやっています。しかし、やはりそれは結果として短くなっているかと、若干は短くはなっていますけど、解決に結びついていないとは思っていません。なかなかこうすればということは難しいというのが実情でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

なかなか難しいと言われましたけど、これはやはり解決を図らないかんというふうに思うわけですね。もちろん基山だけの問題じゃないわけですが、これちょっと深刻ですよ、先生たちの多忙化の問題は本当に先生に連絡とろうと思ったら、晩の10時ごろ帰っていらっしゃる。「何しよんなさっですか」と言うと、「いや、部活とかあってですね」と、もう本当に大変ですね。これはやはり正常ではない。きちっとした向き合う時間を保証するためにやはり多忙化というのをこれは絶対解消する必要がある。ましてや、その過労死ラインを超えているような実態、これは何としても解決する必要があると思います。さらには、やっぱ

り少人数学級の推進とかなんかもやっぱりする必要があると。口では何か——口ではと言うとちょっと表現は悪いですが、やるようなことになっているようですが、なかなか進んでいかないと、ぜひこれを早くする必要があるのでと思っています。

そこで、次に、いじめ問題の解決に向けた体制についてです。

基山町いじめ問題対策委員会は、重大事案がなかったから開催していないと。これは重大事案じゃなくて重大事態ですよ。と思います——まあそれはいいですが、というふうに答弁を受けましたけど、これはどういうことですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

命にかかわることであつたり、特に学校だけで第三者委員会的に、もう一回調べ直す必要があると、そういう事案が出てきたときには対策委員会を開催したいということで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もちろん、この基本方針にもありますけど、いじめ防止対策推進法では、命や身心や財産に重大な被害を生じた疑いのある場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は重大な事態というふうに定めています。そうなれば、いじめ問題対策委員会で調査するように求めています。今言われたようにですね。——いますが、この報道されました横浜市の場合、いじめを受けて不登校になった両親が学校と教育委員会に報告したにもかかわらず、学校は重大な事態とは捉えないで動かなかつたことが問題になっています。もうこれは御存じだと思います。いじめについては、そういう意味では、本当に初期段階から対応するということが求められているというふうに思います。

それで、この基山町のいじめ防止基本方針を見ますと、重大な事態になったら、この基山町のいじめ問題の対策委員会を調べるんだというふうな格好ですけど、これでいいのかというふうに思うわけですよ。重大な事態に、さっき言った重大事態とは何なのかと言いましたけど、そうならない限りはこれを開かないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その前に、学校の調査が不十分な場合は、教育委員会でもう一回調査をします。それで重大な事案というふうに捉えたときに、もちろん第三者委員会的な問題対策委員会に委ねて、もう一回調査をしてもらうというスタンスであります。ですから、相当数の不登校になった場合も、いじめによって不登校になった場合も、その場合も対策委員会の前の教育委員会の調査で、それから教育委員会に諮って、この対策委員会に図るかどうかということをやりたいと。その前に、町長には報告をするということが前提になっていると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうしますと、子どもや保護者の方から、このいじめの申立てがあった場合、これは重大事態としては対処しませんよと。その前の段階ですと、学校でやってください、まず学校でやってくれんですかということになるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず学校がそれを認識していなかったら、学校で調べてもらいます。そして、学校の調査で不十分な場合は、もう一回教育委員会で調査をします。そして、その後がやはりこれは重大だというふうに認識した場合、それはもちろんそのときに同時に町長にも報告をします。その後、第三者委員会に委ねるという段階を踏んでいくものと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、手持ち、今そこに持ってあるかどうかわかりませんが、基山町いじめ防止基本方針の5ページ、重大事態への対応ということで教育委員会、また学校による調査とかというふうになって、重大事態とはということで書いてあります。それはさっき言った内容ですね。その中に、こういうふうに書いてあるんですよ。そういうのとはまたほかに、児童等や保護

者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校がいじめの結果ではない。あるいは重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したとして報告調査に当たる必要があると書いているんですよ。だから開く必要があるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その前の教育委員会の私たちの調査と、調査をしてから、そうしないと私たちにもほとんど学校の調べたデータしかありませんので、こちらで調べたデータをきちんと精査した後に、それも載せて問題対策委員会に持っていくということでございます。ですから、その前に保護者が重大事態だと認識してそういうふうにおっしゃられれば、その線で進めていくのが一番の筋だろうというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

だから、これに書いてあるのをそのとおりに読めば、学校が重大事態と思わないと。保護者からいろいろ言われたけど、いや、それは大した問題じゃありませんと、まあちょっと表現が悪いかもしれんけれども、というふうに学校がそういうふうを受けとめたとしても、重大事態が発生したものとしてというふうになっているわけですよ。だから、本当に保護者とか子どもたちからその申し立てがあった場合というのは深刻なときなんですよ。だから、そこは本当に、さっききちんと受けとめられているんでしょうけど、私はこの基山町のいじめ対策委員会か、この開催というのは私は求められておるというふうに思います。

それで、この学校の対応とか教育委員会の対応の中で、この隠蔽というのがなかなか報道なんかもされていますよね。このいじめの隠蔽というのは、遺族を傷つけ、そして加害者には反省の立ち直る機会を奪ってしまうという指摘もされています。

そういう点で、基山町では隠蔽と受け取られないシステムということですかね、体制、これは何があるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

体制というものは特にありませんが、今学校はほとんど、何かいじめ以外にも事案が起きたときは、ほとんどきちんと上げてきてくれます。ですから、その点は私も学校、校長を非常に信頼しております。隠されたという、後で例えば、保護者が個別に相談に来られたりとか、それから町民の方が見られて、こういうのがあったらいいよというのを私たちは聞いた場合は、学校に再度調査をしますが、そういうことは今まで私もここ何年間いて一回もありませんし、言われたことについては全て、起きたことについては全て出してきてくれますので、隠蔽をされるということは、もう学校は3つしかありませんので、私はなかったというふうに、もうほとんど確信をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今までなかったということでしょうけど、それはないことを望みますが、やはり隠蔽が、こがんとはもうできるだけ知らせないでおこうとかいうことはもう絶対あつてはならないわけで、そのためには日常どういうことをしたらいいのか、やっぱり教育委員会と学校との意思疎通とか風通し、教育委員会に言えばいろいろ本当に真剣になって考えてくれるとか、そういうお互いの意思疎通なり風通しなりが本当に日常的にこれが行われていないと、もちろんいろんな関係機関、関係団体との日常的なつながりという、これは非常に私は求められていると思いますがどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私はもう教育委員会は学校から信頼されていると思います。ですから、いろんなことを相談して、その問題の解決に私たちもいろんな知恵を出してですね。ですから、例えば、いじめが出たときの保護者会にも指導主事が参加をしたり、いろんな関係機関への紹介とか、それからスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーを特別に向けて、子どもたちのケアに当たったりとか、いじめられた子どもですね。そういうことも考えていますので、私はさっき確信をしていますというのは言い過ぎだったかもわかりませんが、そのような気持ちでおりますので、決して隠蔽をして学校が得するようなことは何もないと思いますので、

今後についてもこういうふうに加え、学校は世間から見て隠蔽しているということもあるので、学校はそういうことないよねと。ですから、今までのようにきちんと信頼してやっていきましょうということをもさらに強く言っておきたいと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に松田町長にお聞きをいたします。

このいじめ防止対策を進めるに当たって、私は何よりも子どもの命が一番大事なんだと。そういう姿勢こそが私は必要だと思ひます。そういう点でどうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いじめというのは考えさせられることですね。自分のことをちょっと、今回この議題が出ましたので考えたところ、私3回いじめ、自分では認識しているいじめに3回小さいころ小学、中学であっています。今でもフルネームで相手の名前を言えます。ところが、じゃ、さっき話してはっとしたんですけど、何とかちゃんの後の席には、もう席替えのときに着きたくないと言った記憶があります。私も言った記憶があります。でも、女性だったけど彼女の名前を覚えていません。もっと言うと、私もそれ以外のことでたくさんのいじめをしているかもしれません。でも、その認識が全くございません。だから、多分それは相手にとって、そして自分がどう考えるかによって物すごく違うことなんだろうなということを今話を聞きながら思っていました。

お答えになるかどうかわかりませんが、学校も今できるだけのことをやられている、私たちのころはそういう仕組みはございませんでしたので、もう家に帰って、顔ぼこぼこにされて腫れ上がって帰っても親もけんかに負けるけんたいぐらいしか言われなかった時代ですけどね。だから、それは時代は変わったわけですけども、今できることは地区のPTAの懇談会とか、そのPTAの方々の会にはなるだけ私自身が直接出向いて行って、町長室はいつもあけていますので、何かございましたらいつでもおいでくださいということをお声かけるようにしております。これまでに2名の方ぐらい、いじめじゃございませんけど、町長室に来ていただいたことがございますけれども、そういったことをとにかくやれることをやって、

アンテナを高くしていくしか今方法はないのではないかなというふうに思っております。

それから、もし本当に命にかかわるような場合は、これは犯罪に近いような形になりますので、そこはもう恐れずに警察との連携をきちっとやるような、そういうことを考えていかないといけないと思いますので、その辺の機関との連携も強くしておかなければいけませんので、先ほどのいじめ問題対策委員会には弁護士とか警察とか、そっちも入ってあったと思いますので、事案がないときでも何年かに一遍ぐらい、そういう方々との意見交換会なんかをする必要もあるかなというふうに思いました。

長くなりましたけれども、以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時30分まで休憩します。

～午後2時18分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○1番（松石健児君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番議員の松石健児です。本日は傍聴席の皆様、午後のお忙しいときにお越しいただきましてまことにありがとうございます。きょう財政等につきまして質問させていただきますけれども、若干ちょっと難しい数字的なものが並ぶかもしれませんので、説明が曖昧で若干眠くなるようなことがあるかもしれませんけれども、一生懸命質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、総務省は2014年4月、地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請し、策定指針を通知しました。その趣旨は、我が国では公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、急速に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっているというものです。

そこで、質問事項1、基山町公共施設等総合管理計画について。

質問要旨(1)計画期間内(2016～2045年)の投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の総額と、年平均投資総額及び年平均投資内訳を公共施設、道路、橋りょう、公演整備、下水道別にお示しください。

(2)管理計画の基本方針で施設総量(総床面積)規制や縮減目標はありますか。

(3)自治体における公営住宅の設置義務はあるか。あれば、その戸数等の算定基準はありますか。

(4)公共施設の除去、集約化・複合化、転用事業などに係る政府の地方財政措置適用を受ける予定の施設はありますか。

(5)本年度、国の補正予算で計上された地方創生拠点整備交付金の運用に関連する基山町の事業計画はありますか。

続きまして、質問事項の2、基山町の財政計画についてです。

基山町では、財政面の課題を明確にし、今後の健全な財政運営の確保や予算編成の指針とするためのものです。

そこで、質問要旨(1)2025年度までの各年度別一般会計の基金残高、町債残高、公債費の推移をお示しください。

(2)本年最終年度を迎える第5次基山町行政改革大綱に基づいた財政上の成果は何かあるか。

(3)市町村財政比較分析表で平成26年度から平成27年度の推移について、実質公債費比率は下がっているのに将来負担比率が上がった理由は何か御説明ください。

(4)今後、民生費の上昇に関する対策をお示しください。

(5)ふるさと納税の直近の寄附合計額をお示しください。

(6)総務省が掲げる地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み(トップランナー方式)の導入について、今後の対策、見解をお示しください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(鳥飼勝美君)

松田町長。

○町長(松田一也君)(登壇)

松石健児議員の御質問に、結構数字が出てきますので、それこそわかりにくいかと思いま

すけど、一生懸命答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

1、基山町公共施設等総合管理計画について、(1)計画期間内（2016～2045年）の投資的経費（既存更新分及び新規整備分）の総額と、年平均投資総額及び年平均投資内訳を公共施設、道路、橋りょう、公園整備、下水道別に示せということでございますが、2016年から2045年の計画期間内の下水道整備額を除いた、公共施設、道路、橋梁、都市公園整備の投資的経費（既存更新分及び新規整備分）を合わせた総額は、30年間で307億7,000万円となっております。

年平均投資総額は、1年当たり約10億円となっております、その年平均投資内訳は、公共施設が6億4,000万円、道路が2億6,000万円、橋梁が6,000万円、都市公園が4,000万円となっております。

また、下水道整備費については、全体計画の見直しを計画しており、整備費用については、現段階で公共施設等総合管理計画には盛り込んでおりません。

(2)管理計画の基本方針で施設総量（総称面積）規制や縮減目標はあるか。

将来、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化し、必要となる施設総量が縮小することも考えられますが、今回策定しました公共施設等総合管理計画では、現有の施設等についての維持更新の方針を示しており、施設総量規制や縮減目標の設定はいたしておりません。

(3)自治体における公営住宅の設置義務はあるか。あれば、その戸数等の算定基準はあるかということでございますが、公営住宅の設置義務は、公営住宅法第3条に「地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」と定められているため、あると考えております。

また、戸数や算定基準につきましては、公営住宅法第5条に「公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して行わなければならないとされています。

(4)公共施設の除去、集約化・複合化、転用事業などに係る政府の地方財政措置適用を受ける予定の施設はあるかということでございますが、第5次基山町総合計画では、1万8,000人の人口を目標としており、現段階で余剰施設となる見込みはございませんので、近々に除去、集約化等を検討する施設はございません。

(5)本年度、国の補正予算で計上された地方創生拠点整備交付金の運用に関連する基山町

の事業計画はあるかということでございますが、地方創生拠点整備交付金は、国の平成28年度第二次補正予算で、未来への投資に向けて、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域づくりなどの事業の施設整備等の取り組みを推進するための交付金として創設されました。

基山町では既存の「基山町老人憩の家」を町民総活躍のまちづくりのために、高齢者や障がいのある方、子ども・子育て世代等の多世代が交流できる拠点として改築整備することとして交付金を申請したいと考えております。

2、基山町の財政計画について、(1)2025年度までの各年度別一般会計の基金残高、町債残高、公債費の推移を示せということでございますが、本年度策定しました中長期財政計画では、2016年度が年度末基金残高が21億8,500万円、年度末町債残高が60億4,400万円、公債費が6億1,300万円、2020年度が基金7億5,900万円、町債62億700万円、公債費5億8,500万円、そして、2025年度が基金マイナス2億円、町債61億1,300万円、公債費5億1,000万円となっております。それから、各年度のものは別紙として添付させていただいております。

(2)本年最終年度を迎える第5次基山町行政改革大綱に基づいた財政上の成果はあるかという質問でございますが、第5次基山町行政改革大綱に掲げた取り組みのうち、財政上の成果としましては、平成25年12月に策定しました使用料・手数料の基本方針により、施設の使用料を見直した結果、町民会館や総合体育館、多目的グラウンド等で使用料収入が最大約91万円増額になったこと、ふるさと納税に関しましては、100万円前後で推移していましたが、特産品の追加見直しの結果、本年11月末現在で、約3億円の寄附をいただくまでになったことでございます。

(3)市町村財政比較分析表で平成26年度から平成27年度の推移について、実質公債費比率は下がっているのに将来負担比率が上がった理由は何かということでございますが、実質公債費比率は、起債の償還金である公債費による指標、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債による指標でございます。

平成27年度の指数のうち、将来負担比率は、主に図書館建設事業の起債による借入残高の増額により指数が上がりました。一方、実質公債費比率は、主に公債費が減少したため、指数が下がりました。

なお、通常、起債の借り入れ年度は償還金がありませんので、図書館建設事業の起債については、平成27年度の実質公債費比率の指数への影響がありませんでしたが、平成28年度から影響が出てきますと、年度のずれということでございます。

(4) 今後、民生費の上昇に関する対策を示せということですが、今後、子育て支援や高齢化による社会保障、社会福祉関係経費の上昇が見込まれますが、効果的な健康増進事業や介護予防事業の実施等によって、支出の伸びの抑制を図り、国庫県費補助などの歳入のさらなる充実により、健全な財政運営を目指します。

(5) ふるさと納税の直近の寄附合計額を示せということでございますので、12月6日現在で約9,316件、約3億3,300万円の寄附をいただいております。

(6) 総務省が掲げる地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み（トップランナー方式）の導入について、今後の対策、見解を示せということでございますが、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させると言われているトップランナー方式につきましては、まだ具体的に反映されているものが少なく、現段階では判断が難しい状況でございます。

以上で1回目の回答を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これより一問一答で進めさせていただきます。

まず、(1)の期間内の投資的経費の総額と年平均投資総額及び平均内訳を各項目別に示せということですが、これトータルで307億7,000万円ということで、30年間でですけれども、非常に莫大な金額になっております。これは下水道整備費は盛り込まれておりませんが、資料によると、30年間で約30億円ということで、平均すると年間1億円ということですが、それを加味すると337億7,000万円という解釈をしてもよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

下水道に関しましては、企業会計をとっていることもありまして、別立てで表示をさせていただいているんですけれども、中身につきましては、現にある管の構成というだけ、それだけを算定いたしておりますので、これから計画を見直す際の更新費用とかは入っておりませんので、そういうふうな表現をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

はい、わかりました。いずれにしても非常に大きな金額なんですけれども、この計画は2016年度からということになっております。1年ごとに各施設等を確認して、カルテを更新して個別計画を策定すると伺っておりますけれども、まず来年になりますかね、来年になるのであれば、そのカルテの中身というのはいつぐらいに報告いただけるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

4月を過ぎましたらプロジェクトチームをまた集合して異動等もありますので、それによってスケジュールを見て、日にちを決めて現地確認をしながらカルテの更新をしていきたいと思っておりますけれども、それを公表するとなるともう莫大な量ですので、必要であれば見に来ていただくとか、そういうふうなことで、台帳になりますので、そのような方向でいきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

本年度から進めていますよね。そうすると、本年度は調査して、本年度の分を来年公開する。公開できればですけども、来年から進めるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

施設の一つ一つで、一つ一つカルテをつくりまして、それを積み上げたものが公共施設の総合管理計画ですので、それを年によって疲労ぐあいとか、修理が必要になったとか、例えば、日々でありますと、それが進んだとか深くなったとかを毎年検証しながら、必要な処置を施していくと、それが必要であれば、費用をその中に盛り込んでいくということですので、随時カルテがあるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今後、これだけ大きな費用を使って、年平均約10億円ということを使っていくわけですから、それはそれなりにある程度一定の時期を決めて公開していただかないと、我々議員に対して公開していただかないといけないんじゃないかなと思いますけれども、内容を変更する、変更しないにかかわらず、一部変更があった場合は、その部分に対しても御報告を願えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

単純に307億円とあって、それを30年で分けて、10年10億円というふうに表現をしておりますけれども、それぞれ年によってでこぼこがありまして、どの施設で金額がかさんでいるということがわかりますので、それをどこかの時点で大規模改修なり更新をすれば、それまでの費用は要らなくなりますし、更新時から30年後までは費用が要らなくなりますので、それは更新とか、大規模改修をしたたびに見直しをしていくということでございますので、えてして10億円が要するというわけではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

おっしゃることもわかるんですけど、この基山町公共施設等総合管理計画、これの今後の施設等のスケジュールに関して、大規模改修あるいは築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修に関してですけれども、2016年ぐらいから、本年度から若干ある程度進んできて、2019年には単年度で約14億円強、2020年には11億円程度の、ページで110ページです。経費、そういった改修が必要になってくる。直近で割と大きな金額が動いてくる計算になってくると思うんですよね。それから以降も若干均衡して出てはくるんですけど、直近で2019年、2020年非常に大きな金額が動くということで、できればもう初期の段階からそういったものを提示していただくのが妥当かなと思いますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

例えば、皆さんこの表を持っていらっしゃるのかわかりにくいかと思いますが、例えば、何年に突出した金額が伸びているというところであれば、ここ最近では基山中学校とか学校関係の更新費用がかさんでいますので、それを9月議会で議決をいただいて大規模改修を行いますので、その費用は前倒しでとし、来年に要ということになりますので、そこは更新のたびに、この公共施設の管理計画を見直していきますので、それはもうなめらかなカーブになっていくというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

わかりました。次の(2)の管理計画の基本方針で、施設総量(総床面積)規制や縮減目標はありますかということで、今の流れに勘案してなんですけれども、これも同じく管理計画の中で、これは財政面にしても、この公共施設の管理についても、人口を2025年、平成37年に1万8,000人という設定で進めていると思いますが、この137ページの下段のほうですね、平成27年度現在、公共施設等の総量を減らす実質的な検討は行うことは難しいと。人口が10年後に1万8,000人になるということだから、施設は減らすことは難しいというふうな考えだと思いますけど、一方で、上の2段落目ですね。一方、平成17年度から26年度の10年間の投資経費は年平均で6.9億円、現状の状態では投資的経費が推移していくと、毎年約3億円の不足が生じるというふうにも記載されているんですよ。今これからの計画では年平均で10億円程度かかってくると。一方で、今までの約7億円ぐらいで推移してきているので、3億円ぐらいの不足が生じるというふうにも書いてあるんですよ。この辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その不足が生じるというふうにも書いております意味は、単純に10億円と今までの年平均の投資的経費の差額を書いているわけですが、先ほどから申しましたように、その10億円と申しますのは、大規模改造とかをしない場合にこれだけの金額がかかるだろうということで、ならして表示をして、それを積み上げたものが10億円でございますので、あるところで大規模改造とかをすれば、それまでの費用は要らなくなりますし、金額につきましては、

補助とか起債とかを使ってしますので、年平均10億円よりもぐっと下がってくるということ
でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

では、後ほどの財政と関連して一部は伺いたいと思いますので、先に進めます。

(3)の地方自治体における公営住宅の設置義務はあるか。要は園部団地とか割田団地の設
置義務はあるかということで御回答いただいております。

その中で、公営住宅法第5条、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準
を参酌して行わなければならないということで、国土交通省のガイドラインですね、公営住
宅法の第5条、公営住宅等整備基準ということで、この内容を見ると、耐震基準、あるいは
プライバシー、あと最低限の平米数ですね。建設の1戸当たりの平米数等を記載されており、
人口に対して、例えば、何%戸数を設置しなさいとかという、そういう規約はございません
けれども、特に戸数に関しては制限がないというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、戸数につきましては、法の中でも必要に応じというようなところがございます。戸
数の判断内容といたしましては、現在の基山町の町営住宅では住宅建設計画、これは昭和
41年からのものですが、第6条第1項に都道府県が作成する住宅建設5カ年計画に基づいて
行くとされております。これが基山町では、第1期5カ年計画の昭和41年から、園部団地等
ですね、最後の第5期5カ年計画は最終は平成3年なんです、この中で現在の公営住宅を
つくってまいったというところになります。

戸数の必要につきましては、総務省の統計局が出されております。これは5年ごとに出さ
れております住宅土地統計調査、この結果の中に低額所得者の民間の借家状況というのがご
ざいまして、低額所得者が民間の借家は、要は安定な生活をするには負担が大きいという観
点から、こういうのを参考といたしまして、必要戸数の判断をするようになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

あわせて、今後の予算等も含めてなんですが、ちょっと人口のところについてお伺いしたいと思いますが、10年後に1万8,000人という目標を掲げております。直近、11月は若干6名ほど人口が減っておりますけれども、その前の3カ月間は人口がふえておりました。この計画の平成26年度、2015年、1万7,449名から推移して、今後人口を1万8,000人まで10年後に持っていくという計画だと思っておりますが、現状でいくと、この2016年から差し引くと、マイナスの29名というふうになっております。ちなみに、平成25年度から計算すると173名の減少になっておまして、今後の政策で人口がふえてくようにやっけていかれる予定ではあるんでしょうけれども、いまだ伸びるよりも下がっているという状況についていかがお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに今1万8,000人を目指して、もうとにかく全力を挙げているところでございますので、それを目指して頑張るといことしか現段階では申せません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

御参考までに、ちょっとみやき町のデータがなかったんですけど、近隣市町で上峰町が2016年度からいくと78名の増加、筑紫野市が2,270名、小郡市が115名、鳥栖市が996名です。ちなみに、鳥栖市は25年起算でいくと4,200名ぐらいふえています。近隣市町かなりふえておりますので、政策次第では人口増加することも可能だと思いますけれども、ぜひ御尽力いただきますようお願いいたします。

次に、本年度の国の補正予算で計上された地方創生拠点整備交付金の件ですけれども、これもちょっと質問した後にわかったのでちょっとびっくりしたんですけども、ないかと思っていたら上げていただいた、非常に老人憩の家、延寿荘ですね。いろんな交流拠点でもあり、御神幸祭でも活用されておりますので、ぜひあそこは有効に今後活用できればと思っておりますけれども、これは2017年度以降は立地適正化計画の策定によって、地方創生推進交付金に引き継がれるというふうに伺っておりますけれども、何かこれ以降で今後の立

地適正化計画等で上げるような予定はありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その立地適正化のほうに移行するという部分は、ちょっと私も認識しておりませんでしたので、ちょっと内部的には勉強させていただきたいと思えますけれども、今回の憩の家を申請していくに当たっては、そもそも公共総合管理計画の中でも、適切な補助金等があればそちらのほうで改修を行っていくという観点から、今回要望を上げさせていただいております。という状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そういった取り組みもぜひ今後検討していただきたいと思えますし、先ほどの今後の公共施設のあり方についてなんですけれども、現在はいろんな自治体で基本方針をつくる。もちろん基山町も基本方針をつくられていますけれども、具体的な総延床面積の縮減とか、これ以上の新規の施設はつukらないとか、具体的に数値設定を上げている自治体もかなり多くあります。例えば、神奈川県のア野市では、原則新規施設はつukらない、つukる場合は更新予定施設の更新と同面積の分だけをどこかで削減する。あるいは現在の施設の更新はできる限り機能を維持する方針を講じながら、優先順位をつけた上で大幅に圧縮するとか、あと、売却、あるいはほかの部分では、これも埼玉県さいたま市ですけれども、こちらも新規整備は原則として行わない、総量規制ということですね。あと建てかえる場合は複合施設とするとか、40年間で40%総床面積を減少させる。総称面積を減少させる自治体では平均15%から20%程度減少する目標を設定していますけど、そういったことは人口が現状ふえるから、特に設けていないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一般的に言いますと、合併とかで同じ施設が幾つかあるとかいう市町につきましては、そういう減額の目標を立てているところもありますし、そうでないところも確かに、そういう

目標を立てているところもございます。本町に関しましては、1万8,000人という人口を目標にすることもありますし、年齢の分布によりまして、施設の状態も変わってくることも予想されますし、そういうときは転用の事態もあるのかもわかりませんが、現時点では未定でございますので、そういうことは表記をいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

例えば、これ政府の政策なんですけれども、公共施設の除去、解体撤去、現状回復費等で地方債の特例措置ということで、充当率75%、事業費の75%を地方債で充当できるとかという制度があります。同じくこれ2017年度までなんですけれども、公共施設の集約化、複合化に係る地方財政措置、あるいは公共施設の転用事業に係る地方財政措置等が充当率90%、交付税参入率30%、あるいは50%ということで得ております。こういったものを活用して縮減、あるいは転用するような検討はされたんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

おっしゃいますような公共施設の最適化、事業債とか除却の地方債というのは承知をいたしておりますけれども、そういう目標を今持っておりませんので、そういう確認はしていませんけれども、そういう実施の検討はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これだけの金額、これから人口が10年後に1万8,000人到達できるとしてもですし、今後見直しを少しずつやっていくということでもあるんでしょうけれども、やはり早期の段階で大幅な見直しを考えておくということも必要じゃないかなと思っております。

前回、またお名前出して恐縮ですけど、久保山議員が園部団地を宅地に変えたらいいんじゃないか、その分を民間の住宅で現状に住まわれている方を、民間アパートを活用して、そこに補助を出したらよろしいんじゃないかということもあります。そういったこともひとつ非常に大切なことだと思いますし、今後、建てかえが御提案ということじゃないんですけ

れども、建てかえが必要とされている基山町保育園に関しても、若基小学校が生徒数が若干減ってきておりますので、そこに複合施設として定住促進も含めて、けやき台の定住促進も含めて基山保育園を若基小と複合施設として入れるとか、あるいはちびはる保育園がモール商店街の中へ入っておりますけれども、旧トライアル跡地、あの辺に保育園を設置するような、これ制度的に2017年は難しいでしょうけど、そういった方向性というのも1つの方向性として考えてもいいんじゃないかなと思いますけど、そういったことについてはいかがお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

公共施設の最適化事業債のモデル事業として、例えば、学校を高齢者施設に転用するとか、保育所と高齢者施設を一緒にして1階、2階にするとか、2つの公民館を1つにするとかいう例は確かに書いてございますけれども、現在のところ、そういった事業も含めまして検討している最中ですので、直ちに何年度にどうするというのを現在のところは計画として見える形であるものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

本当いろんな考えがあると思うんですけど、やっぱりこれからの人口減少社会のことを考えていくと、やっぱり施設の縮減です。もうやっぱり考慮しなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、ぜひ御一考いただければと思います。

あわせて、これ先日いただいた中長期財政計画のほうなんですけれども、こちらのほうでも、ちょっといろいろ人口のこともありますし、非常に町長初め、行政の方が頑張られて、ふるさと納税の寄付金が3億3,300万円を超えて4億円を上回るかもしれないというふうな勢いで進められているということは非常に素晴らしいことだと思いますけれども、この財政推進化計画の中で、これの6ページになりますけれども、ここで平成28年度の歳入歳出の当初予算、当初というか起債分ですね、56億7,100万円で起債されております。この段階で補正予算、議案可決されていない部分もあるんですけれども、今回の補正まで含めて計算すると67億2,000万円になっている。もう既に10億円ぐらいの開きがあるんですよ、この段階

で。これが今後施設を維持するに当たって、ふるさと納税もまたふえていくような可能性もあるということで、10億円の食い違っている推移が今後基金、あるいは公債費等に勘案していいほうに流れていくのか、あるいは悪いほうに流れる可能性が大きいのかというのはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

本町の財政の規模としましては、60億弱ぐらいで今までずっと来ております。67億円と今なっているのは、中学校の大規模改修とか事業がめじろ押しというか、その多額になっている関係でそうなったんですけれども、確かに起債の残高はふえていきますし、しばらくは実質公債費比率は上がっていくだろうというふうに――しばらくというか、今下降ぎみですので、何年かしたら実質公債費比率も上がっていくだろうという見込みは立てられると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

財政計画について、そのまま入っていたので、済みません、先ほどの質問から財政計画についての質問で進めさせていただきます。公営住宅等には関連はしていないんですけれども、例えば、これに記載していただいていますけれども、今後の10年間の基金残高、貯金と町債残高、公債費、いわゆる借金等についてですけれども、8年後にはぎりぎりプラスで、9年後にはマイナス4,100万円という形になっております。それと、これは平成26年の決算について、総務省も出しておりますけれども、これ平成25年度は福祉交流館建設事業や庁舎周辺外壁改修工事、道路改良事業の繰り越し事業増により、単年度収支がマイナス6,600万円と実質単年度収支がマイナス3,800万円になっているんですよね。だから、今後の財政状況がどうなるかという、悪いほうに行けば、これだけ基金残高も減っていく一方で、こういった単年度実質収支等がマイナスにまたなるという可能性はないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

単年度収支とか、実質単年度収支というのは基金の繰り入れで帳尻を合わせるというか、プラスにすることはできますので、その収支と基金を合わせた金額で見ていかないといけませんので、一概にそこからマイナスになった、プラスになったでどうということは申し上げられません。極限的にゼロに近いのが上手な財政運営であったということは言えると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

一応公開データとして総務省から出ておりますので、ここではマイナスになっているという事実だけは御認識ください。ちょっと時間もないので次に進みます。

3番の実質公債費比率と将来負担比率の件は了解しました。ちなみに、これは図書館建設費の起債が平成28年度から影響してくるということですのでけれども、この将来負担比率と実質公債費比率、それぞれ平成28年度はどれぐらいになる予定ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ほかの指数が変わらないという過程をいたしますと、実質公債費比率は11.2%へ減少をいたします。それから公債費負担比率は24.2%から27.8%へ上昇をする見込みでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

公債費比率は下がるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

図書館建設の起債自体で、償還金自体で上がる方向には行くんですけども、御存じのように公債費比率は3年間の平均ですので、前2年が低い数字を示していますので、3年間で平均するとまた下がってくるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、ちょっと勉強不足でありがとうございます。ただ、将来負担比率ですね、今後の健全化を示す指数だと思いますけれども、これも公共施設等に関連してくることなんですけれども、財政力に関しては、これは市町村財政比較分析表という総務省が出しているもので、財政力に関しては、ほかの団体よりは若干いいんですけれども、人口増対策や定住促進及び徴収率向上による自主財源額を図るとともに、行財政改革などによる歳出の見直しを推進しながら財政の健全化を図るということになっておりますが、今さっき申し上げました将来負担の状況に関しては、今後も投資的事業の抑制等により適正な地方債管理を行い、財政の健全化に努めるということ。それと、実質公債費比率に関しては、今後も繰り上げ返還の活用や緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、こちらも投資的事業を抑え、新規起債の発行を抑制し健全な財政運営に努めるというふうな指導的な内容になっています。これ、今後透明化ということで決算内容については全てインターネットで誰でも見れるようになりますけれども、こういうことも勘案して、今後の公共事業についての縮小等は考えにくいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、町が目指しております定住化促進とか子育て支援、直接的に投資的経費と関係あるかどうかはわかりませんが、投資的経費が必要な時期は必ず参りますので、最大限補助を利用し、起債につきましても交付税措置の大きなものを研究しながら実施をしていくと。それと、できる限り繰り上げ償還をして、将来負担比率とか実質公債費比率の低減に努めていくということだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

だからそのために公共施設の縮減が必要なんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

人口規模を今の状況を将来の人口とする場合に、将来を1万8,000人で縮減をすると、今施設が余っているということになりますので、今そういう状況にはございませんので、縮減の方向に行くということは考えておりません。

ただ、先ほど申しましたように、年齢の分布によりまして必要な施設が変わってくるということはあるのかもわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひ今後も御一考をして、そういった観点からも施設の管理計画を進めていただければと思います。

ちょっとこれ、(4)の今後の民生費の上昇に関する対策を示せということで、今後国庫、県費補助などの歳入のさらなる充実によりということ、健全財政運営を目指しますということですが、民生費、子ども手当の時期から少しずつ上昇傾向にあり、もうこれが下がるということはずあり得ないだろうと思いますけれども、ぜひ抑えていくような運営をお願いしたいんですけれども、この目的別歳出の中で、総務費ですね、平成22年にこれは約12億円ぐらい上がっていて、平成24年度から26年度ぐらいは7億円、8億円程度で推移しているんですけれども、この平成26年度から28年度に向かってかなり、これ8億円ぐらいから14億円ぐらいまで上がっていますけれども、これは何でこんなに上昇しているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

総務費には、その企画費ですね、予算項目で2款1項6目とか入っていますので、そういった状況で伸びているんじゃないかというふうに思います。今データを持ちませんので、詳しいことは回答できませんけれども、そういうことだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ちょっと今の説明がよくわからなかったんですけど、単純に言うと、7億円からすると倍

ぐらいになっています。主にどういうことが理由かというのはおわかりになりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。わからんですね、資料を持ち合わせとらんです。何のあったかい、総務費は、平成26年度は。

松石議員、わからないそうで、今手元に資料を持っていないようですから、次に変えてください。

○財政課長（城本好昭君）

マイナンバーとか企画費とか、ふるさと創生とかもみんな2款の総務費ですので、その関係で上がっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

いや、それはちょっと今あやふやだから、その質問は変えてください。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）松石健児議員。

○1番（松石健児君）

じゃ、民生費の今後の適正な運営ということでお願いしたいと思います。

今の資料で、ちょっと関連で内容がちょっとずれるかもしれませんが、この類似団体分析シートで教育費のところを、平成22年度から26年度の5年間で、まず5年間、平成26年度までなんですけれども、佐賀県の10町について教育費を調べました。一部その施設等ではと上がっているところはあるんですけれども、大体平均すると、教育費が吉野ヶ里町で平均——1人当たりですね、人口1人当たりで4万円、上峰町も4万円、みやき町が5万円、玄海町は10万円とちょっと突出しているんですけど、有田町が4万円、大町町が5万円、江北町が4万円、白石町が5万円、太良町が5万円、ざっくりとですけど、大体四、五万ぐらいで推移しているんですが、基山町は平均すると2万5,000円から3万円なんですよね。非常にこれ平均かなり低いんじゃないかなと。類似団体でいっても、類似団体というのは基山町と同じ人口、あるいは産業構成をしている全国の自治体ということですけど、からしても大体4万5,000円から5万円なんですよ。

先ほど牧菌議員が外国語教育というか、英語教育等の話をしましたけど、そういったところにもっと予算を、緊縮財政とか言いながら予算をと言うのも変な話なんですけれども、事教育に関してはもう少し検討する余地があるんじゃないかと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ただいまの数字ですが、ちょっともう少し分析をさせていただいて、その原因というのを少し究明しながら、本町は本当に教育にかける予算が1人当たりで本当に少ないのかどうか、ほかの要因があるのかないか、そこも含めて再度また当初予算等も含めながら検討はさせていただきますと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひよろしくをお願いします。

(5)のふるさと納税の直近の寄附合計金額ですけれども、昨年度からすると大変すばらしい数字にはなってきていると思いますけれども、やっぱりこの前の新聞にもありましたように、上峰町は20億円、前年度を上回る寄附金が来ているということと、近隣のみやき町でも10億円を超えていたと思います。それに比べると、まだまだ伸び代があるんじゃないかなと思いますけれども、とりあえず本年度、年度末でどの程度いきそうなのかという——変な皮算用じゃあれなんですけど、それと来年度に向けてどの程度を見込みたいという意欲の部分で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回の補正予算で、総額で4億円をお願いしておりますので、それぐらいはいくんじゃないかと思います。また、4億円を超えて専決なりをお願いするようになれば、非常にいい状態かなというふうに思いました。来年度につきましては5億円程度を予算化をお願いできればというふうに思います。あくまで年明けての状況でございますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

変な競走があってはおかしいと思いますけれども、貴重な財源にもなると思いますし、先ほどの公共施設等にも反映できるような部分もあるかもしれませんので、ぜひよろしくお願

いたします。

最後に、トップランナー方式の導入についてですけれども、これはもう御存じだと思いますけれども、基本方針2015に基づき歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財源需要額の算定に反映する取り組みを推進ということで、他団体のモデルとなるような運営、町の行政運営をやっていくことを勘案して交付税をふやしたり減らしたりしますよということでもあるかと思うんですけれども、先ほど河野議員のほうでも指定管理者の話もありました。この中で、平成28年度にあんまり行き過ぎた民間委託とかになると、基山町に限らず格差を助長するという問題点もあるかもしれませんが、平成28年度に総務省が着手する取り組みとしては、学校用務員事務、民間委託という範疇で言うと、学校用務員、あるいは学校給食、その辺ですね、ほかの部分に関しては、基山町も民間委託して、あと本庁の受付業務等ですね、公用車運転はないでしょうけれども、電話交換とか、その辺はもう民間委託しなさいよというふうな感じで書かされてあるんですよね。これが平成29年度以降はまだ暫定的な部分はあるんでしょうけれども、図書館管理、あるいは博物館管理、公民館管理、児童遊園管理、それと役場の窓口業務、この辺を今後民間委託したものというような、あるいは運営をスムーズにやるような対策をとったというような前提で交付金を減らされる可能性もあるんですけれども、そういったことはどういうふうに、ここにも回答でいただいておりますけれども、回答以外にどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃいますように、トップランナー方式というのは、歳出の合理化をしたところにあわせて基準財政需要額の単位費を下げていくということでございますので、上がることはあり得ないということですね、全団体交付税が下がります。民間委託がいいのかどうかというのは一つ一つの事例によって、直営がいいのか、民間がいいのかを検討していくものだと思いますけれども、総体的に言うと歳出の縮減を図って、その分収入を充実させていくということであると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

いずれにしても、交付税が今後減ってくる。あるいは人口が10年後に1万8,000人を目標にしているにしても非常に厳しいですし、それ以降減少していくような社会を迎える。その中で、財政運営が厳しくなる中で公共施設等の負担が非常に上がってくる。その中にふるさと納税でどの程度カバーできるかという非常に難しいものがいろいろ絡んで今後運営をしていかなくちゃいけないということは非常に御苦労も多いかと思えますけれども、特に公共施設に関しては、財政面も勘案して、スピーディーに厳しく見て、内容を精査して進めていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩します。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番議員の末次明でございます。傍聴席の皆様、傍聴ありがとうございます。先月18日、町議会主催の町議会と語ろう会を開催いたしました。議員以外の出席者は38名でした。参加者の中からは、出席者が少ないとの意見もいただいておりますが、しっかりと皆さん方の意見は届いております。

議会の傍聴では皆様のお声を聞くことはできませんが、しっかりと見聞きしていただきたいと思っております。1人でも多くの皆様に、基山町の出来事、そして町政に関心を持っていただきたいし、議会以外のいろんな場面で声を出して意見を述べていただきたいと思っています。

そして、町民の皆様の関心があり心配されている中でも、子育て教育を含めた人口増につながる定住促進、安定した財政の継続、そして、基山町のイメージアップにもつながっている田園里山風景を維持管理している農林業の振興策が、やはり私の中では最優先課題です。

今回の一般質問は、農林業の振興と定住促進、そして、それを推進し、形にしてくれてい

る町職員の人材交流について質問をいたします。

1、基山町の農林業振興と地方税法の一部改正について。

(1)基山町の農林業問題に対する松田町長の見解を示してください。

ア、後継者問題。

イ、耕作放棄地の増加について。

ウ、耕作放棄地、いわゆる遊休農地の課税強化についてでございます。

次に、(2)基山町内の農業従事者が使える基山町農業生産基盤整備補助金高不規則というのがございます。昭和52年に交付されておりますが、アとして、過去3年間で活用された事業はあるのでしょうか。

イとして、補助の対象要件の見直しの予定はないのでしょうか。面積とか対象人員の緩和でございます。

次に2、基山町の定住促進対策と目標人口の確保についてでございます。

今、基山町が進めております定住促進策の現状と成果について伺います。

(1)定住促進と目標人口についてということ。

ア、定住の定義をどのように捉えてありますでしょうか。

イ、人口の減少、停滞に対し世帯数の増加をどう分析されて、まちづくりを進められておりますか。こちらは平成12年度の人口のピークをもとに、それ以降の人口の推移及び現在の人口、そして世帯数の増減についてお聞きしたいと思っております。

ウ、人口の増減で基山町が提供するサービスと町民税等の財源確保のバランスはとれておりますでしょうか。

エ、今、基山町はいろんな政策を打っていますが、財政の安定した継続の見通しはたっておるのでしょうか。

最後に3、基山町職員その他団体との人事交流についてでございます。

(1)他団体との人事交流についてということ。

ア、町長としての現状の評価。

イ、次年度以降の計画はあるのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の質問にお答えさせていただきます。

1、基山町の農林業振興と地方税法の一部改正についてということで、(1)基山町の農林業問題に対する町長の見解を示せ。

ア、後継者問題についてということですが、基山町は、専業で農家を営まれている方はごく少なく、大半は米麦大豆を中心とした2種兼業農家です。米価の低迷や企業の定年延長等から、我が家の農業をされる方も減少しており、現在、主として農業をされている方の高齢化とともに後継者問題は喫緊の課題となっています。しかし、決して農家だけの問題ではなく、農家の後継者がいなくなることによって農地が保全されなくなることによる災害の発生やイノシシなどの獣害の拡大による生活安全の問題、農村集落が衰退するなど、多方面にわたり影響が出ますので、地域、町全体の課題であると考えています。

イ、耕作放棄地の増加についてですが、基山町は、農家の高齢化や後継者不足、獣害により、年々耕作放棄地は拡大しています。また、近隣の農家が貸借することにより耕作することも限界に近づいているため、受け手が見つからない農地が耕作放棄地になっています。今後ますます拡大していくことが懸念されるため、町では、ことし設立しました基山農業活性化協議会等で農家の皆さんと一緒に、万次郎かぼちゃやキクイモなど、耕作条件が悪い農地で、かつ粗放栽培に向く農作物の導入などを検討し、耕作放棄地の減少を図っていきたいと考えております。

ウ、遊休農地の課税強化について。遊休農地の課税強化は、本年度税制改正により、農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し農地中間管理機構との協議を勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象としてとられる措置です。この協議勧告を行う場合は、機構への貸し付けの意思を表明せず、みずから耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定して実施することになっています。今後、個々の農地について対応を図ってまいります。今のところ基山町で課税強化される農地はないと考えております。

(2)基山町農業生産基盤整備補助金交付規則について。

ア、過去3年間で活用された事業はあるかということですが、基山町農業生産基盤整備補助金交付規則における農業生産基盤整備事業とは、国、県の補助対象にならないものを前提に、圃場整備、かんがい配水施設の新設・改良、農道の新設・改良、農道舗装、客土、暗渠排水及び農用地造成を対象にしています。

過去3年間の活用実績は、本年度を含めた過去3年間で4事業を補助しており、全てかんがい排水施設の新設となっています。

イ、補助の対象要件の見直しの予定はないかということでございますが、今のところ要件の見直しは考えておりませんが、農地の利用集積や農業振興策を進めるに当たって、その手段として要件の見直しが有効と見込まれば検討する事項になると考えております。

2、基山町の定住促進対策と目標人口の確保について。

(1)定住促進と目標人口について。

ア、定住の定義をどのように捉えてあるかということですが、定住とは、一定の場所に住み続けていただくことであると考えております。

イ、人口の減少、停滞に対して世帯数の増加をどう分析され、まちづくりを進められているかということでございますが、人口の減少については、既存世帯からの若年層の転出が主な要因と考えており、それに対して世帯数の増加については、単身世帯の転入などが要因ではないかと考えております。そのため、子育て・若者世帯の住宅取得補助金、新婚世帯家賃補助金、福岡都市圏へのPR事業を行うなど、人口増対策を柱にしたまちづくりに取り組んでいるところです。

ウ、人口の増減で基山町が提供するサービスと町民税等の財源確保のバランスはとれているのかということでございますが、人口増減で町民税等に影響はありますが、国からの地方交付税等の措置等もあることから、行政運営については財政のバランスをとりながら必要な施設を実施してまいります。

エ、財政の安定した継続の見通しは立っているのかということですが、将来に向けて行政サービスの安定的な提供を図り、安定した健全な財政運営を継続していくために、既存歳入のさらなる充実や新たな収入の模索等の歳入増対策と経費削減や重点配分による歳出縮減対策を同時に行い、堅実な財政運営に向け努力を続けていくことが必要です。

3、基山町職員の他団体との人事交流について。

(1)他団体との人事交流について。

ア、町長としての現状評価はということでございますが、現在、町における人事交流等については、国の機関より派遣を受けている職員が2名、派遣している職員が1名、県に派遣している職員が1名となっております。

派遣を受けている職員については、自身に係る事業成果もさることながら、管理職として

高い職務意識や仕事の手法等を周囲に伝えていただき、町職員の人材育成という面についても効果が上がっているものと考えております。

また、今まで派遣しておりました職員についても、町内だけでは得ることのできない広い視野と知識、経験を得て戻ってきておりますので、人事交流等の全体を通しての評価としても大きな成果が出ているものと考えております。

イ、次年度以降の計画はあるかということですが、人事交流を実施する方向で検討しているところでございます。

1回目の回答は以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私が一般質問で農業関係を質問させていただくのは、まだ2年にはなりませんけど3回目になります。基山町で生まれ育った私、60年近くこの基山町の移り変わりを見てきておりますが、ここ二、三十年の特に中山間地の農地、山林の衰退といいますか、産業としての衰退、土地の荒廃は、単に基山の主幹産業が変化しているというだけでは片づけられないと思っております。基山町のイメージダウンにつながりかねません。今、国が進めておる施策、農地法、税法、あるいは農業委員会や農業関係団体の見直しがされておりますが、そのまま基山町に当てはまるかどうかという、決してそうではないと思っております。TPP問題や中国経済など、日本国内の常識や判断が通用しない大きな課題、壁があるということ、まさに今が正念場だと思っております。基山町としても、ぶれない姿勢で農業問題に取り組んでいただければいいと思っております。

そこでまず、ことし4月に町内の農業者団体等で設立されました、先ほども説明がありました基山農業活性化協議会の動きですが、進捗状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

ことし設立していただきました基山農業活性化協議会ですけれども、夏場に大学の先生をお呼びして講演をやっていただいた後に行っております事業としては、各農家の皆様あてに

アンケートをとらせていただきました。その集計を今行っているところでございます。また、11月には基山町の将来の農業振興を見据えまして、農産物加工場をどうしていくかという観点で長野県のほうへ視察に行っていたところでございます。そういうものを通してながらとりまとめた結果をもとに、まだアナウンス等はやっておりませんが、2月初旬を中心に、農業者だけではなくて、町内の一般住民の方も御参加いただけるような意見交換会みたいなものを農業委員会と一緒にできないかということで、今計画を進めているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

さっき1回目の回答でいただきました万次郎かぼちゃやキクイモなどなんですけれども、こちらのほうについては、じゃ、やってみようという方が既に何人か手を挙げられているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、万次郎かぼちゃにつきましては全体的には進んでいないところなんですけれども、実はことしの2月、3月ぐらいにそういう話を持ち出していたときに、農協のほうが即座に動いていただきまして、天草のほうへ視察に行かれまして、苗を導入してこられました。たしか2件だったかと思うんですけれども、町内の農家の方の作付がされたところでございます。非常に収穫量も、1つる当たり20個以上、平均、多いところでは40個以上とれるらしいんですけれども、そういうものをどのように定着していくかということで、今、農協のほうといろいろなお話を進められないかということで支所とは話しているところです。そう言いますのが、収穫した後に40日程度の貯蔵が必要でございますので、農協の貯蔵倉庫を活用しないと、これはなかなか入れられないなと思っているところでございます。

キクイモについては、既に数件の農家が栽培をされておるところでございますけれども、ここを農協以外で取りまとめを行うところをつくっていかないと、面積の拡大はなかなか難しいんじゃないかということで、基山農業活性化協議会の中でそのようなお話をしながら、態勢がとれないかというようなところをやっているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それで、要するにこのカボチャとか芋というのは、物すごくイノシシとかが大好物なんです。城戸・丸林地区——6区のほうではある程度イノシシ対策を今とられているんですけど、園部地区、特に小松とか黒目牛あたり、あるいは宮浦の方面では、まだまだイノシシがあると聞いています。その辺の有害鳥獣対策というのは、それなりに一緒にとられるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

一概に、今お聞きのところは耕作放棄地を念頭にということになるのかもしれないんですけども、やはり広く一般の耕作されているところ、ワイヤーメッシュ等で対策されているところでも換金性が高いということで見込まれば、農家の方が導入していただけるのではないかと思いますし、耕作放棄地になるちょっと手前ぐらい、今、国とか県は荒廃農地というような表現をしていますけれども、荒廃農地対策として、そこを耕作を続ける作物として導入していく過程では、ワイヤーメッシュ等も同時にそういうところに張っていくということではないかと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次は後継者問題なんですけれども、後継者については喫緊の課題であり、地域、町全体の課題であるというふうに答えていただいております。

後継者問題は、農地の集約や法人化、そして町外からの新規就農者の導入だけではなく、やはり基山町にいる農家、農地所有者、それから農業に関心ある人を一人でも巻き込んで、それなりの集まりを組織することが重要じゃないかと思いますが、要するに、収益や効率だけを追わずに、不平不満を言わないで黙々と農業をする人の育成、要するにプレーヤーですね。黙々と農業をするような人の育成が必要じゃないかなと思いますが、そのあたりについては、何か育成策はありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今、黙々と云々というようなところはちょっとわかりませんですけども、いずれにしましても、農業をしようがしまいがそれぞれ生活があられますので、農業をされてその生活が成り立っていくというのは大前提なのかなと思っているところです。

それで、よく後継者問題という中で、後継者というと青年層あたりがいるいないというところのみをもって考えがちですけども、先ほど言いましたように、6月に大学の先生をお呼びして講演をやったときに、はっとやっぱり気づかされる問題がありまして、今、兼業農家の方、もしくは兼業農家をされているところで自分自身は就農していない方、企業にお勤めの方、そういう方がやっぱり定年退職後に戻ってこれる、そういう体制づくりというのが必要ではないかと思っております。そういうところで重要なのは共同作業をいかに組み上げるかでございますので、農活協議会の中では、やはり法人化議論に合わせて、地域——わかりやすく言うと、複数集落ぐらいで構成するような作業班的なものできませんかというような、そういう検討を今からしていくべきではないかと思っています。

そういう中で、やっぱり退職した後とか、今現在でも結構なんですけれども、地域の農業を守るというような意識づけの中で、地域の中で、やっぱりプレーヤーとして参画していただくというそういう環境づくりも必要だと思っておりますので、そういう方向で進めていきたいと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひよろしく願いいたします。

それから、現在、認定農業者というのが6名いらっしゃるというふうにお聞きいたしました。この認定農業者の育成というのはできないんでしょうか。それとも、ハードルが高いのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

認定農業者問題というのは、非常に難しい問題で、喫緊に対応すべき問題というふうに考えています。それは今回、本議会に上程しています農業委員会の中でも委員の過半を占めるとかそういうものが法律上書き込まれたところなんです、今現在、基山町には6名で、来年4名、更新時期を迎えるところでございます。

そういう農業委員会にかかわらず、例えば農業施策の受け皿というところでは、担い手というところで認定農業者が位置づけられておりますので、今から先、基山町が農業政策を打っていく過程で、認定農業者が少ないというのは非常にここは問題であります。そういう認識のもとに、本年度、年度当初から取り組みましたのが農業経営基盤強化促進法の基本構想の見直しでございまして、ここの認定基準の460万円を県内では唯一360万円まで下げしております。そういう中で、できるだけ前広に捉えられるような施策をくみ上げてきているところです。ちなみに、県が今400万円まで下げしておりますので、よその市町は十分確認はしておりませんが、多分400万円になっているところです。そういうものと、前回9月議会以降、町長も申しておりますけれども、農業施策の中できちんとそこを頭出ししていきたいという中で、認定農業者の行く末につながるようなものを、今検討はしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、個人での認定農業はなかなか難しいと思うんですが、法人化といいますか、例えば集団で農業をやる場合の法人の中の一個人を認定農業者と認定することはできるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

それは農地所有適格法人になすのかどうかというのは別にしても、今現在、集落営農組織を法人化するという、これも経営所得安定対策上求められているところでございますので、先ほどの基山農業活性化協議会の中で議論しているところでございます。仮に法人化になった場合に、その役員というのは、今回の認定農業者に準じる者等の扱いは受けますので、直接的な答えにはなっていないとは思いますが、その地域農業の主たる担い手なり、

先導していただくリーダーとして捉えることは可能じゃないかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、耕作放棄地の増加についてなんですけれども、皆さんがふだんにされる、幹線から見る農地は、比較的優良農地なんです。ところが一步、集落のさらに上にあります里山とかが基本的に今、基山町は大変荒れていると。以前は軽トラックとかでも行けたようなところが、路肩が崩れて道路修繕もなかなかされていないようなところも、多分、1区、2区、4区、6区、山の近くに行ったらたくさんあると思います。しかし、ところを放置してだんだん遊休地、耕作放棄地をふやしていけば、今皆さん方が目にしている優良農地も、そのうちに耕作する人がいなくなるかと予想されます。その前に、私の考えなんですけれども、人がふえて食べるためのものが少なくなれば、山を切り開いて田畑をつくって作物をつくる。でも、人が減り自給もしなくなってくれば、それなりに自然に、元に戻すというのも一つの方策ではあると思うんですが、本当に山の中に入っていきますと、江戸時代から、あるいは明治から昭和の初めごろにかけて先人たちが苦勞してくわや鎌、やすきで開発した田畑が、今でもその形跡が残っておるんですね。そういうところを、私たち人間が知恵があるならば、せっかく先人が耕してきた耕作放棄地を、松田町長が生きていらっしゃる間、それから鳥飼議長がいらっしゃる間、私が議員の間に基山町を耕作放棄地にしたくないというのが私の一番の願いでございます。

そこでまず、農家に人を来てもらうということも大切だと思うんですが、きっかけづくりという、農家の人たちはそれなりのきっかけをつくらないとなかなか動いてくださらない場合もありますので、その辺、産業振興課がリードして役場内でそういう人を、リーダーをつくる、もう一つ前の段階の教育といいますか、そういうのは何かできないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

人に来ていただく、そういう部分でのリーダーというのはどういうものを指すかわからないんですけれども、例えば、今回9月におきまして特定農地貸付法によります市民農園制度についてきちんと制度化したところでございます。ここはその際説明したときに、至って農

業政策としてここをやりますということで申し上げたところです。そこは、今荒れている農地を市民の方に耕してもらおうと。その中で、その料金を取ってはどうかということで考えておりますので、本当に乱暴な計算かもしれませんが、一反に10平米ぐらいで区画を貸し付ければ、そこから1万円ずつ取れば100万円が生まれるような、そういう皮算用的な計算ではありますけれども、今現在、収益を生んでいない農地をそういう形で収益を生み出すというところをきちっと取り組んでいただくと、人を読んでこれるのではないかと考えているところです。

町内には、そういうことで福岡都市圏から、例えば農作業体験ということで取り組まれているところもいらっしゃいますので、いろんな形でそこら辺と連携しながらやっていけば、農村のほうに今よりも人が来るのではないかと、思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、ウとして遊休農地の課税強化についてでございます。

農地ですから、もともと固定資産税は安いのですが、農業委員会、それと農地中間管理機構の勧告に従わないと課税額が1.8倍になるということになっております。回答では、今のところ基山町で課税強化される農地はないということですが、今現在どのような手続きを踏まれて今ないというふうに言えるのか、通知の発送等は終わっているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、手続きについては今からでございますので、発送等はまだ行っておりません。ちなみに数字的なところでお答えさせていただきますが、今現在、耕作放棄地として捉えておりますのが21ヘクタールで、昨年より5.4ヘクタール増加しております。この中で、A判定、B判定といいまして、農地へ戻すことができると判断しているA判定が7.8ヘクタール、B判定が13.2ヘクタールということになっています。ここのB判定については非農地通知という別の手続きなんですけど発出いたしまして、農地から外そうと思っているところです。もちろん、農家の御同意を得た上でですが。

そこで、先ほど言いましたA判定の7.8ヘクタールについて今から先の手続きですが、こ

の農地については全て一旦、農地中間管理機構への貸し出しの意思を示していただくということを考えています。その中で、中間管理機構が、ここはどうしても借り手が見つけませんということで戻された農地、これは、貸し付けの意思は示したということで捉えられるというふうに聞いておりますので、そうであれば、貸し付けの意思を示した結果、中間管理機構が引き受けなかったという事実をもって、ここの課税強化の対象にはならないという仕組みになると思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

固定資産税ですので、平野税務課長のほうにお聞きしたいと思います。

今、基山町であえて耕作放棄をしている人はいないわけです。やむを得ず耕作放棄をするしかないのが現状ということでございますが、仮に中山間地の農地に課税とした場合の農地の中で農作物をつくっている耕作地、それから遊休農地、既に山林等になっている農地、それからもう一つは、資材置き場等にされている山林とか原野、こういう場合の課税というのは、日本の税法ではどういうふうになっているのでしょうか。

それともう一つ。私が思っているのは、利益を生んでいるところ、生むと思われるところから一定の基準で課税するというふうに思っておりますが、荒廃した手に負えない農地や山林からも日本の税法では固定資産税を取っております。ここに税がかかるのはなぜでしょうか、課長のお考えでいいので、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

固定資産税は、土地につきましても現況主義をとっています。登記上、台帳種目が農地、田畑であっても、現況が、例えば林地化をして山林になっているというものに関しては、既に山林として課税をさせていただいているという事例はございます。

資材置き場というお言葉もありましたが、そういった事例ですと、恐らく雑種地課税ということに、現況がそういう状態であれば雑種地課税ということになっておると思います。

利益を生んでいるというふうなこともおっしゃいましたけれども、基本はその土地の価値、固定資産でいうと評価額になりますけど、評価額をその土地の価値に応じて課税をさせてい

ただいているということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、今回のこの遊休のうちの課税強化、本年度の税制改正ですけれども、これについては、やはり税務課のかかわられるわけですか。それとも、農業委員会と農地中間管理機構等にお任せされるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

政務課としては、出てきた結果が全てでございます。農業委員会のほうで協議の勧告がされれば、税のほうはこの課税の強化をせざるを得ないという状況になります。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それで農業問題ですけれども、やはり農業問題も、やる気がある人を救うということになるかと思えます。

このたび、林野庁長官賞を城戸生産森林組合が受賞されました。私の父の時代、それから祖父の時代等から長年守ってきた森林を、今も一生懸命守っております。こういう方がいつもおっしゃっているのは、森林の一番の役目、森林組合の役目は、材木やサカキで利益を生み出すことではなくて新鮮な空気を生み出すこと、緑豊かな景観をつくり出すことであると。それにかかわっていることにやりがいを感じると、会うたびにいつもおっしゃいます。そのあたり、町長いかがでしょうか。山林も含めて、いま一度元気を取り戻そうと思えますが、そのためにやっぱり人づくりと思えます。現地に赴いて、もう一回現地の声を聞いて、活性化させてはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先日、城戸生産森林組合の総会に出させていただきました。そのときにも御挨拶申し上げ

ましたが、お世辞でも何でもなく、総会であそこまでの議論がされている総会に初めて出させていただいたので、そういう意味ではすごい活動——もちろん今も注目していますが、これからさらに城戸生産森林組合の活動を見ていきたいと思ひますし、勉強していききたいというふうに思っております。期待しております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしくお願ひいたします。

次に、2、基山町の定住促進対策と目標人口の確保についてということで、定住の定義をお伺ひいたしました。町長のほうからは、定住とは、一定の場所に住み続けていただくことであると考えておりますということでございます。私も、当然一定の場所に住み続けていただくことではありますが、もう一つ加えさせていただくならば、一定の場所に住居を定めて、要するに家を建てるなり家を買う、あるいは家を借りてという形になりますかね。永住するということが重要かと思ひます。このところ、人口減になかなか歯どめがかからないんですが、基山町の人口の分布というのが、ことしでしたら平成28年3月31日現在の行政区別、年齢別の人口分布が載っております。それを見て、またこの前の議会と語ろう会に出た意見の一つなんですけれども、これは6区の区長からだと思ひますが、行政組合未加入の住民の方が多い。6区の人口は約900人いらっしゃるが、6区の中でアパート、要するに賃貸の住居に住まわれている方が60世帯100人ほどいると。これにどう取り組むかということなんです。だから今、基山町が抱えている問題は、本当に人口がこの「広報きやま」なりホームページで見ますと、前月の統計にプラス——今月でしたら総人口プラス31人、世帯数プラス23世帯というふうになっております。でも、本当にこの人口がふえている中身が、しっかり基山に定住をしていただく方なんだろうかというふうに、ちょっと疑問にも感じております。このあたりについて、町長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の質問をずっと真剣に聞いておりましたが、いまいち——もし答えの趣旨が間違っていたらと思ひますけれども、まず、アパートがふえて、これは6区だけではなくて、多分一番

ふえているのが9区で、それから最近ふえ始めているのが3区と5区だと思います。そういう意味でいうと、そういうところはただ人口がふえているけれども、組合に入らない、その問題と、定住し続けない——組合に入らない人たちが定住し続けないということであれば、それはまた違う話だというふうに思いますので、そのところ。ただ、今はそういった人たちも入れても、最新の数字でいうとマイナス6だったと思いますので、その後の数字がマイナス6になっていますので、その辺は今細かくホームページに出している数字以外のことも含めて分析をさせていただいております。ただ、先ほど言いました組合に入る入らないの問題というのは、また別の問題で非常に難しい問題というふうに今認識しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それと、そのホームページ等に記載しております統計で、毎年年度末に出してあります行政区別、年齢別の人口統計が載っておりますが、せっかくこういう細かい数字を出してあるんですけども、まちづくり課としては、定住促進室はどういうふうな形でこれを活用されているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

今、議員おっしゃいましたホームページへの統計データ、こういったところにつきましては当初、平成12年が1万9,176人とピークでございましたけれども、平成27年までには徐々に人口のほうも減少をたどっております。平成28年のここ8月、9月、10月あたりは人口のほうも少しずつふえてきておりますけれども、そういったデータをもとに、移住定住に係る施策としましていろいろ考えておるわけでありまして。

今年度としましては、まず、子育て若者世帯の住宅取得補助金、それから新婚世帯家賃補助金、それから、空き家関係の対策としてすまいるナビ、移住定住業務としまして移住定住に関するPR、こういったものに力を入れていきたいと。またそのほかにも、移住体験をするためのリノベモデル住宅業務、それから、これも空き家対策になりますけれども、J T Iのマイホーム借り上げ制度との連携、それから、若者をもう少し呼び込むための施策の一つ

として、婚活支援業務といったところで平成28年度、取り組んでいるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それとあと、これは平成28年2月から3月に調査されたアンケート、基山町に引っ越してこられた方の中での住宅関係の御意見を見ますと、世帯向け、要するに一戸建てというふうに理解しているんですが、「世帯向けの住宅が少なかったイメージ」、「住宅選びに苦労しました」というものもあります。実際に、結婚を機に基山町に引っ越してきて、夫婦になって子育てをして、子どもが小さいうちは賃貸等に住みますけれども、基山を非常に気に入ると。ああ、これはいい、基山にもう永住したいと思ったときにちょっと家が手狭になって、少し金もある、資金もできたので基山に住もうかなと思ったときに、手ごろな住宅がなかなかないのが現状じゃないかなというふうに認識しております。先ほどの農地の問題もありますけれども、市街化区域内での残存農地、まだまだたくさんあると言われてはいますが、民間の業者がばらばらで小規模開発をしておりますので、入り口のところ、大きな道路に面したところはそれなりの開発がなされておりますが、それからちょっと奥まったところとかにまだ残存農地が残っていますし、国道3号、あるいはJR周辺、このあたりというのは、子育てをする上ではどうしても騒音等、それから子どもの安全を考えると、いくら市街化区域であつても宅地には向いていないというふうに考えます。このあたりを解消するためには、やっぱりそれなりの市街化調整区域内でも場合によっては白地のところをもう一回検討するのが必要じゃないかと思っておりますけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに民間の事業者が今ばらばらにということでしたが、最近やっていることは、業者の方々の本当の意見交換というか情報交換を密にしておりますし、対県に対しても新しいメニューのことの勉強なんかも含めてやっておりますので、そこらあたりはかなりの勢いで今進んできていると思いますので、もうしばらくぜひお時間を頂戴すれば、さらに進んでいくというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、毛利参事のほうにお伺いいたします。

今、基山町には空き家が多いということですが、実際にすまいるナビの登録というのがいま一つ進んでいないような気がいたします。この辺についてはやはり、それなりに担当者が本気度を出して取り組む必要があると思いますし、窓口の一本化をしていくことが重要だと思います。仮に福岡のあたりの方が、農業にも興味があるけれども、空き家を探しているというときに、産業振興課とかそのほかの部署にも電話が行く場合もあるかもわかりませんが、そういうのが一本化されるような窓口というのは検討されていないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

まず、すまいるナビでございます。このすまいるナビにつきましては現在、本年度10月からスタートしてまだ、議員おっしゃるとおり登録件数が非常に少ない状況であります。そのために、定住促進室としてもすまいるナビのPR、空き家の周辺の方へは直接お会いして話を進めていくなど、直接足を運びながら話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、相談窓口でございますけれども、相談窓口につきましては、基山町役場のまちづくり課定住促進室で窓口を既に設置をさせていただいておりますのでさらなる周知は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしくお願ひいたします。特に基山町外、福岡都市圏だけ、福岡市周辺だけじゃなくて、今は全国規模に人は動きますので、ぜひ全国規模でのPRをしていただきたいと思います。

次に、人口の増減で基山町が提供するサービスと町民税等の財源確保のバランスはとれているかということでございます。

今、松田町長になりまして、いろんな子育ての支援策、住宅政策等が出されておりますが、果たしてこういう方たち、人がふえて来ていただくということはいいことではございますけ

れども、それなりの見通しがあつて、最終的には基山町の財源に寄与していただくというのが一番じゃないかと思いますが、そういうシミュレーションといいますかモデル的な家族を、例えば子ども2人の家族で、何年間は子育てのために基山町からのいろんな支出は出るが、ある程度の年齢になると返ってくるとか、そういうふうなシミュレーションとかは何かしてあるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

シミュレーションの話ですけれども、実際まだシミュレーション等は行っておりません。行ってはおりませんけれども、先ほど御説明させていただきました子育て若者世帯住宅補助金等もいろいろPRをしながら——この件数も30件目標予定を立てておりましたけれども、既に33件ありまして、非常に基山町としても支援ができているんだと思っております。今後、算定に関しては考えていきたいというふうを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

先ほど、松石健児議員も言っていましたけど、中長期財政計画等を見ますと、将来的には基金も枯渇するし財源も非常に苦しくなるということになっております。それでもインフラ整備、いろんな学校関係とか子ども関係の施設等もまた直していかなくちゃなりません。やはりそれなりの税収が必要だと思いますが、一方で基山町が今、産業振興課等で進めてるのは企業の誘致とかでございますけれども、基山のこの利便性から考えると、人に安心して子育てができるまちづくりが一番合っているんじゃないかなというふうに思いますが、その辺は町長としては、町の場所は土地土地によって利用できる場所は違うと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどからデータの話も出ておりますが、私が今データで一番頼りにしているデータがゼロ歳児の数です。平成16年ぐらいに今さかのぼって、それ以来ぐらいにふえてきているとこ

ろであります。ゼロ歳児がふえたからといって、当然さつき言われたモデルの4人家族がふえているのではないかもしれません。ただそこは、少しでもそういうものがふえていくということがこれからの基山町の糧になっていくと思いますので、そのために必要なことは、そういうゼロ歳児を持つような家庭の、職場とあとは仕事に専念できるための保育所、そして放課後児童クラブだというふうに思っておりますので、このあたりを中心に、これからまた考えたまちづくりをやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次はまちづくり課の阿部課長のほうにもお伺いしたいと思います。きょうなかなかしゃべることが、私も少なかったの。

基山町の人口ですけど、人を呼び込むということで見返りを求めてはいけないと思うんですね、町とか行政とかいうことは。しかし、それなりに計算をしていかなくちやなりませんけど、仮に、せっかく基山で育てて高校までいった人たちが、基山町を巣立って東京の大学に行く、その後、また東京、大阪等で就職をするという形になるかと思いますが、そういうときに、どういう思いを持って子どもを巣立たせたいと思っておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

なかなか難しい問題だと思いますが、私の私見ということで申し上げます、やはりふるさとを愛する子どもたちを育てて、その子どもたちが成長して巣立って行って、また基山町に戻ってきたいと思ってもらうための対策が必要ということ、昨年来常々思っているいろいろ考えてきました。それで、昨年度は仕込みの年、ことしは実行の年ということで、補助金等々も空き家対策もまだまだ進み続けるところですけども、やっていっているところです。毛利参事のほうも申しあげましたけれども、当初予定していた30件の補助金が既に目標を達成したというのが、効果があらわれていると思います。この方々は、今から定住してきます。ですので、その効果は今からあらわれてきます。そういうことで、これから徐々に人口もふえていこうと期待するところですし、我々も今後、福岡都市圏へのPRもこれからやっていきます。ですので、あとはいかに受け皿をしっかりとつくっていくかということが大切だ

とっております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

最後の他団体との人事交流ということでございますけれども、国や県の施策に左右されにくい基山独自の施策を展開できる部署に現在配置してあるかと思っておりますけれども、松田町長は、これはどういう部署が適切と思われているのか。それとも、どんな部署でも別に深く考えずに配置されているのでしょうか、人事交流で来られた方というのは。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

本人たちがいますので、どこまでしゃべっていいかわかりませんが、土田課長につきましては、農業と商工行政、両方経験者ということで、特に基山町はやっぱり農業がわかってないとだめなんじゃないかということで、そういう部署のほうに来ていただいて頑張っているところでございます。

阿部課長のほうは、持ち前の明るさで基山のまちづくりを明るくしていただくということで――笑いが出ておりますが、多分皆さんもそう思われているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、それと、仕事のほうは財務省というのはそういう財産管理とかのそういう仕事もやりますので、まさに基山町有地の問題の一端も今解決していただいたりしております。そういう意味で、そういう部署に来ていただいております。

それから、逆に行ってもらっている人は、県であれば地方創生のまさに最前線に今行ってもらっていますし、来年4月からはまた別の部署に派遣するようなことを考えております。それから国のほうも、今はまさに企業を振興するということで中小企業担当のところは今配置、頑張らせていただいているようなそういうことでございます。そういう方々がまた戻ってきたときに楽しみだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

最後にもう一回、町長のほうにお聞きしたいんですけども、私は民間企業にしか勤めていなかったのだからわからないんですけども、民間企業では利益を出すこと、それで競争に打ち勝つことというのが一番大切だと言われて、負ければそのまま家族を路頭に迷わすということで、経営者も従業員も、それを必死で守ってきたわけです。国の役人といったら語弊がありますけれども、松田町長を初め国の出身の方は、例えば実際言うと、基山町から見ますと近隣の市町を仮にライバルと考えると、そういうふうな競争とか打ち勝つということについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

時間がないので簡潔に申し上げますが、まずは、これ一度答えたと思ったんですけど、一番いいところ、その自治体、例えばみやき町が頑張っている一番いいところを模倣する、パクると言って修正した覚えがありますが、まさにそれを模倣して、それを組み合わせて基山町独自のものとしてやっていくということなので、結果としてそれで勝ち負けが出てくることもあるとは思いますが、基本まず、勝ち負けを意識せずに最善を尽くすということを今考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ありがとうございました。やはりまちづくりは私は人づくりだと思っていますので、せっかく人事交流でこられた方の意思を尊重して、残られた職員の方が継続して業務に励まれることを願っております。どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時40分 散会～